秋田県文化財調査報告書第225集
払田柵跡調査事務所年報１９９１

払田柵跡

――第88～91次調査概要――

１９９２・３

秋田県教育委員会
秋田県教育庁払田柵跡調査事務所

ほったのさくあと

払田柵跡

―― 第88～91次調査概要 ――

1992・3

秋田県教育委員会

秋田県教育庁払田柵跡調査事務所

外郭線角材列（南から）

1　外郭線角材列（東から）

2　外郭線角材列（東から）

板　　塀（東から）

板　塀（西から）

１　ＳＢ937掘立柱建物跡（北から）

２　同　　上（南から）

１　ＳＢ937掘立柱建物跡北西隅柱土層断面（東から）

２　ＳＢ982・Ａ・Ｂ掘立柱建物跡と板塀（東から）

１　ＳＢ937掘立柱建物跡と板塀（南西から）

２　板　　塀（西から）

１　ＳＢ941・ＡとＢ２柱掘形重複状況（南から）

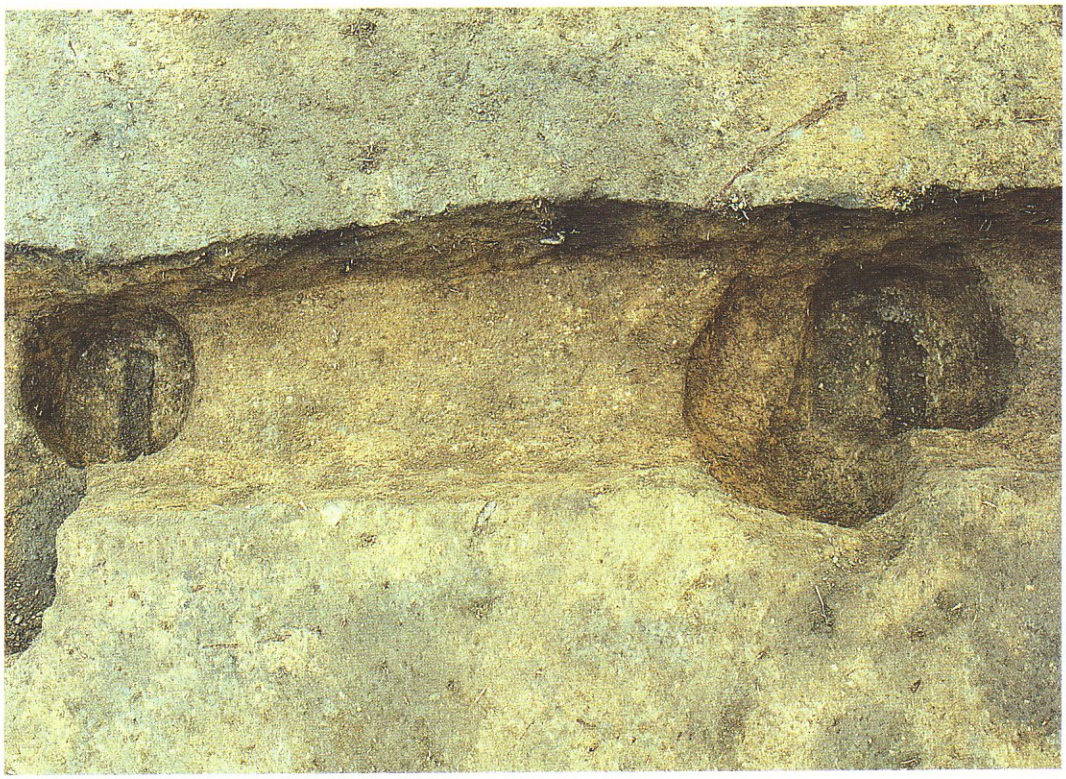

２　ＳＤ1004板塀の柱痕跡

序

国指定史跡払田柵跡は、管理団体である仙北町による環境整備も順調に進捗し、見学者も年々増加していることは喜びに堪えないところであります。

平成３年度の調査は、第４次５年計画の３年次にあたり、内郭丘陵部の調査を主とし４地区の調査を実施しました。

第88次調査は小規模な調査でしたが、外郭線角材列を良好な状態で検出することができました。

第90次調査は政庁東側にある平坦地の利用状況の解明を目的とし、初めてこの地に調査の手を加えました。その結果、竪穴住居跡や掘立柱建物跡などのほか、多くの板塀跡が検出されました。板塀によって区画される建物は本調査区の南側に存在が予想され、今後調査を拡大する必要が出てきました。

本書は以上のような成果を収録したもので、古代城柵官衙遺跡の研究上、資するところがあれば幸いに存じます。

最後に、調査ならびに本書作成にあたって御指導・御助言を賜りました、文化庁、奈良国立文化財研究所、国立歴史民俗博物館、宮城県多賀城跡調査研究所、秋田市教育委員会秋田城跡調査事務所に心から感謝申し上げるとともに、史跡管理団体仙北町、同教育委員会、千畑町教育委員会ならびに土地所有者各位の御協力に対し、心から厚く御礼申し上げます。

平成４年３月５日

秋田県教育庁払田柵跡調査事務所
所　長　冨　樫　泰　時

例　言

1　本書は秋田県教育庁払田柵跡調査事務所が、平成３年度に実施した第88～91次調査の概要報告である。

2　土色の記載については、小山正忠・竹原秀雄編著『新版標準土色帖』1976（昭和51）年を参考にした。

3　実測図は国土調査法第Ｘ座標系を基準に作成した。実測図及び地形図中の方位は座標北を示し、磁北はこれよりＮ７°30′00″Ｗである。詳細は『払田柵跡調査事務所年報1977』を参照されたい。

4　遺構には下記の略記号を使用した。

ＳＡ　柱列、　ＳＢ　掘立柱建物跡、　ＳＤ　溝、　ＳＩ　竪穴住居跡、　ＳＫ　土坑、ＳＫ(Ｔ)　Ｔピット　ＳＸ　その他の遺構

5　掘立柱建物跡の模式図には下記の記号を用いた。

○ 柱掘形　◉ 柱痕跡　● 礎石

払田柵跡調査事務所年報1991

目　　次

第１章　はじめに …… 1
第２章　調査計画と実績 …… 2
第３章　第88次調査 …… 5
第４章　第89次調査 …… 13
第５章　第90次調査 …… 18
　第１節　調査経過 …… 18
　第２節　検出遺構 …… 21
　第３節　出土遺物 …… 61
　第４節　小　　結 …… 73
第６章　第91次調査 …… 76
第７章　調査成果の普及と関連活動 …… 80

挿　図　目　次

第１図　払田柵跡調査実施位置図 …… 4
第２図　第88次調査実施位置図 …… 5
第３図　調査区全体図 …… 6
第４図　ＳＡ933平面図 …… 6
第５図　土層断面図 …… 7
第６図　角材列側面図 …… 8
第７図　遺物 …… 9
第８図　砂利層分布図 …… 11
第９図　第89次調査位置図 …… 13
第10図　調査区全体図 …… 14
第11図　政庁・第60次調査区との位置 …… 14

第12図　ＳＤ774 ……15
第13図　トレンチ土層断面図 ……15
第14図　遺物 ……17
第15図　第90次調査位置図 ……18
第16図　遺構配置図 ……19・20
第17図　調査区周辺の地形 ……22
第18図　政庁と調査区 ……23
第19図　ＳＩ935・943・944，ＳＡ1026，ＳＫ945・973 ……24
第20図　ＳＩ936，ＳＫ979 ……25
第21図　ＳＩ967，ＳＤ984 ……27
第22図　ＳＩ965，ＳＢ937・1013，ＳＡ940・964，ＳＫ1019 ……29
第23図　ＳＢ937柱掘形土層断面図 ……30
第24図　ＳＩ934，ＳＢ941・Ａ・Ｂ１・Ｂ２ ……31・32
第25図　ＳＢ941・Ａ・Ｂ１・Ｂ２柱掘形土層断面図 ……33
第26図　ＳＢ982・Ａ・Ｂ柱掘形土層断面図 ……34
第27図　ＳＩ968，ＳＢ982・1014，ＳＤ993・995・1023，ＳＫ（Ｔ）1020 ……35・36
第28図　ＳＢ1013柱掘形土層断面図 ……37
第29図　ＳＡ940 ……38
第30図　ＳＡ964土層断面図 ……38
第31図　ＳＤ988東２柱穴 ……40
第32図　調査区南西部の溝 ……41・42
第33図　ＳＤ988～991・1008・1009 ……43
第34図　ＳＤ1015・1016 ……48
第35図　ＳＫ938・939，ＳＫ（Ｔ）1017 ……50
第36図　土坑群 ……51
第37図　ＳＫ946～949・977 ……53
第38図　ＳＫ950～953・978 ……54
第39図　ＳＫ954・955・957・958・980・981 ……56
第40図　ＳＫ959～962 ……57
第41図　ＳＫ963・971・976 ……58
第42図　ＳＫ（Ｔ）975・983・1010・1020 ……60
第43図　ＳＫ969・1024，ＳＸ970 ……62

第44図　ＳＩ934出土遺物……64
第45図　ＳＩ935・936出土遺物……65
第46図　ＳＩ943・944・967出土遺物……66
第47図　ＳＢ937出土遺物……67
第48図　溝出土遺物……67
第49図　土坑出土遺物（１）……68
第50図　土坑出土遺物（２）……69
第51図　その他の遺構出土遺物……70
第52図　遺構外出土遺物（１）……71
第53図　遺物外出土遺物（２）……72
第54図　遺構変遷模式図……73
第55図　第91次調査位置図……76
第56図　トレンチ位置図……77
第57図　トレンチ土層断面図……78

表　目　次

第１表　調査計画表……2
第２表　調査実績表……3
第３表　角材観察表……10
第４表　遺構の重複関係……73

図　版　目　次

巻首図版１　第88次調査　外郭線角材列
巻首図版２　第88次調査　１　２　外郭線角材列
巻首図版３　第90次調査　板塀
巻首図版４　第90次調査　板塀
巻首図版５　第90次調査　１．２　ＳＢ937掘立柱建物跡
巻首図版６　第90次調査　１　ＳＢ937掘立柱建物跡北西隅柱土層断面
　　２　ＳＢ982・Ａ・Ｂ掘立柱建物跡と板塀
巻首図版７　第90次調査　１　ＳＢ937掘立柱建物跡と板塀　２　板塀

巻首図版８　第90次調査　１　ＳＢ941・ＡとＢ２の重複状況　２　ＳＤ1004板塀の柱痕跡
図版１　第88次調査　１　２　外郭線角材列
図版２　第88次調査　１　外郭線角材列　２　布掘りと角材の断面
図版３　第88次調査　１　西に傾く角材列　２　刻書のあるNo.３角材　３　刻書
図版４　第89次調査　１　調査前の状況　２　ＳＤ774溝
図版５　第89次調査　１．２　ＳＤ774溝
図版６　第89次調査　１．調査区全景　２　Ａトレンチ土層
図版７　第90次調査　１．ＳＩ936竪穴住居跡　２　同カマド
図版８　第90次調査　１　ＳＢ937掘立柱建物跡　２　ＳＩ965・ＳＢ937・ＳＤ997
図版９　第90次調査　１．２　ＳＢ937の柱掘形断面
図版10　第90次調査　１．２　調査区北部の遺構
図版11　第90次調査　１　ＳＢ941・Ａ・Ｂ１・Ｂ２掘立柱建物跡とＳＩ934
２　ＳＢ941・ＡとＢ２の重複状況
図版12　第90次調査　１　ＳＢ941・Ａ西妻柱とＢ２北西隅柱の重複
２　ＳＢ937とＳＢ1013の重複
図版13　第90次調査　１　ＳＢ937掘立柱建物跡と板塀　２　板塀
図版14　第90次調査　１．２　ＳＤ990・991の出入口部
図版15　第90次調査　１．２　ＳＩ966を切るＳＤ1002
図版16　第90次調査　１　ＳＤ984　２　ＳＩ967とＳＤ984
図版17　第90次調査　１　板塀出入口部隅の柱痕跡　２　ＳＤ1006板塀の柱痕跡
図版18　第90次調査　１　板塀の柱痕跡　２　ＳＤ1006板塀の柱痕跡
図版19　第90次調査　１．２　土坑群
図版20　第90次調査　１　ＳＫ947土坑　２　ＳＫ960土坑とＳＤ984板塀
図版21　第90次調査　１　ＳＡ1026柱列の掘形断面　２　ＳＫ（Ｔ）975
３　ＳＫ（Ｔ）983
図版22　第91次調査　１．２　Ａ～Ｃトレンチ
図版23　第91次調査　１　Ｄトレンチ　２　Ｆトレンチ
図版24　第88・90次調査　遺　物（１）
図版25　第90次調査　遺　物（２）
図版26　第90次調査　遺　物（３）
図版27　第90次調査　遺　物（４）

第1章　はじめに

払田柵跡は秋田県仙北郡仙北町払田・千畑町本堂城回にある。遺跡は雄物川の中流域に近く大曲市の東方約6km、横手盆地北側の仙北平野中央部に位置し、第三紀硬質泥岩からなる真山、長森の丘陵を中心として、北側を川口川・矢島川、南側を丸子川（鞠子川）によって挟まれた沖積地に立地する。1902・3（明治35・36）年の千屋村坂本理一郎による溝渠開削の際や、1906（明治39）年頃から開始された高梨村耕地整理事業の際発見された埋木が、地元の後藤宙外・藤井東一の努力によって歴史的遺産と理解され、遺跡解明の糸口が開かれた。1930（昭和5）年3月後藤宙外が調査を実施し、さらに同年10月文部省嘱託上田三平によって学術調査が行われて遺跡の輪郭が明らかにされた。この結果に基づき1931（昭和6）年3月30日付けで秋田県最初の国指定史跡となり、1988（昭和63）年6月29日付けで史跡の追加指定がなされて現在に至っている。

1970年代になって、指定地域内外の開発計画が立案された。そこで秋田県教育委員会は地元仙北町と協議の上、この重要遺跡を保護するため基礎調査を実施して遺跡の実態を把握することを目的に、1974（昭和49）年現地に「秋田県払田柵跡調査事務所」を設置し、本格的な発掘調査を開始した。さいわい、地元管理団体仙北町および地域の人々の深い理解により、史跡指定地内は開発計画から除外された。当事務所は1986（昭和61）年4月「秋田県教育庁払田柵跡調査事務所」と改称した。現在は「払田柵跡調査要項」の第4次5年計画に基づいて計画的に発掘調査を実施している。これまでの調査成果を要約すると次のとおりである。

史跡は長森・真山を囲む外郭線と、長森を囲む内郭線からなる。外郭は東西1,370m、南北780mの長楕円形で、外郭線の延長3,600m、内郭を含む総面積約875,000m²である。外郭線は1時期の造営で角材列が一列にならび、東西南北に八脚門がつく。内郭は東西765m、南北320mの長楕円形で面積約163,000m²、内郭線の延長は約1,760mで石塁、築地土塀、（東・西・南の山麓）と角材列が連なり、東西南北に八脚門がつく。内郭北門は2時期、内郭南門と東門は4時期にわたる造営が認められる。長森丘陵中央部には政庁がある。政庁は板塀で区画され、正殿・東脇殿・西脇殿や付属建物群が配置されている。これらの政庁の建物にはⅠ～Ⅴ期の変遷があり、創建は9世紀初頭、終末は11世紀初頭である。政庁の調査成果は報告書『払田柵跡Ⅰ－政庁跡－』（昭和60年3月）として公刊した。

出土品には、木簡・墨書土器・塼・土師器・須恵器・灰釉陶器などがある。木簡には「飽海郡少隊長解申請」「十火大粮二石二斗八升」「嘉祥二年正月十日」などの文書・貢進用木簡がある。墨書土器には「懺悔」「厨」「厨家」「缶舎」「文」などの文字がある。

管理団体仙北町は1979（昭和54）年から保存管理計画による遺構保護整備地区である内郭地域の土地買い上げ事業を進めており、1982（昭和57）年からは環境整備事業を実施している。

第2章　調査計画と実績

平成3年度の調査は「払田柵跡調査要項」に基づく、第4次5年計画の3年度にあたる。さいわい事業費については、秋田県の要求額どおりの国庫補助金の内示（総計費1,400万円のうち、国庫補助金700万円）を得たので、次のような「平成3年度払田柵跡調査計画（案）」を立案した。

第1表　調査計画表

調査次数	調　査　地　区	調査予定面積	調　査　期　間	備　　考
第88次	外郭東部 （仙北町払田字大谷地）	10m²	4月10日～4月20日	仙北町の現状変更届出に伴う調査
第89次	内郭北部 （仙北町払田字百目木）	450m²	4月21日～6月30日	
第90次	内郭北部 （仙北町払田字長森）	800m²	7月1日～11月20日	
合　計	3　地　区	1,260m²		

平成元年度から平成5年度までの調査は「払田柵跡発掘調査第4次5年計画」として立案され、顧問の指導と助言を得て承認されたものである。

第88次調査は、農道整備工事に伴う現状変更届出に基づき、外郭線角材列の検出を目的とした調査である。

第89次調査は、内郭線角材列と政庁板塀との間にある板塀状遺構の東側延長部の解明を目的としたもので、昭和60年度の第60次調査・昭和63年度の第75次調査に継続する調査である。

第90次調査は、政庁東側丘陵上の平坦地に予想される建物群の解明を目的に3カ年にわたる調査として計画したもので、本年度はその初年度にあたる。

平成3年度の調査の実績は次のとおりである。

第２表　調査実績表

調査次数	調　査　地　区	調　査　面　積	調　査　面　積
第88次	外　郭　東　部 （仙北町払田字大谷地）	50m²	４月10日～４月26日
第89次	内　郭　北　部 （仙北町払田字百目木）	400m²	４月30～６月21日
第90次	内　郭　東　部 （仙北郡払田字長森）	1,200m²	６月22～11月13日
第91次	外　郭　南　部 （仙北町払田字仲谷地）	120m²	５月30～６月６日
合　計	４　地　区	1,770m²	

第88次調査では、従来角材列の存在が未確認であった地点において、外郭線角材列を長さ４mにわたって検出し、角材６本の抜き取りを行った。刻字のある角材も検出された。

第89次調査では、第60次調査で検出していた溝状遺構の延長部4.1mをその東側に検出したのみで、他の遺構は存在しなかった。これまでの調査で、東西に走る全長53.7mの溝であることが判明した。

第90次調査では、竪穴住居跡、掘立柱建物跡、板塀跡など多数の遺構を検出した。板塀跡は調査区内では最も新しい時期の遺構で、これによって区画される建物等の遺構は今回の調査区の南側に予想されることとなった。

第91次調査は仙北町による史跡等活用特別事業によるガイダンス施設、駐車場の建設工事に伴い、急遽調査したもので、遺構等は検出されなかった。

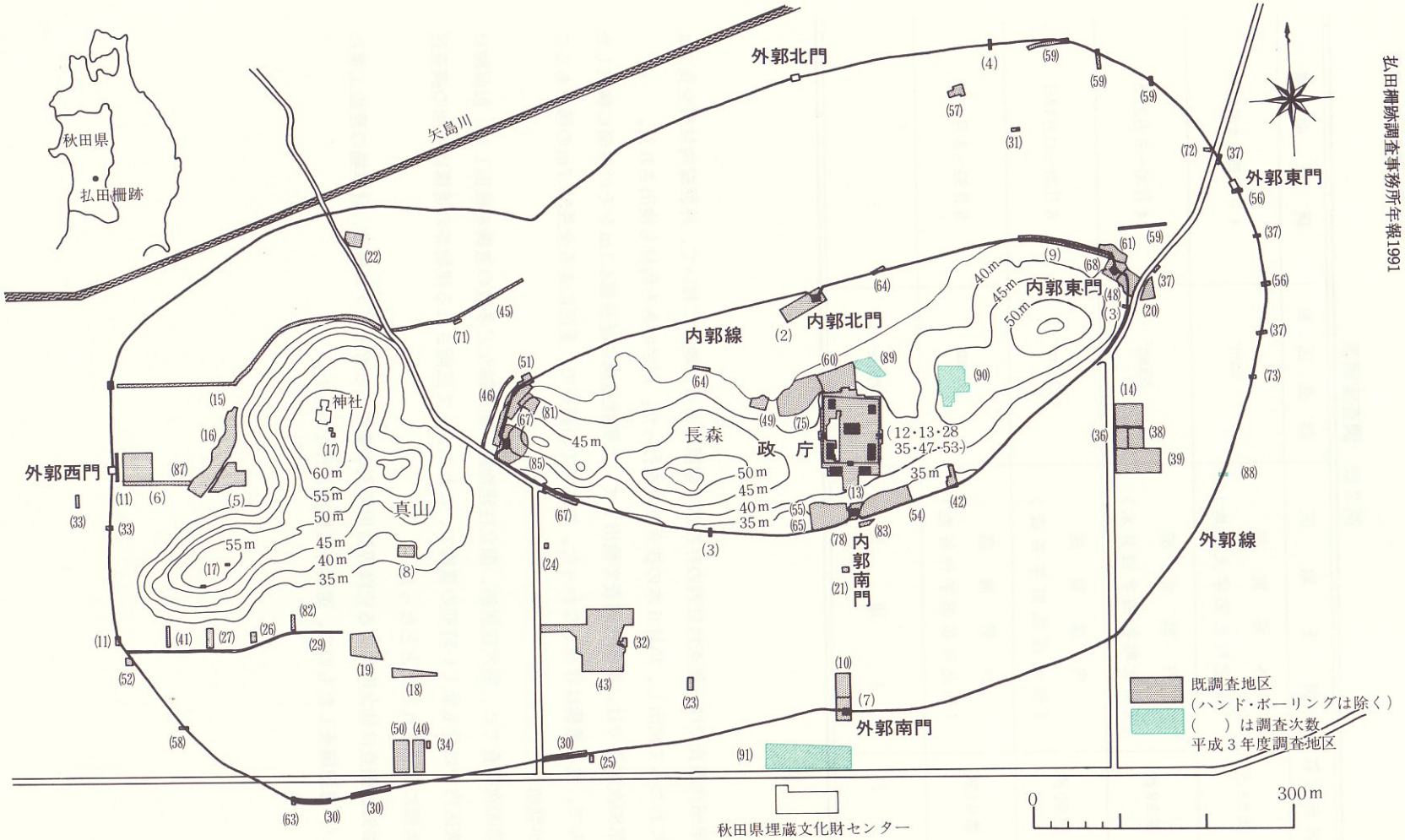

第1図　払田柵跡調査実施位置図

第３章　第88次調査

第１節　調査経過

管理団体である仙北町に、平成２年９月25日付で仙北郡高梨土地改良区理事長大野清栄氏より農道整備事業の実施を理由とした現状変更許可申請書が提出された。申請書は、秋田県教育委員会を経由して文化庁へ進達された。

これに対し、文化庁から申請者あてに、平成２年10月24日付委保第４の907号をもって「１．工事の着手は、秋田県教育委員会による発掘調査の終了後とすること。２．上記の発掘調査の結果、重要な遺構などが検出された場合は、設計変更等により遺構の保存を図ること。３．その他、実施にあたっては秋田県教育委員会の指示を受けること。」との通知があった。申請地には外郭線角材列の存在が明らかであるので、当事務所では第88次調査として計画し、4月10日より26日まで調査を行った。

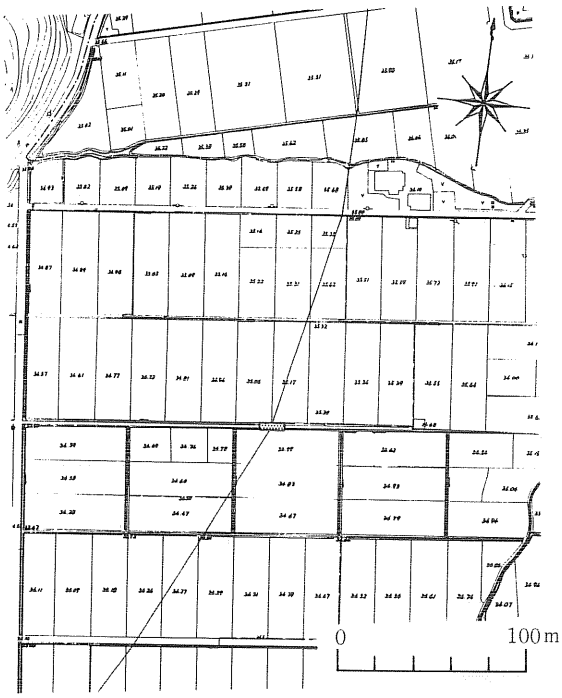

第２図　第88次調査位置図

第２節　検出遺構　（第３～６図，巻首図版１・２，図版１～３）

工事予定地は標高35mほどの平坦地で、工事内容は東西163m、南北４ｍの範囲にわたり現農道と水路に盛土して農道を拡幅し、その南側に新たにコンクリート製排水溝を付設するものである。

外郭線南東部角材列は1981（昭和56）年の第44次調査（註１）においてその位置確認に努めており、今回調査地点の北60mおよび南40m地点で角材を検出している。しかし、今回調査地の北に接する地点では砂利層のため、検出できていない。

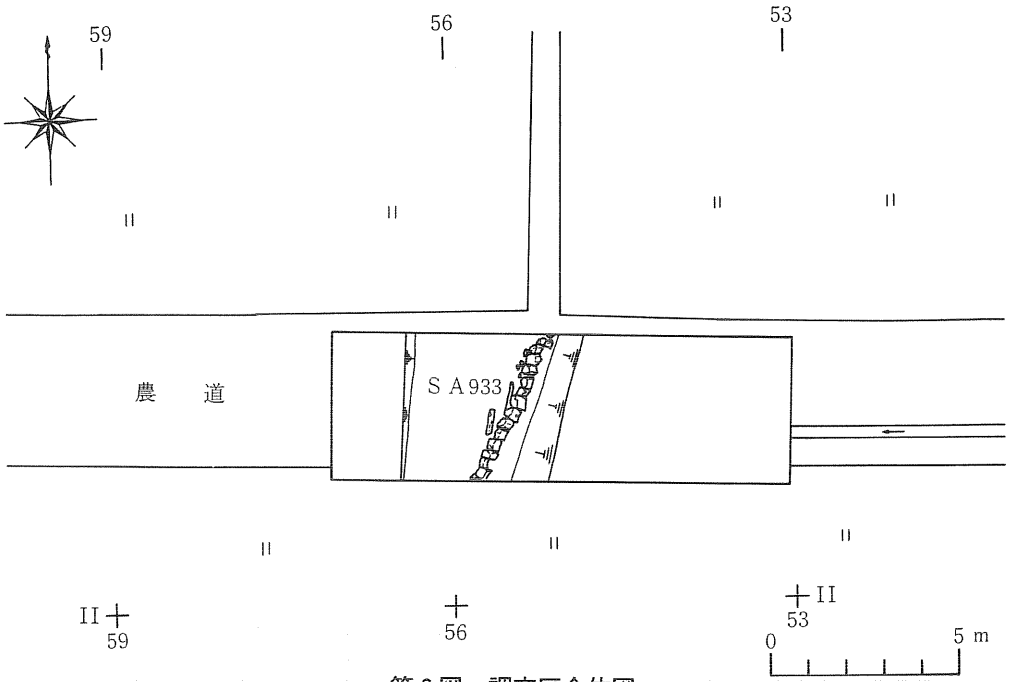

第３図　調査区全体図

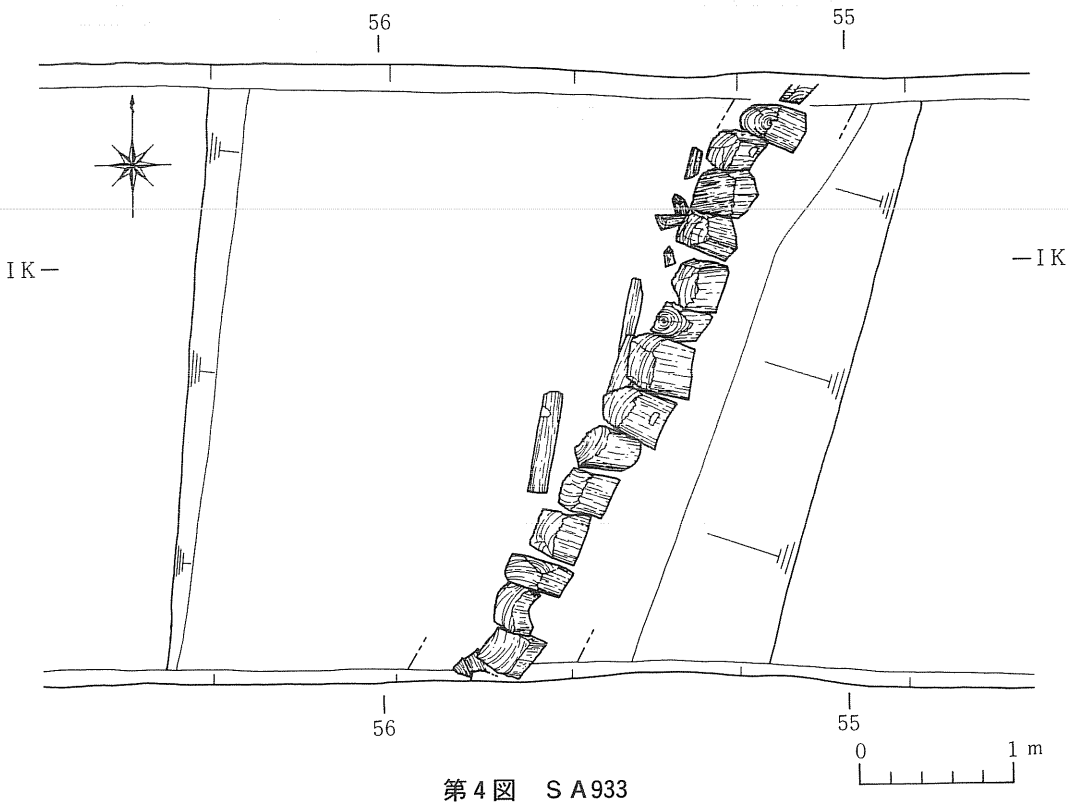

第４図　ＳＡ933

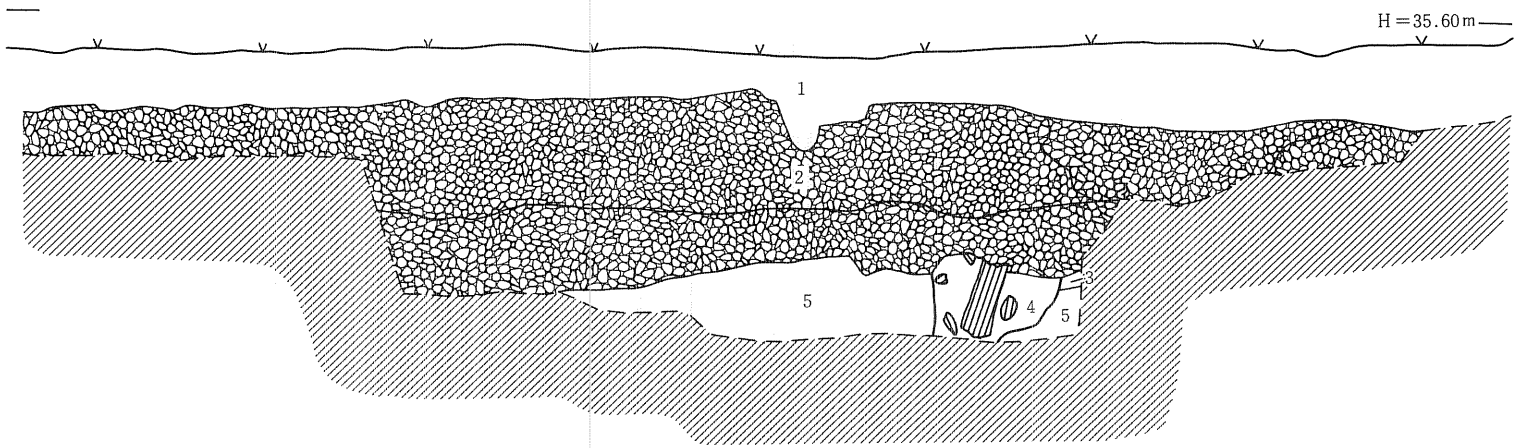

トレンチ北壁

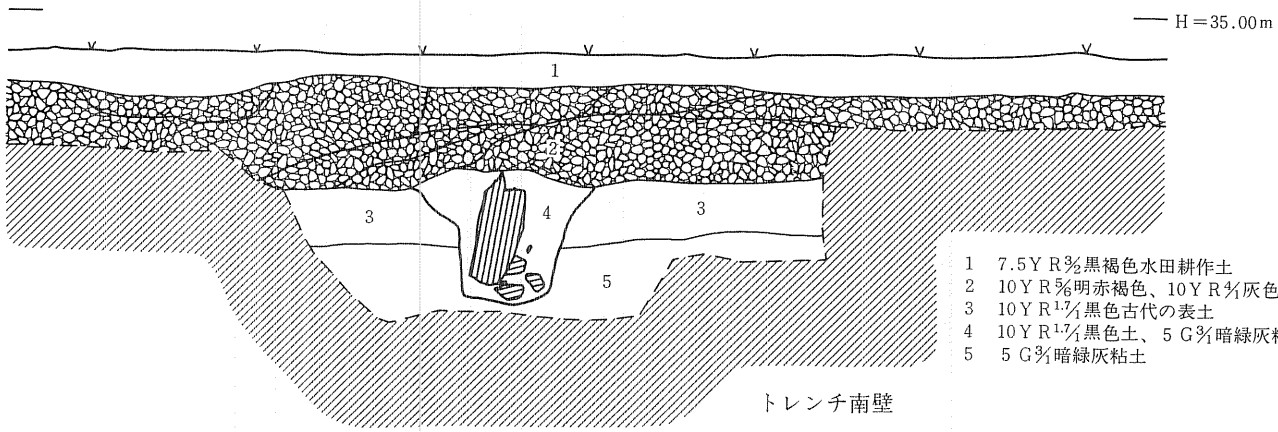

トレンチ南壁

1　7.5ＹＲ3/2黒褐色水田耕作土
2　10ＹＲ5/6明赤褐色、10ＹＲ4/1灰色砂利層
3　10ＹＲ1.7/1黒色古代の表土
4　10ＹＲ1.7/1黒色土、５Ｇ3/1暗緑灰粘土
5　５Ｇ3/1暗緑灰粘土

0　1 m

第５図　土層断面図

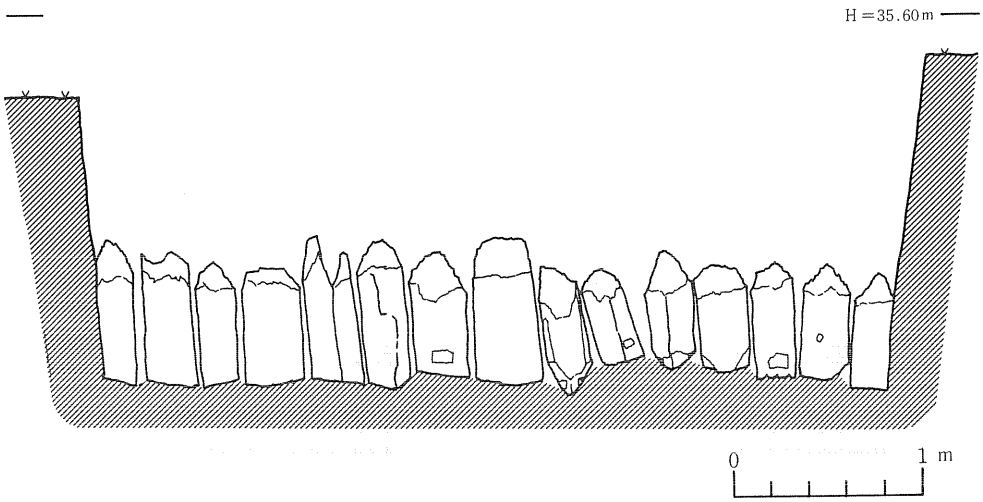

第6図　角材列側面図

角材列との交差が予想される工事予定地に、東西12m、幅4mのトレンチを設定して掘り下げたところ、地表より20～30cmほどで砂利層となり、この砂利層を除去して角材列（SA933）を検出した。砂利層はトレンチ北側で厚さ120cm、南側で60cmほどあり、その下に古代における表土と考えられる厚さ30cmの黒色土がある。布掘りは黒色土から掘り込まれ、上面幅55cm、深さ80cmあり、この中に角材を据え、黒色土と暗緑灰粘土との混合土で埋められている。土層断面を観ると角材の上の部分が少し盛り上がっているが砂利層中に角材やその痕跡は見られない。布掘り内には径5～10cmほどの広葉樹の幹や枝、下部に角材を加工した際に生じた材の断片が見られ、これらは布掘り内で角材を固定する目的で入れたものであろう。

これらの結果から、角材列が腐朽してしまった後に砂利層が堆積したことが明らかとなった。角材は調査範囲内に16本あり、このうち北端の1本のみ東へ約20°、他の15本は西へ10～15°傾いている。角材下端のレベルには大きな差はなく、殊に南半部のそれはほぼ一定している。材は全てスギと考えられる。

第3節　出土遺物

砂利層上部から土器・木製品が出土した。

1　土師器　（第7図1，図版24）

砂利層上面から出土したにぶい橙色を呈する土師器杯で、ほぼ完形である。底部切り離しは回転糸切りで再調整はない。磨滅した痕跡は見られない。他に須恵器壺肩部破片と、黄褐色を呈し、ロクロ成形による土師器の口縁部破片が出土したが、これらは全体に磨滅している。

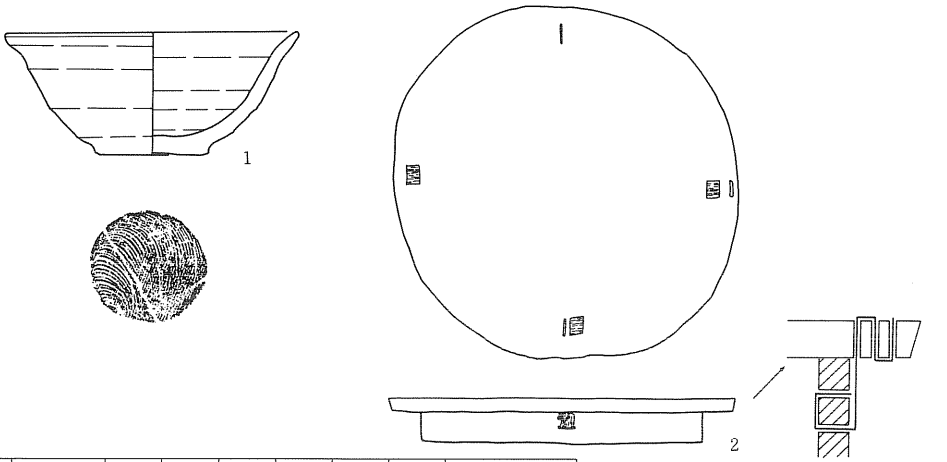

番号	種　　別	口径 (cm)	底径 (cm)	器高 (cm)	底径指数	高径指数	外傾度	底部切り離し
1	土師器杯	11.7	4.6	4.9	0.39	41.9	32.5°	回転糸切り

第７図　遺物実測図

２　木製品　（第７図２）

砂利層の上部から出土した曲物の蓋で、蓋板は径14cm、厚さ６mmのスギ柾目板を用い、周縁面がやや内傾する。下面周縁部に低い段をめぐらさずに、樺皮紐のみで側板を結合する。側板は残存高1.2cm、厚さ２mmのスギ柾目の薄板で、重ね合わせ部分は欠失していて不明である。内面にケビキは見られない。蓋板と側板は４箇所で樺皮止めされ、その方法は側板の上方に巻き付けた樺皮を側板外側から蓋板上面へ通し、さらに蓋板下面、上面へと縫い込んでいる。側板は蓋周縁端より約1.3cm内側にとりつくものと推定される。出土時点で蓋板と側板が分離していたが、図上で復原した。

３　角　　材

本調査では16本の角材を検出し、南から順にNo.１～No.16の番号を付した。このうちNo.１～No.７は工事によって確実に破壊されることが予想されたので抜き取りを行った。７本の角材は１辺が17～32cmあり、平均長辺28.6cm、短辺20cm、残存長は最長85cm、平均80cmである。No.３角材には鑿による刻字があり、「□木圭」かと判読される（図版３）。刻字は樹皮を剝いだ面に行い、刻字後に手斧で加工しているため全体に彫りが浅く、１字は判読できなかった。また刻字の下位に直径７mm、深さ７～10mmの円形の刺突痕が３個認められる。深さは７～10mmである。観察結果は第３表に記した。

最外年輪のあるNo.３とNo.７の２本を奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター光谷拓実氏に依頼して年輪年代測定を行っていただいたが、年輪数が少なく、伐採年代の判定は困難とのことであった。

第３表　角材観察表

No.	縦×横(cm)	残存長(cm)	目　渡　孔　(cm)	斜加工面(cm)	目渡孔と斜加工面の位置	原木の加工	未加工面	斜加工面の向き	底面の形状
1	25×22	68	A面18×５ B面７×５　C面８×５	22×11	II類に類似	１　本	な　し	西	平　坦
2	25×24	77	８×５　　７×４	なし	―	４ツ割	一　部	―	平　坦
3	28×27	85	な　　し	な　し	―	不　明	一　部	―	平　坦
4	29×20	83	な　　し	な　し	―	２ツ割	一　部	―	平　坦
5	32×20	75	な　　し	23×20	―	２ツ割	一　部	東	尖　る
6	29×20	85	な　　し	な　し	―	６ツ割	な　し	―	平　坦
7	32×20	84	な　　し	な　し	―	２ツ割	１面	―	平　坦

第４節　小　　結

本調査地は1987（昭和62）年に行われた第73次調査地(註２)の南約120mの位置にある。極めて厚い砂利層に保護された結果、角材列は破壊をうけておらず、良好な状態で検出することができた。砂利層上面から土師器や曲物蓋が出土しているので、砂利層は角材列の創建時には存在しなかったが、その後、古代の時点において河川の氾濫により流入、堆積したものであろう。

外郭東部のボーリング調査結果(註３)から、砂利が検出された位置を見ると、第８図のようになり、外郭南東部では外郭線の内外に広範な分布を示すことがわかる。本調査地点では河川の氾濫による砂利の堆積が、角材が存立していた時か、失われて以後のことかが問題になるが、トレンチ南北両側の土層断面の観察から、本調査区における砂利層の堆積は外郭線が失われて以後のことと見なし得る。

外郭線の創建年代は、これまでに外郭南門付近から出土した土器や、角材の年輪年代測定によって801年を遡らない頃と考えられる(註４)。外郭線の造営期間を積極的に示す根拠は乏しいが、外郭南門は１時期のみの造営で、外郭線角材列もこれまでの調査による限り、明らかな建て替えの痕跡は見い出されていないことから、その存続期間は４時期ある内郭線に比べ短期間であることが推定される。

本調査において砂利層上面より出土した土師器の年代はおおよそ10世紀前半と考えられ、この頃には既に外郭線の区画施設としての機能は失われていて、角材の下部が砂利層に覆われ、地表からは全く見えない状態の箇所もあったことを示すものである。

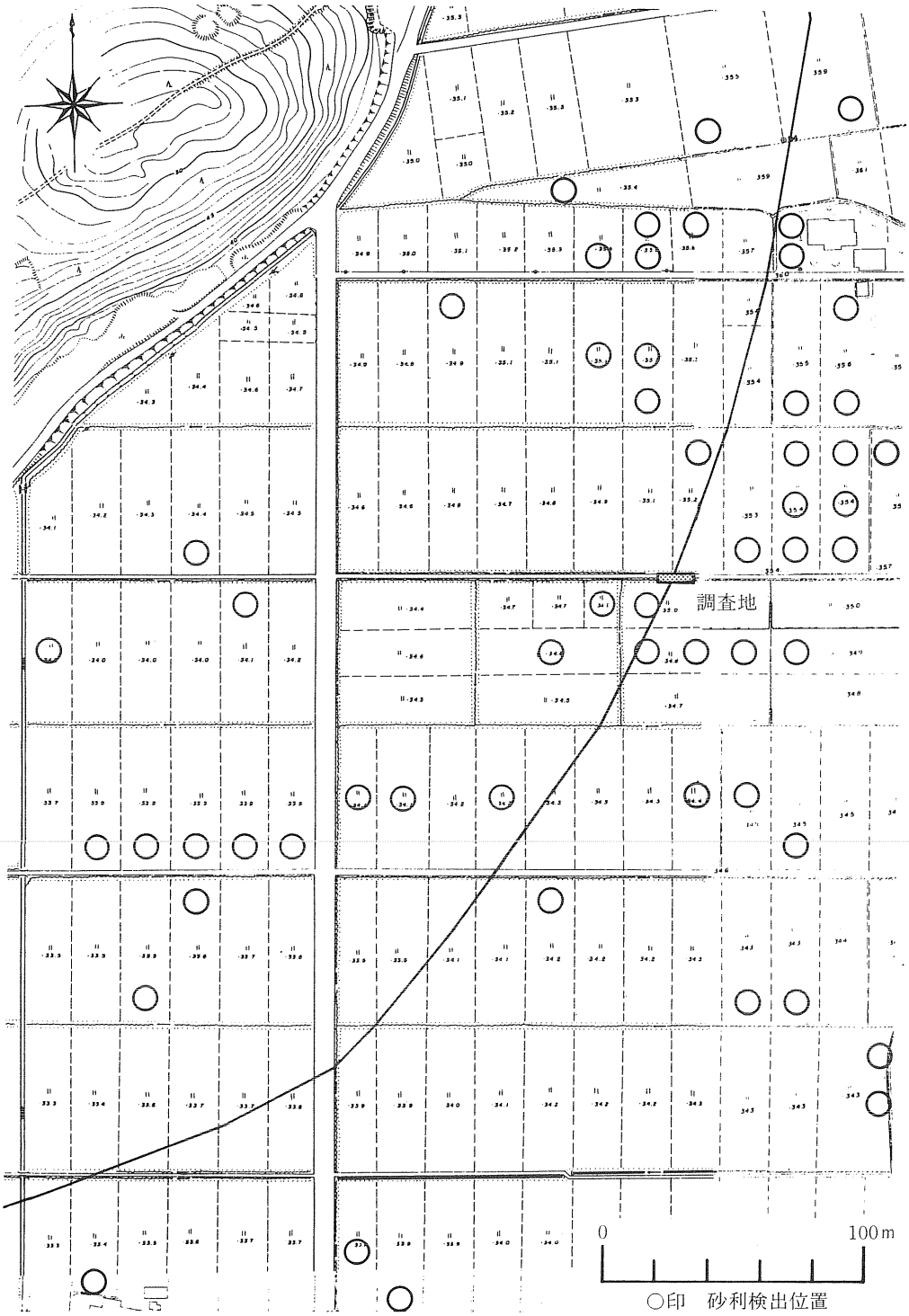

第８図　ボーリングによる砂利層の分布

註１　秋田県教育委員会払田柵跡調査事務所『払田柵跡調査事務所年報1981　払田柵跡－第38～45次調査概要－』　秋田県文化財調査報告書第98集　1982（昭和57）年

註２　秋田県教育委員会秋田県教育庁払田柵跡調査事務所『払田柵跡調査事務所年報1987　払田柵跡－第68～73次調査概要－』　秋田県文化財調査報告書第168集　1988（昭和63）年

註３ａ秋田県教育委員会秋田県教育庁払田柵跡調査事務所『払田柵跡調査事務所年報1985　払田柵跡－第60～64次調査概要－』　秋田県文化財調査報告書第139集　1986（昭和61）年

ｂ秋田県教育委員会秋田県教育庁払田柵跡調査事務所『払田柵跡調査事務所年報1986　払田柵跡－第65～67次調査概要－』　秋田県文化財調査報告書第154集　1987（昭和62）年

ｃ秋田県教育委員会秋田県教育庁払田柵跡調査事務所『払田柵跡調査事務所年報1990　払田柵跡－第84～87次調査概要－』　秋田県文化財調査報告書第216集　1991（平成３）年

註４　新野直吉・船木義勝『払田柵の研究』　文献出版　1990（平成２）年

第４章　第89次調査

第１節　調査経過

本調査に隣接する地域は、1985（昭和60）年の第60次調査[註1]、1988（昭和63）年の第75次調査[註2]において調査を実施してきた（第11図）。

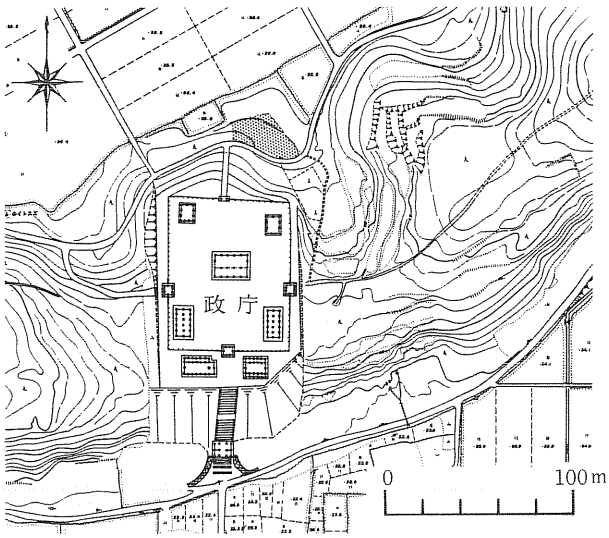

第９図　第89次調査位置図

第60次調査は政庁と内郭北門とを結ぶ通路の検出をその目的の一つとして行ったもので、政庁北側斜面の裾部に、板塀もしくは柵列のような区画施設と考えられる東西に走る溝状遺構とその開口部を検出した。開口部は幅12.3mで政庁南北門を結ぶ軸線の延長上にあり、これらが政庁北門を意識して作られた施設であるとの結論が得られたのである。

第75次調査は、溝状遺構を西に追跡するために実施したのであるが、溝の西延長部は検出されなかった。

本調査はこれらの調査を受けて溝状遺構の東への追跡を行い、区画施設の全体を把握することを目的として実施したのである。調査は４月30日からテントを設営し、杉立木の伐採、杉枝の処理等を行い、調査区西端から表土剝ぎを開始した。５月24日、第60次調査で検出済のＳＤ774を再検出し、東側へ追求したが、黒色土から掘り込まれているため極めて不鮮明であった。５月30日～６月６日は第91次調査のため本調査を中断し、７日より杉の抜根作業を行いながら調査区東壁および南壁にトレンチを設定したところ、東側は全くの自然堆積であることが判明した。６月18日、ＳＤ774の東に小トレンチを２本設定して精査したが、ＳＤ744がわずかに東へ延びただけで他に遺構も検出されず、21日に調査を終了した。

註１　秋田県教育委員会払田柵跡柵跡調査事務所『払田柵跡調査事務所年報1985　払田柵跡－第60～64次調査概要－』　秋田県文化財調査報告書第139集　1986（昭和61）年

註２　秋田県教育委員会秋田県教育庁払田柵跡調査事務所『払田柵跡調査事務所年報1988　払田柵跡－第74～78次調査概要－』　秋田県文化財調査報告書第185集　1989（平成元）年

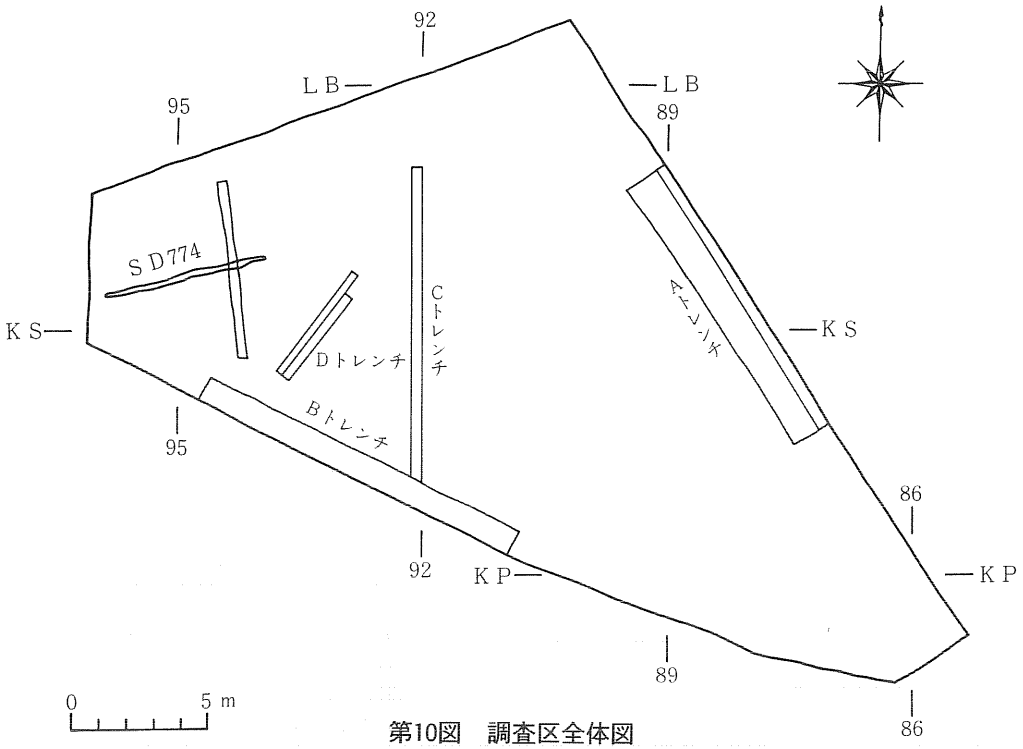

第10図　調査区全体図

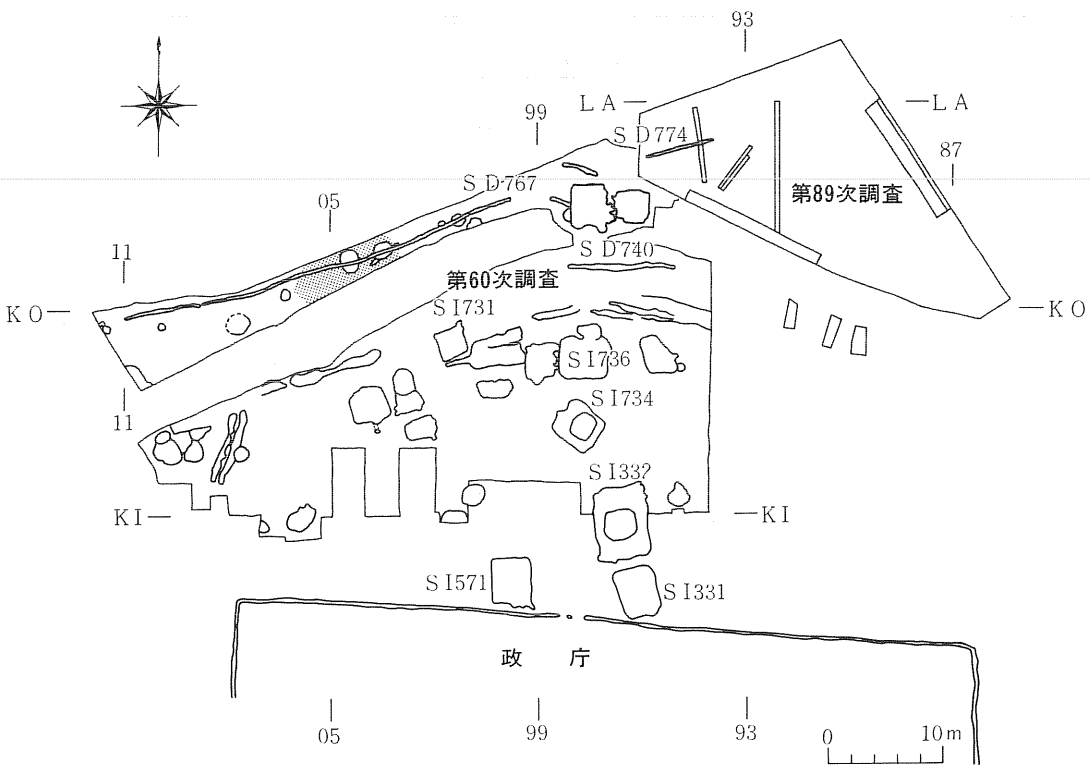

第11図　政庁・第60次調査区との位置

第２節　発見遺構　（第12図，図版４～６）

１　溝状遺構

（１）　ＳＤ774

東西に走る溝状遺構で、第60次調査で長さ1.96mにわたって検出していた遺構で、その東延長部4.10mを新たに検出した。古代における表土と考えられる黒色土を掘り込んでおり、幅約20cm前後、深さ10～20cmである。溝内の埋土は黒褐色土で、走向は直線的に東へ延びている。全長6.06mあり、第60次調査では、この溝状遺構の西に12.3mの開口部があり、さらにその西に全長25.4mのＳＤ767がある。

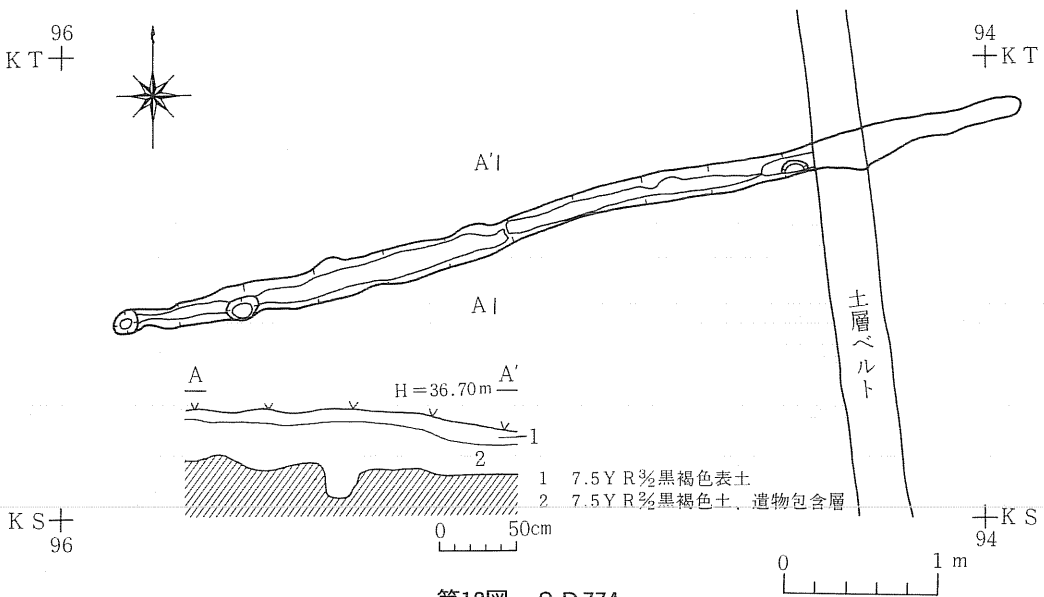

第12図　ＳＤ774

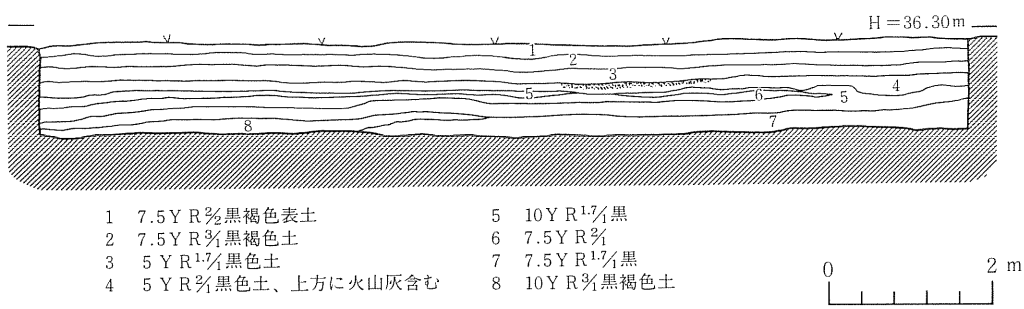

第13図　トレンチ土層断面図

第3節　出土遺物　（第14図）

遺構外から若干の遺物が出土した。

① **須恵器**　1は灰白色を呈する高台付杯で、底部切り離しは回転ヘラ切りである。底部外面を硯に転用している。

② **土師器**　2・3・5は黄橙色を呈する杯で、底部切り離しは回転糸切りである。4は淡黄色を呈し、底部が丸みを帯び、口縁部が外反する。底部切り離しは不明である。

③ **瓦**　6は灰黄色を呈し、全体がもろく、磨滅しているが凹面にわずかに布目痕がある。平瓦であろうと思われる。

第4節　小　結

第60次調査ではＳＤ767・774は政庁が存在していた時期に造られた板塀、もしくは柵列のような区画施設であると性格付けられている。第75次調査ではＳＤ767の西側に溝の延長部は検出されなかったので、ＳＤ767・774は、その間の開口部も含め、全長約53.8mに及んで東西に直線状に走る溝状遺構ということになる。

しかし、この溝状遺構の中でも残存状態の良いＳＤ767も細かく見ると蛇行しており、布掘りもしっかりしたものではない。ＳＤ774も同様で、かつ短く、しかもその中央付近から東側は政庁の北東部を限る沢の延長部にあたり、地盤が極めて軟弱であり、出土遺物も少ないことから、古代において利用はなされなかったものと推定される。また、ＳＤ774が丘陵の地形に沿って南東に曲折する状況にもなく、溝全体の中での開口部が極めて不均等な位置となる。

このようなことからＳＤ767・774が政庁北門を意識し、開口部を有する区画施設であるとの第60次調査の知見にはむしろ消極的とならざるを得ないと考えられる。

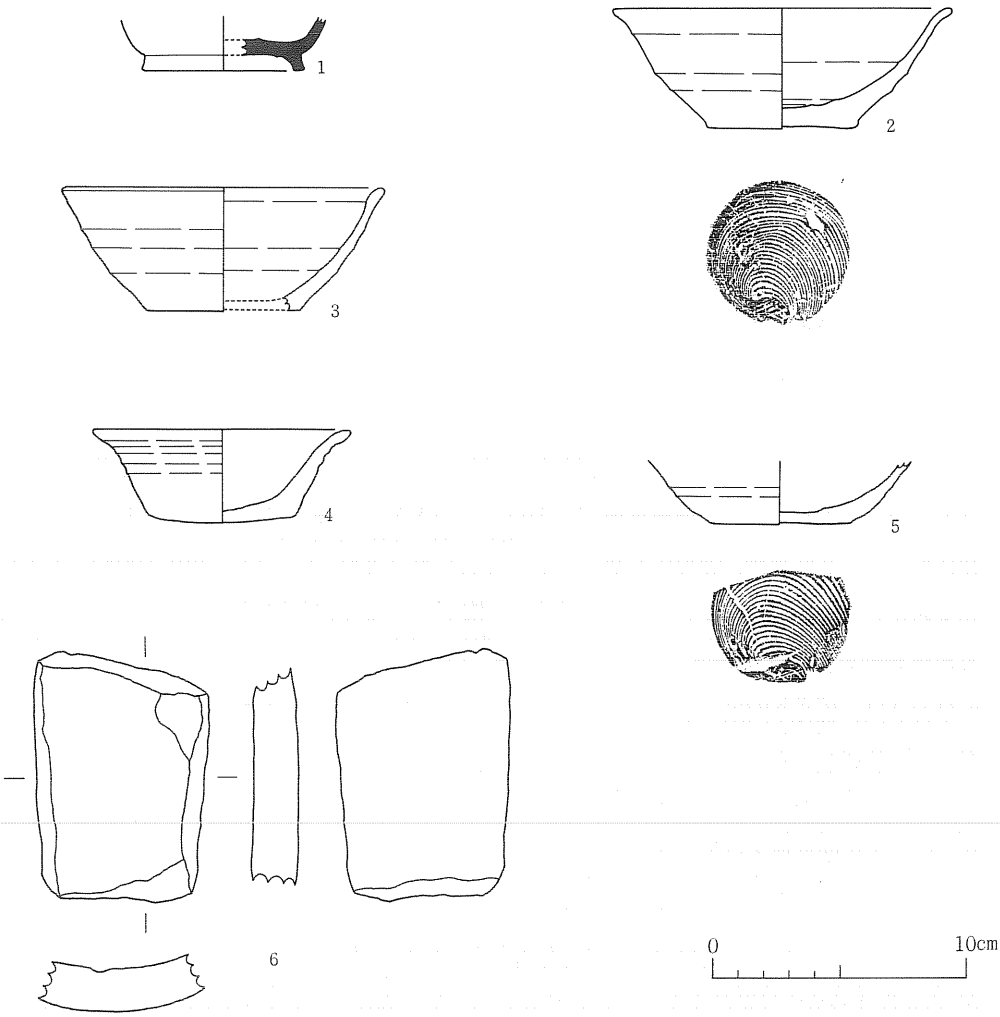

番号	種　　別	口径 (cm)	底径 (cm)	器高 (cm)	底径指数	高径指数	外傾度	底部切り離し
1	須恵器高台付杯		6.4					回転ヘラ切り
2	土師器杯	13.4	5.8	4.7	0.43	35.1	36°	回転糸切り
3	土師器杯	12.8	6.0	4.8	0.47	37.5	39°	不　　明
4	土師器杯	10.2	5.6	3.7	0.55	36.3	33°	不　　明
5	土師器杯		5.4					回転糸切り

第14図　遺　　物

第５章　第90次調査

第１節　調査経過

第90次調査は政庁東側の丘陵にある平坦地を調査対象とし、丘陵上の利用状況の解明を目的として実施した。

６月22日、調査区北端より表土剝ぎを開始するとすぐに焼土を検出、土器も出土して遺構の存在を窺わせた。28日には表土剝ぎを終え、南端より杉の抜根を行いながら遺構の確認に努めた。７月２日、調査区北部に東西に並ぶ竪穴住居跡を検出、４日には大型の掘立柱建物跡ＳＢ937が梁行２間、桁行３間以上あり、調査区外に延びていることが判明、調査区を南へ拡張することにした。

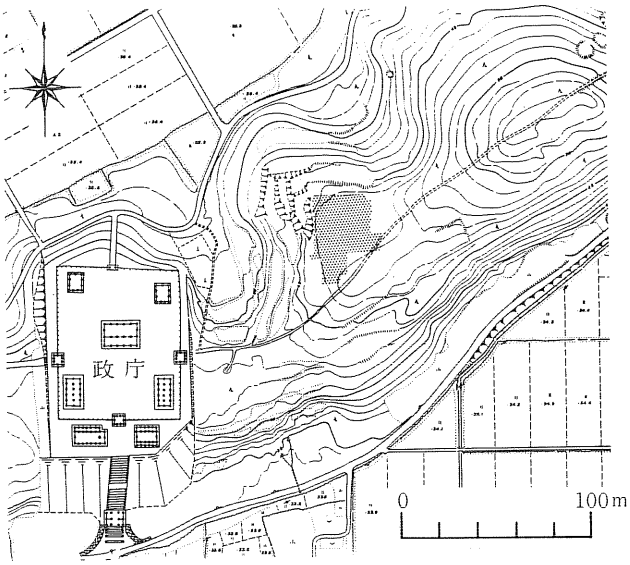

第15図　第90次調査位置図

７月半ばには調査区全体の遺構の分布状況がかなり明瞭となり、中央部には土坑が多く、北部の竪穴住居跡の精査によってこれを切る掘立柱建物があることなどが判明した。７月25日・26日には遣り方を設定、８月８日、調査区の南西部を精査したところ、竪穴住居跡の床土とそれを切る多数の溝状遺構を検出、これは最も新しい時期の遺構と考えられた。８月19日、ＳＢ937掘立柱建物跡の柱掘形を掘り下げ、柱抜き取り痕を確認した。８月23日、溝状遺構内に板状痕跡と思われるものがあることが判明、遺構は板塀跡かと推定された。９月２日、土坑群を掘り始め、縄文・平安の両時代のものがあることが知られた。９月９日、調査区南東部でも竪穴住居跡を切る掘立柱建物跡を検出。11日、溝状遺構内に等間隔に柱穴が並び、柱痕跡も板状であることがわかった。18日、ＳＢ937掘立柱建物跡の柱掘形の断ち割りを開始した。この頃、各遺構の実測作業も併行した。

10月４日、第33回顧問会議を開催し、調査・研究の顧問である秋田大学新野直吉学長、国立歴史民俗博物館考古研究部長岡田茂弘教授に対し、調査の概要を説明するとともに現地で御指導いただいた。10月８日、調査区全景の写真撮影を行った。19日、現地説明会を開催し、21日

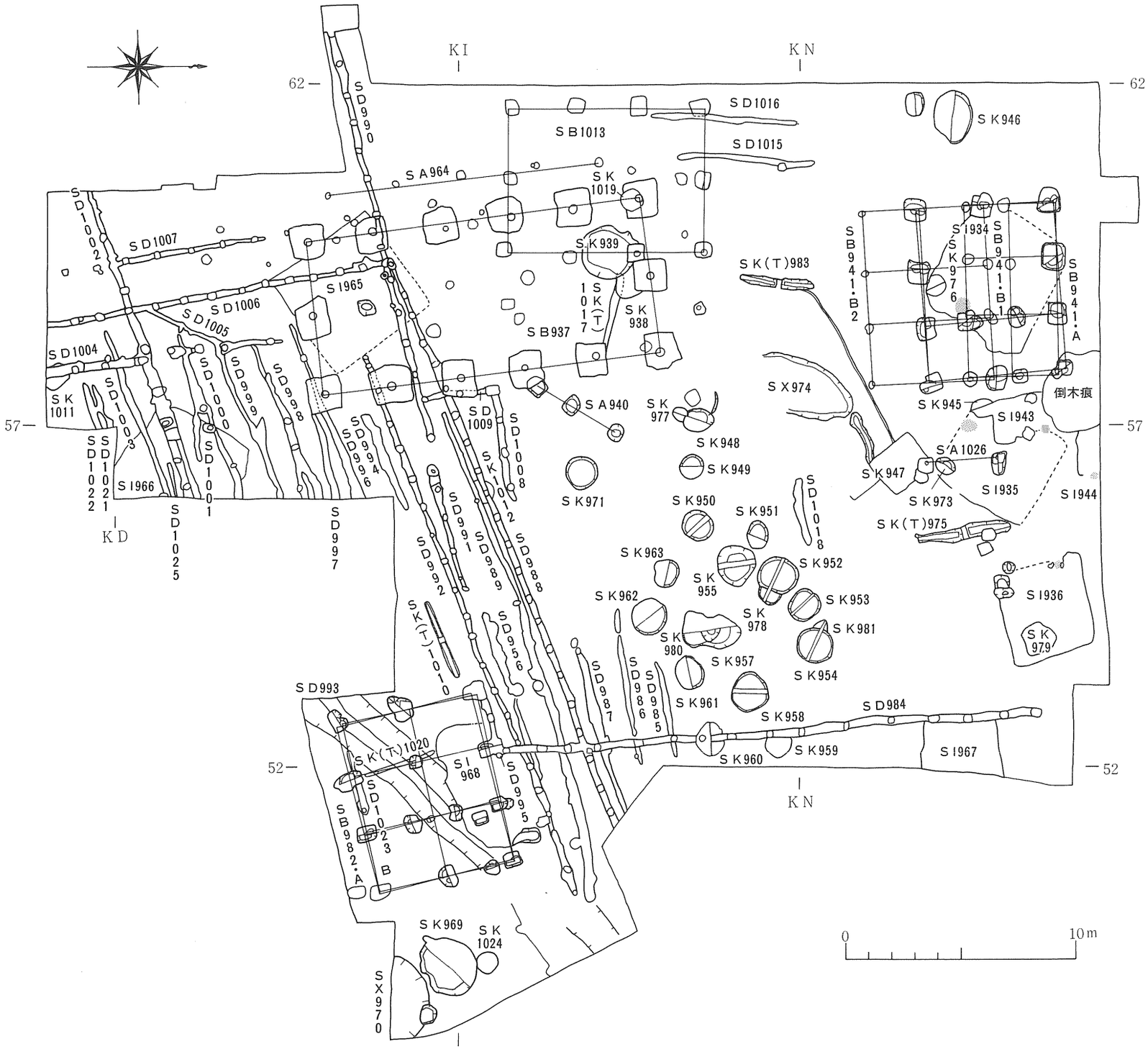
KI
KN
KD
62
57
52
SD990
SD1016
SB1013
SD1015
SK946
SA964
SK1019
SD1002
SD1007
SK939
SK(T)983
SB941・B2
SI934
SK976
SB941・B1
SB941・A
SI965
SD1006
SD1005
SK1017(T)
SK938
SB937
SD1004
SK1011
SD1003
SD1022
SD1021
SD1000
SD999
SD998
SD994
SD996
SD1009
SD1008
SK1012
SA940
SK977
SX974
SK945
SI943
倒木痕
SK948
SK949
SA1026
SK947
SI935
SI944
SK973
SK(T)975
SI966
SD1001
SD1025
SD997
SK971
SK950
SK951
SD1018
SK963
SK955
SK952
SK953
SK962
SK978
SK981
SK980
SK957
SK954
SI936
SK979
SD992
SK(T)1010
SD991
SD989
SD988
SD956
SD987
SD986
SD985
SD993
SK(T)1020
SI968
SD995
SK961
SK958
SD984
SK960
SK959
SI967
SD1023B
SB982・A
SK969
SK1024
SX970
0
10m

第16図　遺構配置図

から補足調査と人力による埋め戻しを開始、調査終了は11月13日である。

第２節　検出遺構　（第16図）

内郭の丘陵部では政庁地区と内郭東・西門を除き、これまで発掘調査の手が加えられずに来た。しかし、政庁の東側約100mには丘陵上では政庁に次ぐ広い平坦面が存在し、これを囲むように人為的に造成されたと考えられる多くの段や、それに挟まれて帯状に広がる細い平坦地がある（第17図）。そこで、この広い平坦面の利用状況の解明を目的として、今年度より３ケ年計画で調査に当たることにしたのである。

広い平坦面は政庁よりもやや北に張り出しており、標高も政庁に比べ約４ｍ高く、政庁を北東からわずかに見下ろす格好となる。内郭東門付近から政庁東門に至るまで東西に走る道路状の凹みが地表から観察され、調査地付近でも北東～南西方向に通っている。このあたりは明治年間には畑地として利用され、近年は杉林であったが、1988年に調査予定地の杉立木の大部分が伐採され、若干の杉立木の残る原野となっていた。今年度は主として平坦面の北西部に調査区を設定した（第18図）。

地調査の結果、竪穴住居跡９、掘立柱建物跡４、柱列３、溝状遺構33、土坑33、Ｔピット５、その他の遺構２の計89遺構を検出した。

１　竪穴住居跡

（１）　ＳＩ934　（第24図，図版10・11）

調査区北部にあり、ＳＩ943の西に位置する。全体が削平を受けており、北部の壁は失われているが、他には高さ10cmほどの壁が残る。平面形は方形を呈し、南東辺5.0m、南西辺5.5mの規模と推定される。住居中央部の北寄りに長径3.3m、短径1.4mの範囲で硬化した床面がある。カマドは南東辺のやや南寄りに付設されているが、破壊を受けており、袖に使用したと考えられる磚が残るが煙道部は残存しない。直径62～68cmの燃焼部の焼面がある。土師器甕が破片となってカマド付近に散乱していた。カマドの北に、長径1.55m、短径1.25mの楕円形で、深さ15cmの掘り込みがあり、埋土の状況から本住居跡に伴うものであると考えられる。ピットがいくつかあるが、住居に伴う柱穴の配列は明確でない。ＳＢ941・942・972掘立柱建物跡に切られている。床面積は約26.9m²である。

遺物は第44図のほか、須恵器では底部に回転糸切り痕のある杯、タタキメのある甕の体部、土師器では回転ヘラ切り痕があり無調整の杯、タタキメのある甕体部、ロクロ成形および非ロクロ成形の甕口縁部が出土した。また、瓦の小破片が１点覆土中から出土した。

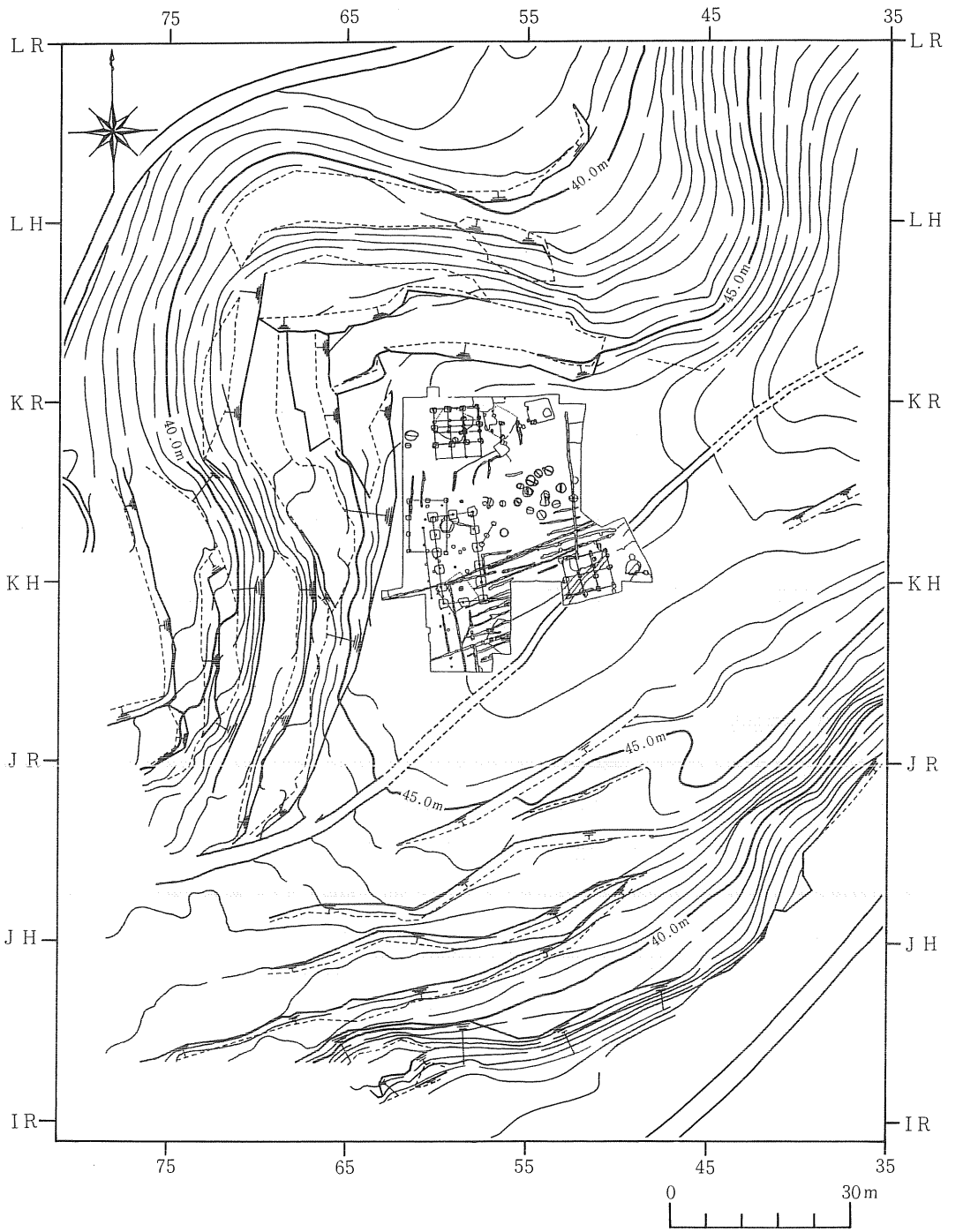

第17図　調査区周辺の地形

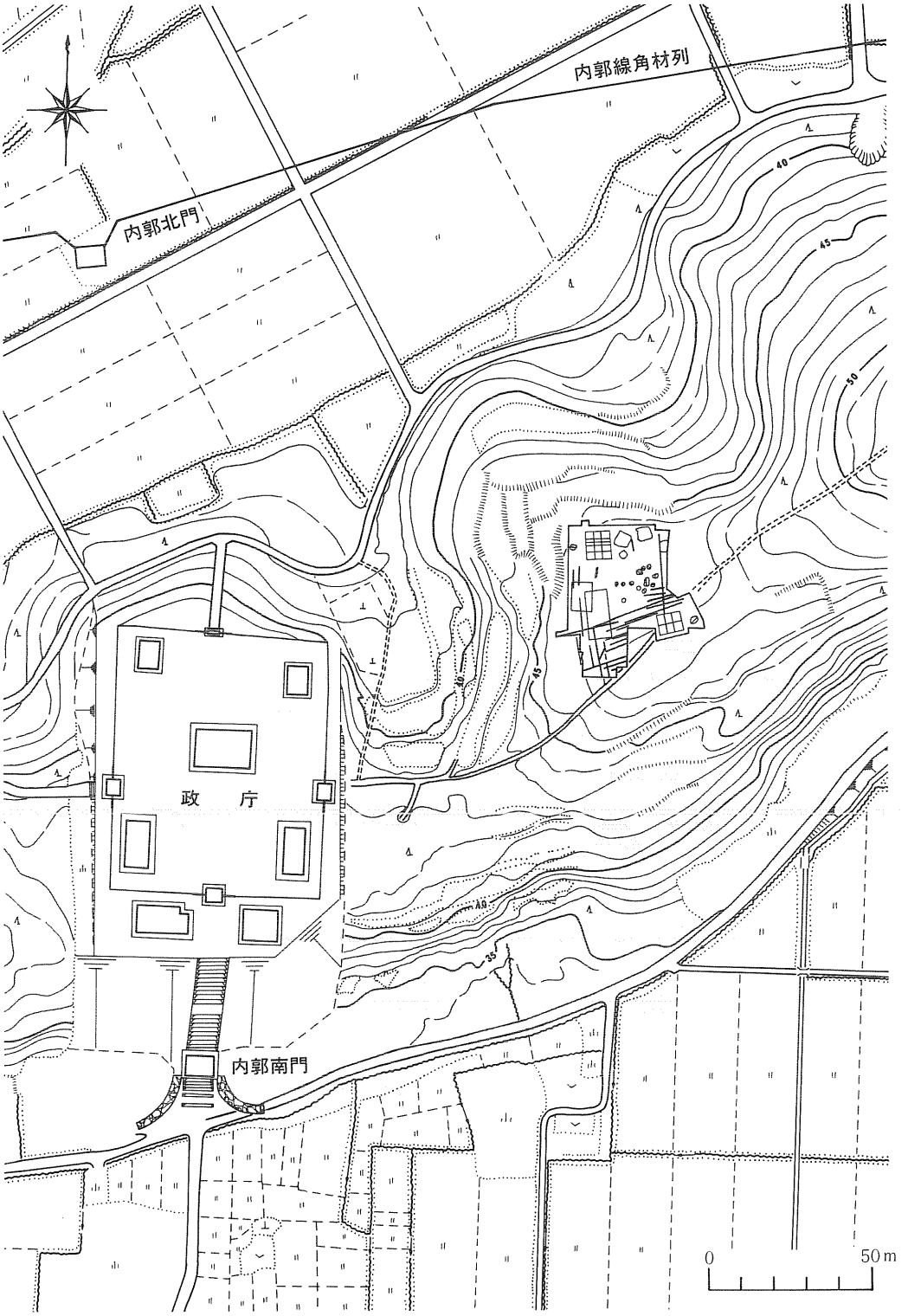

第18図　政庁と調査区

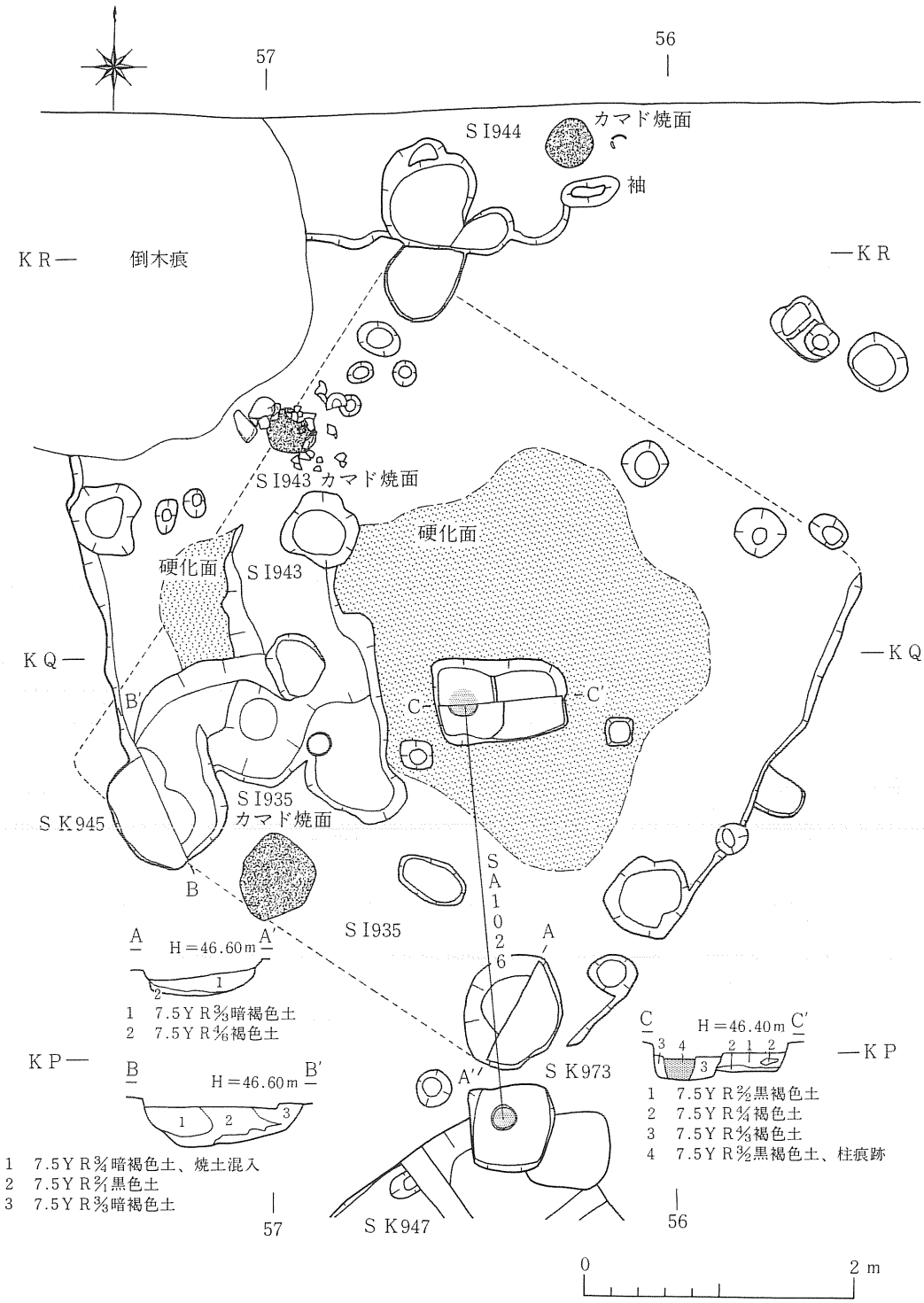

第19図　S I 935・943・944、S A 1026、S K 945・973

（２）　ＳＩ935　（第19図，図版10）

ＳＩ936の西に位置する竪穴住居跡である。削平によって南東辺の壁のみが高さ５～10cmで残るが、他の壁は残存しない。平面形は方形で、壁は長さ4.2mほどあり、他の辺の長さもほぼその長さと推定される。住居中央部に、壁の方向におおよそ沿う形で長軸3.05m、短軸2.7mの範囲に硬化した床面がある。南西辺のやや西寄りに長軸70cm、短軸50cmの範囲で焼面があり、カマドが付設されていたらしい。袖の石は全く見られない。ピットがいくつかあるが、柱穴は定かでない。住居の西側をＳＩ943に、南隅をＳＫ973土坑に、さらに中央部をＳＡ1026によって切られている。床面積は約17.6m²である。

遺物は第46図21・22のほか、破片資料として須恵器では杯口縁部、タタキメのある甕体部、蓋、土師器では杯口縁部が出土した。

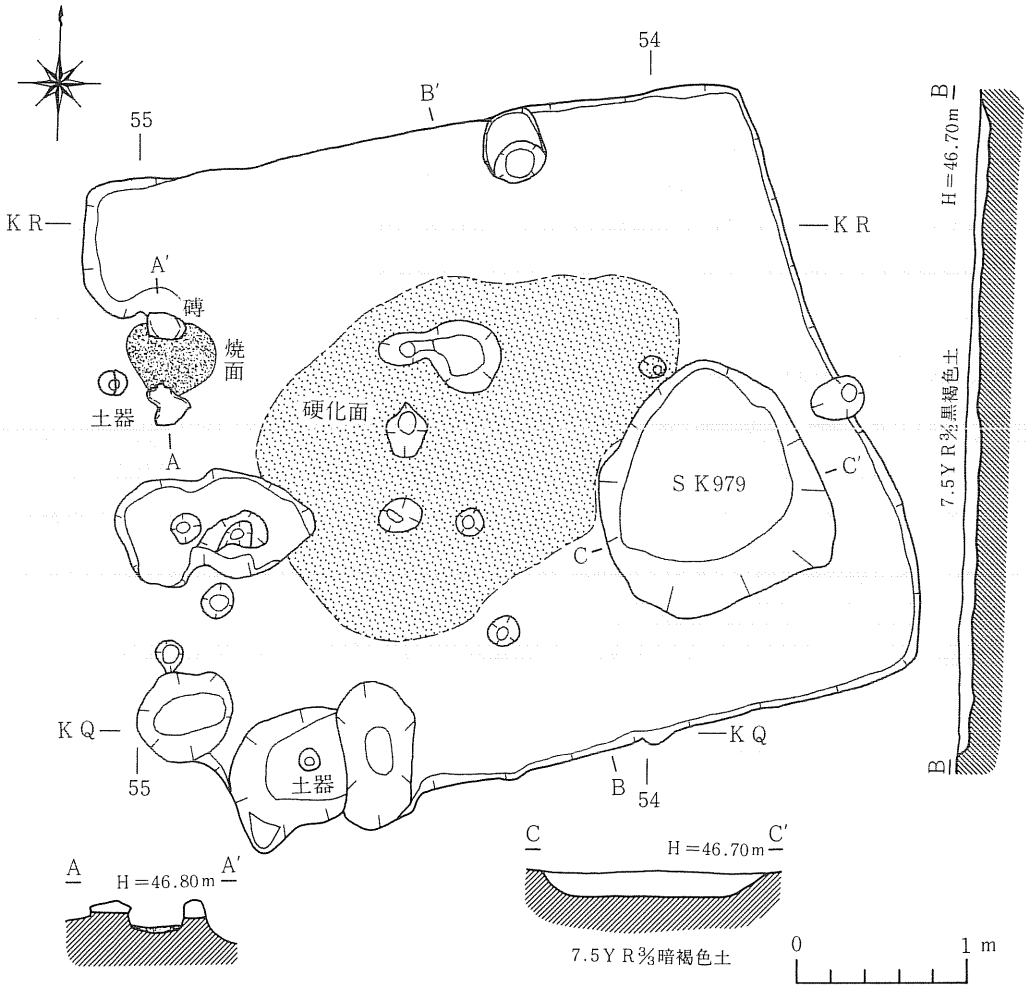

第20図　ＳＩ936、ＳＫ979

（3）　ＳＩ936　（第20図，図版７）

調査区北部にあり、ＳＩ935の東に位置する。全体が削平を受けており、壁の高さは５cm前後である。平面形は方形を呈し、東西4.3m、南北4.0mであるが、東辺は3.6mである。住居中央部に長軸2.7m、短軸1.8mの範囲で硬化した床面があり、この面はほぼ水平である。カマドは西辺の北寄りにあり、袖は北側は磚、南側が石を用い、その西側に須恵器杯が２個重なって倒置されており、支脚として使用されたと考えられる。土師器の甕が破片となって散乱する。南西隅にあるピット中から、完形の土師器杯が出土した。ＳＫ979土坑によって切られている。床面積は約16.1m²である。

遺物は第45図９～16のほか、須恵器では回転ヘラ切り痕のある杯、タタキメのある甕、土師器では回転糸切り痕があり無調整の杯、タタキメ・ケズリ痕のある甕が出土した。

（4）　ＳＩ943　（第19図）

ＳＩ935を切る竪穴住居跡である。東西両側に高さ５～７cmの壁が残り、この間に長軸90cm、短軸50cmの範囲で硬化した床面がわずかに存在する。これを切る掘り込みも多く、北部も倒木痕に破壊されているが、おおよそ東西2.0m、南北2.5mがこの住居跡の規模と推定される。住居北東隅と考えられる位置にカマドがあり、破壊を受けているが燃焼部の焼面や袖に使用された石、支脚と考えられる土師器杯がある。土師器の甕が破片となって散乱していた。

南西隅をＳＫ945に切られている。床面積は約4.9m²である。

遺物は第46図17～20のほかに、破片資料であるが須恵器では回転糸切り痕のある杯、土師器では回転糸切り痕のある杯および甕が出土した。

（5）　ＳＩ944　（第19図，図版10）

調査区北端にある竪穴住居跡であるが、大部分は調査範囲外に出ている。住居南辺の壁の一部が残存し、壁高は５cmである。東辺の南寄りにカマドが付設され、直径35cmの燃焼部焼面が残り、その南に袖の高まりがわずかに見られる。住居西側に倒木痕があり、住居がこれによって破壊を受けており、住居の規模は不明である。

遺物は第46図21・22のほかに破片資料として体部にタタキメのある須恵器甕、体下部にタタキメが施され、底部が砲弾形となる土師器の甕が出土した。

（6）　ＳＩ965　（第22図，図版８）

調査区南西部にある竪穴住居跡であるが、全体が削平を受けていて、住居西半の床土がわずかに残っているにすぎない。床土は東ほど薄くなり、東半部は全く残存しない。平面形は方形と考えられ、南西辺の長さは5.1mある。ＳＢ937掘立柱建物跡、ＳＤ988・990・1006溝によって切られている。

本遺構に伴う遺物は出土しなかった。

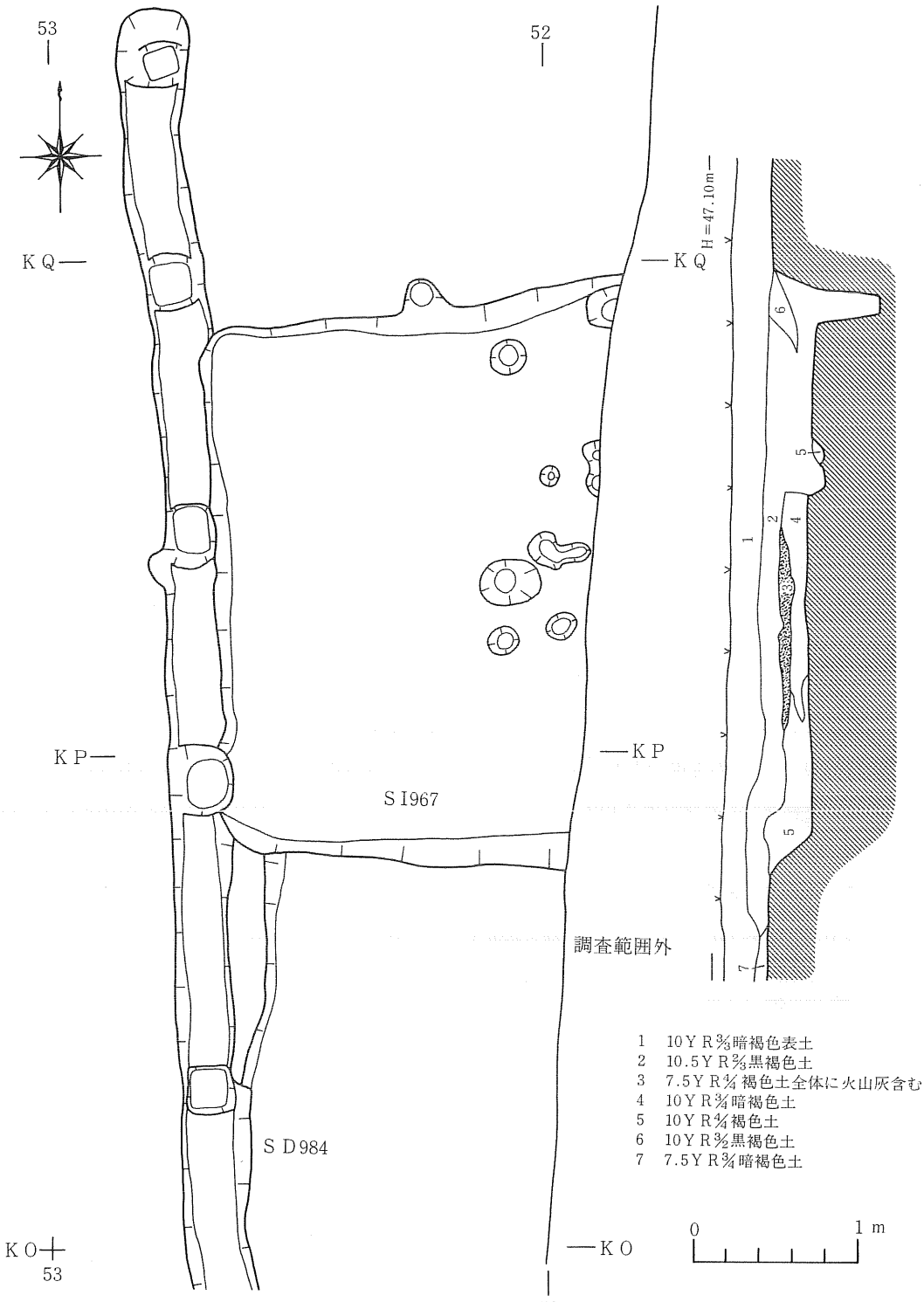

第21図　ＳＩ967、ＳＤ984

（7）　ＳＩ966　（第32図，図版15）

調査区南部に位置する竪穴住居跡であるが、ＳＩ965同様に全体が削平を受けており、床土がわずかに残っているにすぎない。東側は調査範囲外に入っているが方形を呈し、西辺は4.4ｍの長さである。東西方向に走るＳＤ990・1000～1003溝によって切られている。本遺構に伴う遺物は出土しなかった。

（8）　ＳＩ967　（第21図，図版16）

調査区北部、ＳＩ936の南東に位置する竪穴住居跡である。東側は調査範囲外に出ているが、北辺2.6m、南辺2.4mの長さの壁があり、高さはそれぞれ10～24cm、22～27cmで、本調査で検出した竪穴住居中、最も壁が高い。北辺と南辺の間隔は3.2～3.5mあり、これがおおよそ一辺の長さと推定される。床面に硬化面はなく、小ピットがあるが、柱穴かと考えられるものは北東隅のピットだけである。カマドは東側に付設されたものと推定される。覆土中央部に火山灰が堆積しており、火山灰降下より古い年代の遺構である。ＳＤ984溝が西壁に接するように重複するが新旧関係は不明である。

遺物は第46図23・24のほかに、破片資料であるが、須恵器では回転糸切り痕のある杯、タタキメのある甕、土師器では切り離し不明の杯のほか甕の口縁部、底部が出土した。また、瓦の小破片が２点出土した。

（9）　ＳＩ968　（第27図）

調査区南西部にある竪穴住居跡である。削平により住居南半の床土が残っているにすぎない。東西方向約5.8mの規模で方形を呈するものであろう。ＳＤ991・992・993溝、ＳＢ982・1014掘立柱建物跡などに切られている。

2　掘立柱建物跡

（1）　ＳＢ937　（第22・23図，巻首図版５～７，図版８・９・12・13）

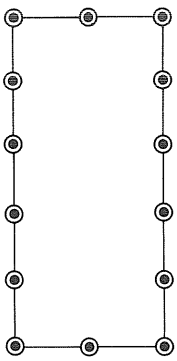

桁行５間×梁行２間の南北棟掘立柱式建物跡である。柱掘形は一辺1.3～1.7mの方形で垂直に掘り込まれる。深さは1.5mほどで、底面は平坦なものと全体が椀状に丸みを帯びるものとがある。また、柱を置く位置を一段低く掘り下げたものが４箇所、逆に５～８cmほど周囲より高く削り出したものが３箇所ある。西側の北から３、４番目の柱を除き、抜き取られたことが明らかである。抜き取りの方向は全く統一性がなく、抜き取り痕の下部に直径約30cmの柱痕跡が認められる。掘形内の埋土は黒色土と褐色土で、全体に汚れが少ない。

柱痕跡を基にした柱間距離の平均は、桁行総長14.7m（北から2.9

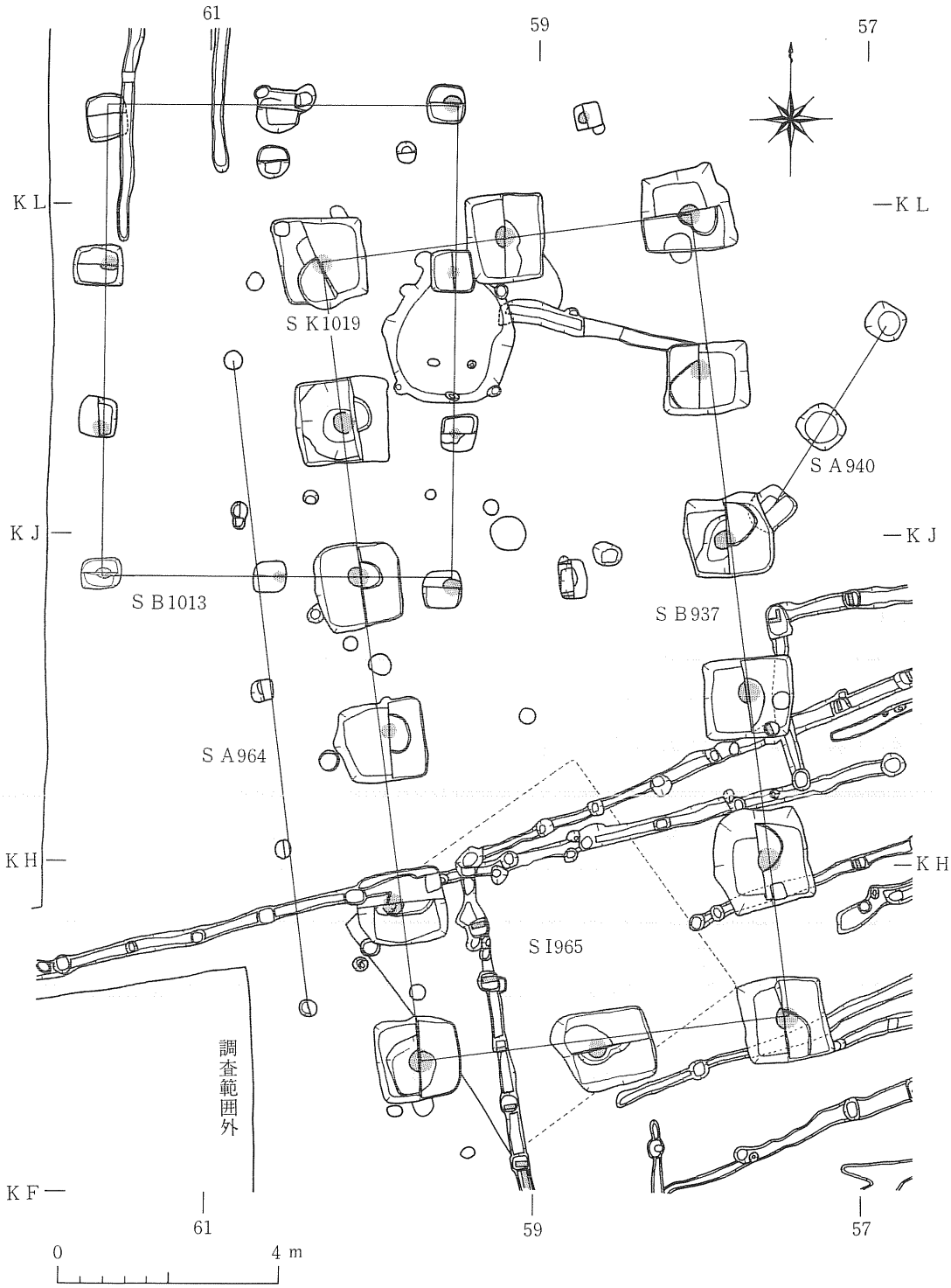

第22図　ＳＩ965、ＳＢ937・1013、ＳＡ940・964、ＳＫ1019

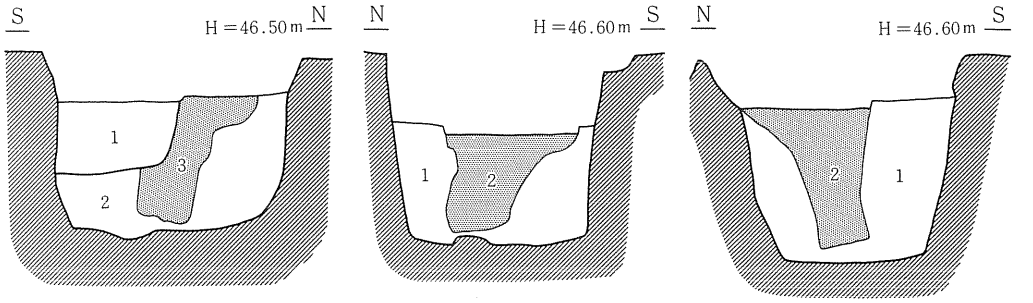

北　西　隅　柱

1　7.5ＹＲ4/4褐色土、7.5ＹＲ2/1黒色土
　ＳＫ1019
2　7.5ＹＲ4/6褐色土
3　7.5ＹＲ4/4褐色土、柱抜取痕

東側北から４番目

1　7.5ＹＲ4/4褐色土、7.5ＹＲ4/6褐色土
2　7.5ＹＲ4/4褐色土、柱抜取痕

東側北から５番目

1　7.5ＹＲ4/6褐色土
2　7.5ＹＲ4/4褐色土、柱抜取痕

0　1 m

第23図　ＳＢ937柱掘形土層断面図

＋3.0＋2.8＋3.1＋2.9)、梁行総長6.8m（東から3.35＋3.45）で、計画尺は桁行50尺（10尺等間)、梁行22尺（11尺等間）と推定される。建物方位は南北基準線に対しＮ８°Ｗである。建て替えは行われていない。ほぼ同規模の政庁Ⅱ～Ⅳ期東脇殿と比較すると桁行が50cm、梁行が45cm長い。建物の西に約2.0m離れて並ぶＳＡ964柱列は本遺構に伴うものであろう。

ＳＩ965竪穴住居跡を切り、ＳＡ940柱列、ＳＤ990・1009、992溝、ＳＫ938・939・1019土坑に切られている。

遺物は第47図に示したもののほかに、東側の北から４番目の柱掘形から、回転糸切り痕のある土師器杯、体部にタタキメのある土師器甕、西側の北から２番目の柱掘形上部から、須恵器甕の口縁部、ロクロ成形の土師器杯、北妻の柱掘形より回転糸切り痕のある土師器杯、および土師器甕の口縁部が、いずれも小破片であるが出土した。

（２）　ＳＢ941・Ａ，Ｂ１，Ｂ２　（第24・25図，巻首図版８，図版10～12）

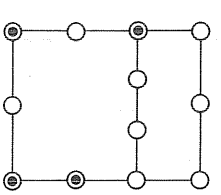

ＳＢ941・Ａは調査区北西部にある桁行３間×梁行２間の東西棟掘立柱式建物跡である。柱掘形は一辺70～120cmの方形を呈し、おおよそ垂直に掘り込まれるが、底面は丸みを帯びるものもある。埋土は黒褐色土、黒色土、褐色土が水平に互層となり、丁寧な埋め方である。柱痕跡は４本しか検出されないが、直径約25cmである。

柱痕跡をもとにした柱間距離の平均は、桁行総長7.4m（東から2.4＋2.6＋2.4)、梁行総長6.0m（北から3.0＋3.0）で、計画尺は桁行25尺（８＋９＋８）梁行20尺（10尺等間）と推定される。桁行方向に東１間と西２間に間仕切る位置に間仕切柱が立ち、建物を桁行１間と２間に分かつ。建物方位は南北基線に対し、Ｎ84°Ｅである。

ＳＩ934竪穴住居跡を切り、本遺構より新しいＢ１・Ｂ２掘立柱建物跡が重複する。

遺物はいずれも小破片であるが、北側の東より２番目の柱掘形などから土師器の甕が、北側

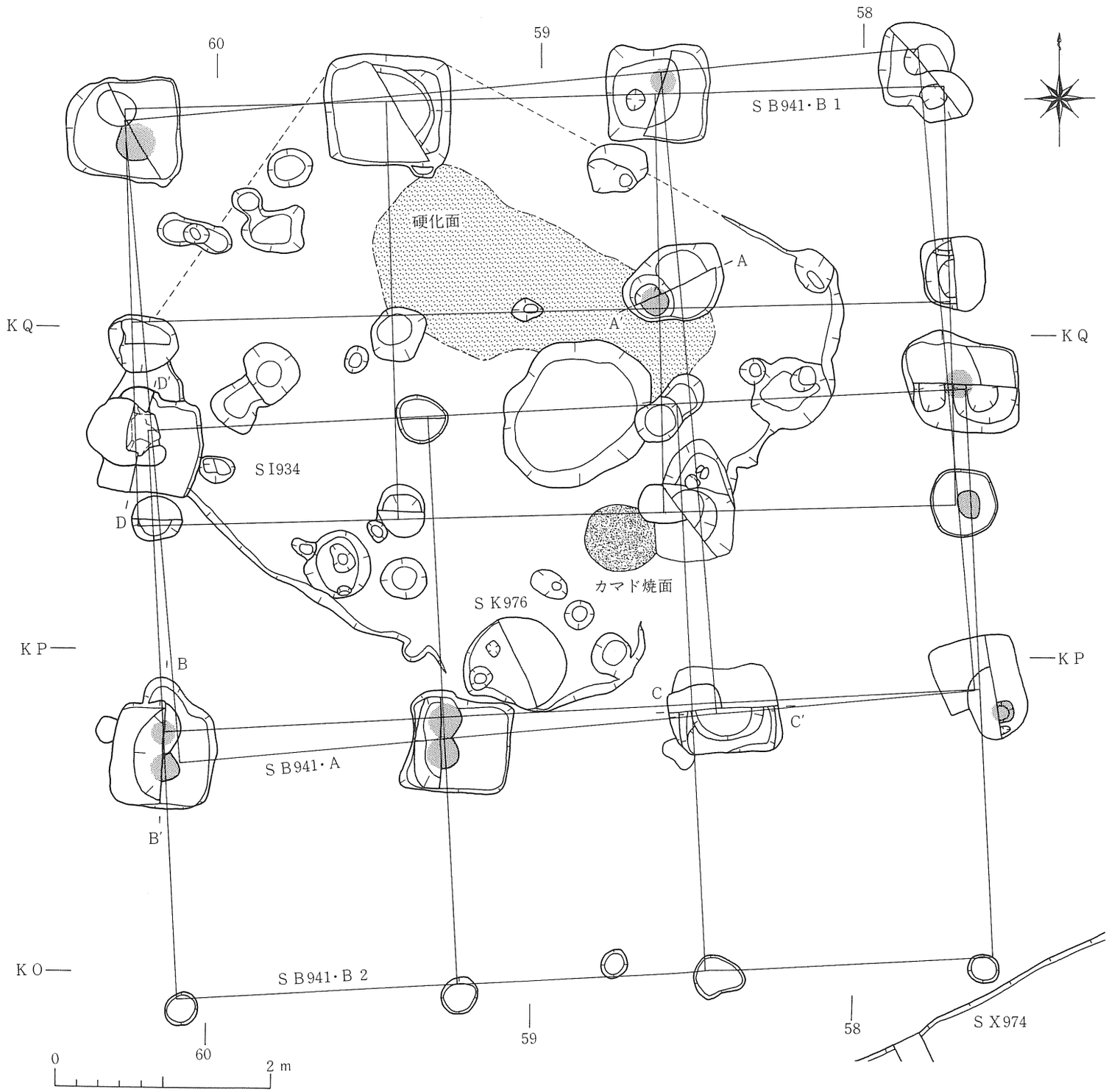

第24図　Ｓ Ｉ934、Ｓ Ｂ941・Ａ・Ｂ１・Ｂ２・942・972、Ｓ Ｋ976

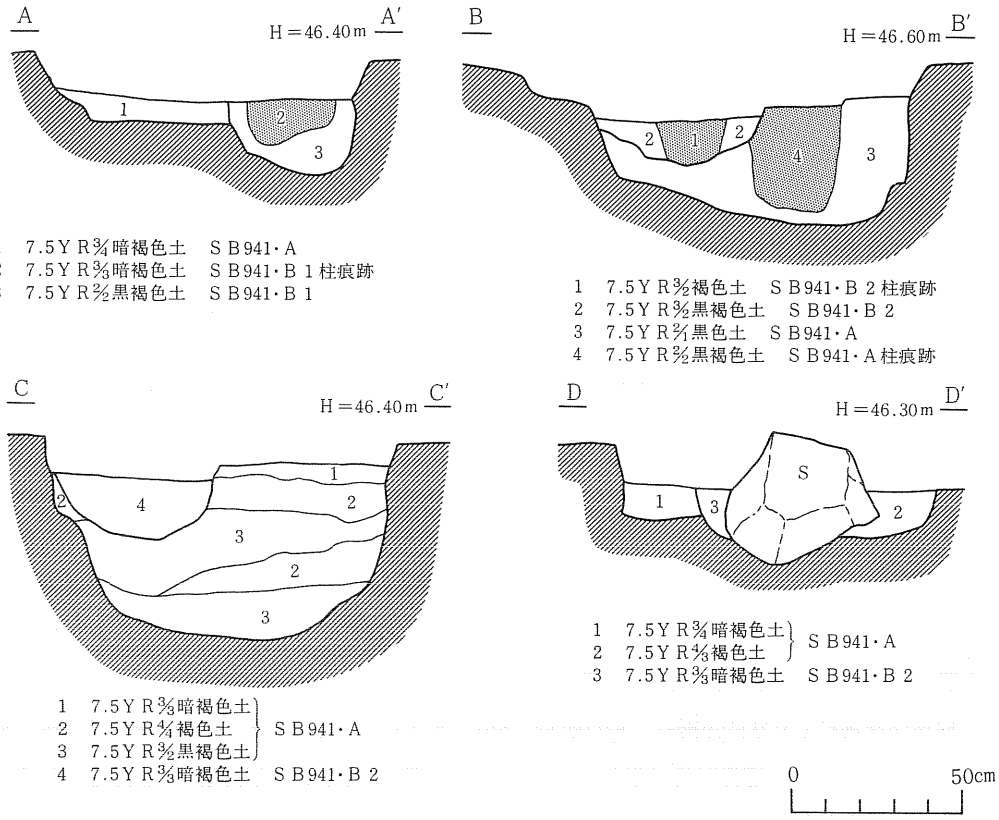

第25図　ＳＢ941・Ａ・Ｂ１・Ｂ２柱掘形土層断面図

の東から３番目の柱掘形から、凸面に渦巻き状の叩き痕のある平瓦の破片が出土した。

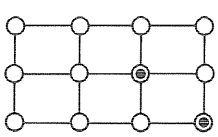

ＳＢ941・Ｂ１はＳＢ941・Ａを切る桁行３間×梁行２間の東西棟掘立柱式建物跡で、総柱である。柱掘形は径50～60cmの円形で、径25cmほどの柱痕跡が認められるものが２基ある。

柱掘形と柱痕跡を基にした柱間距離の平均は、桁行総長7.6m（東から2.7＋2.5＋2.4）、梁行総長3.9m（北から2.0＋1.9）で、計画尺は桁行25尺（９＋８＋８）梁行13尺（6.5尺等間）かと推定される。建物方位は南北基準線に対しN88°Ｅである。ＳＢ941Ｂ２建物跡との新旧関係は不明である。

遺物は南側の東より２番目の柱掘形と東妻の柱掘形より土師器甕の小破片が出土した。

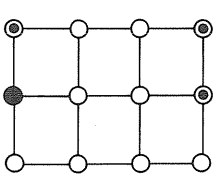

ＳＢ941・Ｂ２はＳＢ941・Ａを切る桁行３間×梁行２間の東西棟掘立柱建物跡で、総柱である。柱掘形は長径70cmほどの楕円形を呈するものがあるが、南側４本は直径25～50cmの円形である。柱痕跡の認められるものが３本あり、その直径は20～50cmである。北

西隅柱のみ掘形内に硬質頁岩の角礫が置かれており、礎石と考えられる。

柱掘形と柱痕跡を基にした柱間距離の平均は、桁行総長7.6m（東から2.7＋2.3＋2.6）、梁行総長5.3m（北から2.8＋2.5）で、計画尺は桁行25.5尺（東から９＋８＋8.5）、梁行18尺（北から9.5＋8.5）と推定される。建物方位は南北基準線に対しN87°Ｅである。ＳＢ941・Ｂ１との新旧関係は不明である。

遺物は破片資料であるが、北西隅柱掘形と、南側の東から３番目の柱掘形より土師器甕、北側の東より２番目の柱掘形より須恵器壺、土師器甕が出土した。

（５）　ＳＢ982・Ａ・Ｂ　（第26・27図，巻首図版２）

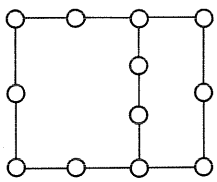

調査区南東部に位置する桁行３間×梁行２間の東西棟掘立柱式建物跡で、Ａ・Ｂ２時期があり、Ｂ期には総柱建物となる。Ａ期建物はＳＢ941・Ａ同様に桁行方向が間仕切りによって東１間と西２間に分けられる。掘形は略長方形を呈し、長軸方向は北側４本と南側の３本は南北方向に、両妻柱と南西隅柱及び間仕切りの２本は東西方向に向いている。深さは52～70cmで、褐色土、黒褐色土が水平の互層となり、極めて硬く突き固めて埋めたものが幾つかある。柱痕跡は認められない。

柱掘形を基にした柱間距離は、桁行総長7.6m（東から2.7＋2.5＋2.4）、梁行総長6.0m（東から3.0＋3.0）で、桁行25尺（東から９＋８＋８）、梁行20尺（10尺等間）かと推定される。建物方位は南北基準線に対し、N76°Ｅである。

遺物は、西妻の柱掘形から回転糸切り痕のある須恵器杯、北側の東より３番目の柱掘形から須恵器・土師器の杯が出土した。

Ｂ期建物はＡ期建物とほぼ同一位置に立てられた桁行３間×梁行２間の東西棟掘立柱建物跡で、総柱である。柱掘形を確認できたものは北側４本と棟通り３本、南側１本のみで、棟通り

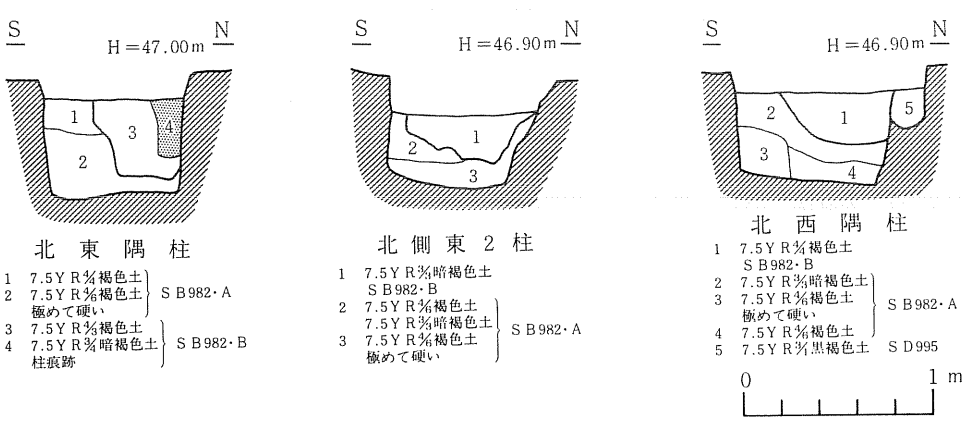

第26図　ＳＢ982・Ａ・Ｂ柱掘形土層断面図

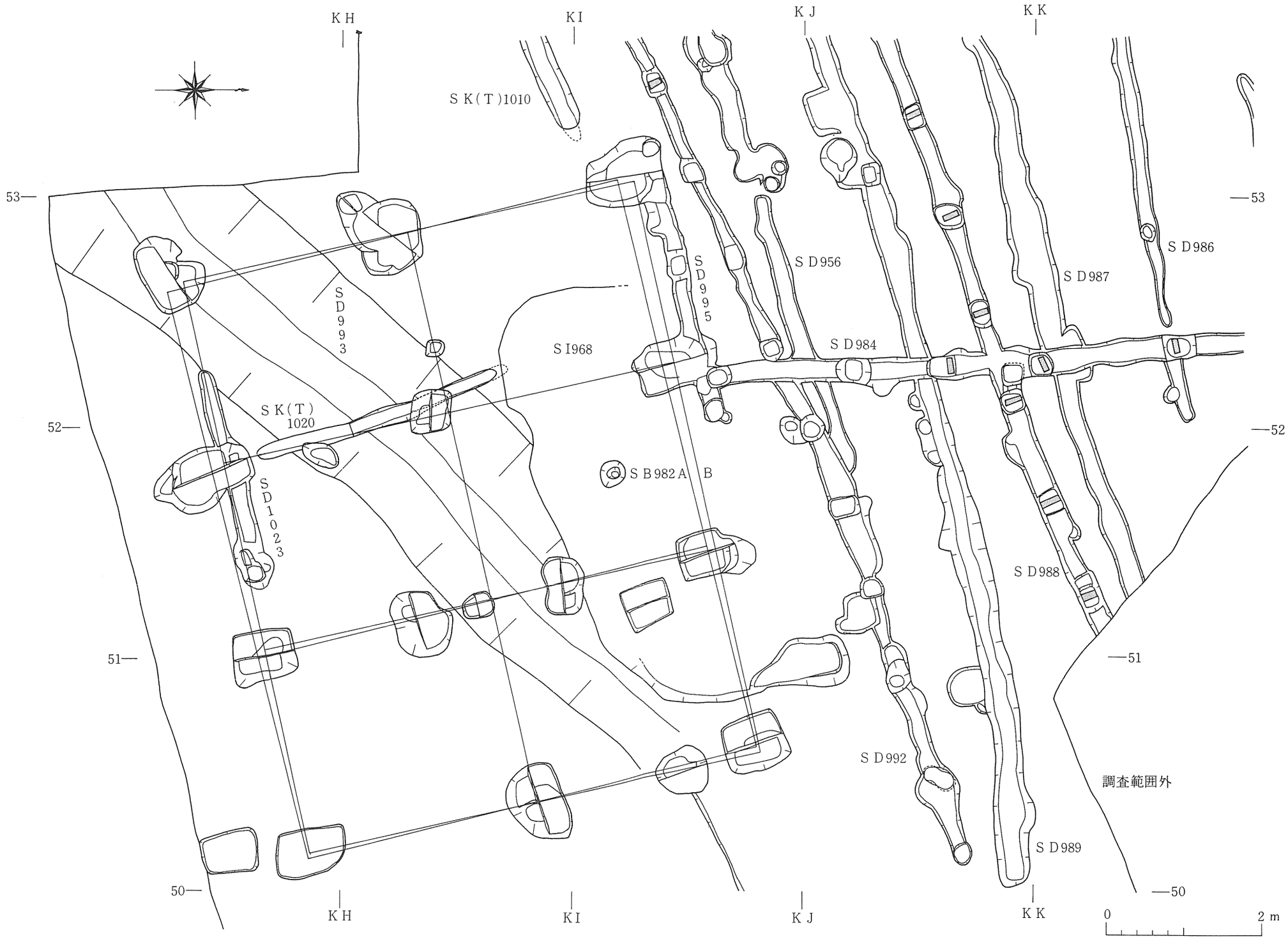

第27図　ＳＩ968、ＳＢ982・Ａ・Ｂ、ＳＤ993・995・1023、ＳＫ（Ｔ）1020

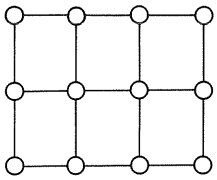

中央２本を除き、ＳＢ982・Ａ建物跡の掘形に位置が重なる。北側の掘形は楕円形を呈し、おおよそ長軸55～88cm、短軸50～60cmで、深さ36～56cmである。棟通り中央の２本はＳＤ993溝状遺構によって切られているため、径40～55cmと小さい。柱痕跡は認められず、北側柱の中央２本の掘形には北へ抜き取り痕がある。

柱掘形を基にした柱間距離は、桁行総長7.6m（東から2.7＋2.5＋2.4）、梁行総長6.0m（北から3.0＋3.0）で、計画尺は桁行25尺（９＋８＋８）、梁行20尺（10尺等間）かと推定される。建物方位はＳＢ982とほぼ同一でＮ77°Ｅである。

ＳＫ（Ｔ）1020・ＳＩ968を切り、ＳＤ993によって切られる。ＳＤ984・995との新旧関係は不明であるが、ＳＤ1023が本建物の掘形埋土を切っているように観察された。

（６）　ＳＢ1013　（第22・28図，図版12）

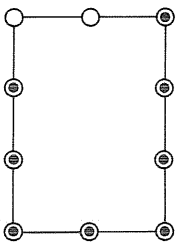

桁行３間×梁行２間の南北棟掘立柱式建物跡である。柱掘形は方形を呈し、最小で60×56cm、最大で86×74cmほどで、深さは東側で深く65cmである。径25～30cmの柱痕跡の認められるものが８本ある。建物東側の南北隅柱から約2.4m東へ離れて、小ぶりの掘形が各１基あり、北側のそれには直径約20cmの柱痕跡が残る。柱筋の通りが良く、本遺構と関連するものであろうか。柱痕跡を基にした柱間距離の平均は桁行総長8.6m（北から3.0＋3.0＋2.6）、梁行総長6.4m（東から3.1＋3.3）で、計画尺は桁行29尺（10＋10＋９）梁行21尺（10＋11）かと推定される。建物方位は南北基準線にほぼ一致する。

ＳＢ937掘立柱建物跡の北妻の柱掘形と、本建物東側北から２番目の柱掘形とがわずかに重複するが、この切り合いでは新旧関係はつかめなかった。しかし埋土の色調は本建物のほうが汚れの度合が強いことから本遺構のほうが新しいと考えられる。また、ＳＫ939とも重複するが、ＳＫ939を底面まで掘り下げてから柱掘形を検出しているので、本遺構の方が古いと考えられる。北西隅柱はＳＤ1016によって切られている。

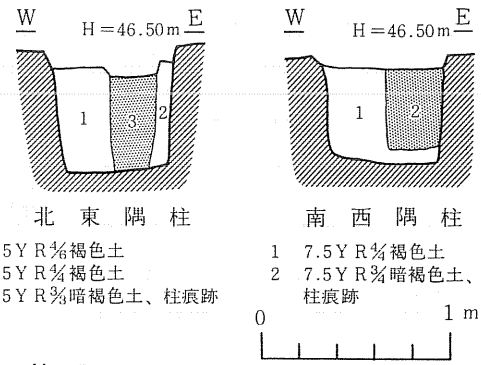

第28図　ＳＢ1013柱掘形土層断面図

遺物は小破片であるが、北妻の柱掘形から、体部にケズリ痕のある土師器甕が出土した。

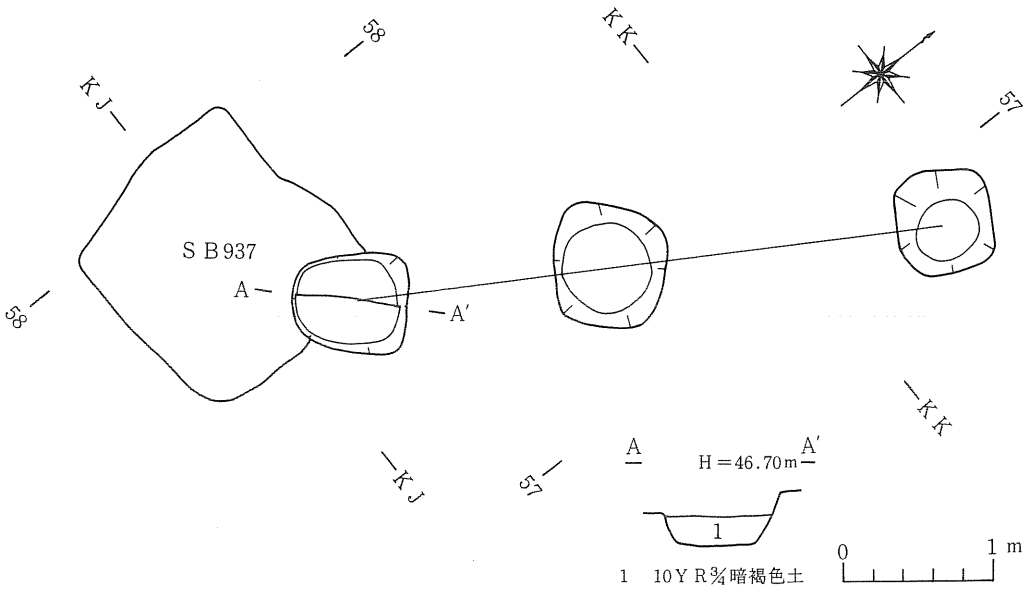

第29図　ＳＡ940

3　柱　　列

（1）　ＳＡ940　（第22・29図）

ＳＢ937掘立柱建物跡の東側北から３番めの柱を切る２間の掘立柱列である。掘形は一辺60～80cmの略方形で、深さ35cmあり、底部が幾分丸みを帯びる。柱痕跡はないが総長は3.9m（北から2.3＋1.6）、計画尺による13尺（北から８＋５）と推定される。柱列方位はＮ32°Ｅである。

（2）　ＳＡ964　（第22・30図）

ＳＢ937掘立柱建物跡の西側柱筋より約2.0m離れて平行して並ぶ南北筋４間の掘立柱列である。北端の柱が幾分東に振れるが、総長は11.9m（北から2.7＋3.3＋2.95＋2.95）で、計画尺による40尺（北から９＋11＋10＋10）と思われる。柱掘形は一辺30cmの略方形を呈し、深いものでは深さ48cmあり、直径15cmほどの柱痕跡が認められる。柱列の方位はＮ７°Ｗである。ＳＢ937掘立柱建物跡に伴う目隠し塀的な性格が考えられる。

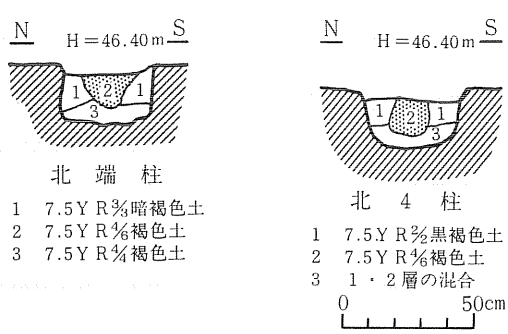

第30図　ＳＡ964柱掘形土層断面図

（3）　ＳＡ1026　（第19図，図版21）

調査区北部にある南北１間の柱列である。ａ・ｂ２時期あり、ａ期の掘形は一辺約60cmの方形を呈し、深さは確認面から22cmである。柱痕跡はないが柱間距離は3.4mほどに推定される。ｂ期の柱列は西へ約50cm移動させたもので、一辺50～60cmの方形を呈し、直径18～25cmの柱痕跡が認められる。柱痕跡から推定される柱間距離は3.1m、柱列方位はＮ５°Ｗである。ａ・ｂ期いずれもＳＩ935竪穴住居跡、ＳＫ947土坑を切っている。

４　溝

（１）　ＳＤ956　（第27図，巻首図版３・４・６・７）

ＳＤ992の北に位置する東西方向の溝である。長さ7.8m、幅16～40cm、全体に浅く、深さは５cm前後に過ぎない。西側に大きめのピットが２個あるが柱痕跡は認められなかった。溝の方位はおおよそＮ71°Ｅである。ＳＤ984と重複し、部分的にＳＤ992に接しているが両者との新旧関係は不明である。

（２）　ＳＤ984　（第21・27図）

調査区東側に位置する南北方向の板塀である。溝の全長23.85m、幅25～40cm、深さは遺構確認面より30～50cmである。溝内に直径約30cm、深さ70～80cmに及ぶ柱穴が16個あり、このうち柱痕跡の残るものが６個ある。柱は断面厚さ６cm、幅20cmほどの板状を呈し、幅の広い面を溝の走行に対して直角に向けている。柱穴及び柱痕跡を基にした柱間距離は1.2～2.0mまで変異があるが、平均1.55mとなり５尺を基本とするものであろうか。溝の方位はＮ４°Ｗである。

ＳＫ959・960土坑を切り、ＳＫ960では柱穴がその底面をも掘り込んでいる。ＳＩ967竪穴住居跡、ＳＢ982・1014掘立柱建物跡との新旧関係は定かでない。東西方向の溝８条とも重複し、ＳＤ988を切っているように観察されたが、他の溝との新旧関係は不明である。

遺物は凹面に布目痕があり、凸面に叩き痕のある平瓦の破片が出土した。

（３）　ＳＤ985　（第16図）

ＳＫ960・961の南に位置する東西方向の溝である。全長4.34m、幅18～36cm、深さ３～５cm、である。溝方位はＮ78°Ｅである。ＳＤ984と交差するが、新旧関係は不明である。

（４）　ＳＤ986　（第27図）

ＳＤ985の南に位置する東西方向の溝である。全長6.92m、幅10～26cm、深さ３～５cmで、浅いためか途切れる箇所がある。溝の方位はＮ80°Ｅである。ＳＤ984と交差するが新旧関係は不明である。

（５）　ＳＤ987　（第27図）

ＳＤ986の南に位置する東西方向の溝である。長さ8.1mを検出したが未調査区に入っており、全長は不明である。幅20～58cm、深さ２～６cmと浅く、溝の底は平坦である。西端に小ピッ

トが存在する。溝方位はN74°Eである。SD984と交わるが新旧関係は不明である。

（6）　SD988・1006　（第31～33図，図版17・18）

SD988はSD992の北約2.8mに平行する東西方向の板塀である。長さ26.9mを検出したが東側は未調査区に入っている。幅25～30cm前後、深さ約20cmで、溝の中に柱穴が22個並び、このうち17個に柱痕跡が認められる。柱穴は一辺約30cmの略方形を呈し、確認面からの深さは60～70cmのものが多く、90cmを越えるものもある。柱痕跡は厚さ9cmで幅24cm、厚さ8cmで幅20cmなどの大きさである。柱痕跡を基にした柱間距離は1.1～1.4mまでの幅があるが、平均は1.26mで4尺を基本としたものと推定される。溝方位はN69°Eである。SB937掘立柱建物跡を切っているがSD990・1009との新旧関係は切り合いでは把握できなかった。南へ曲折し、SD1006と一連になる遺構と考えられる。遺物は凹面に布面痕のある瓦が出土した。

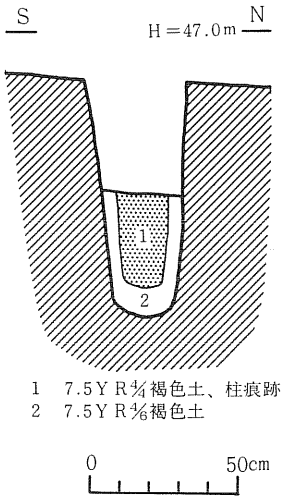

第31図　SD988東2柱穴

SD1006はSD1004とSD1007との間にある南北方向の板塀である。SD990との曲折点に新旧2時期の柱穴があり、これより南へ15.2mの長さを検出したが、未調査区へ延びている。溝の幅は25～30cm前後で、この中に幅10～14cmの板状の痕跡が見られる。柱穴は14個あり、深さ58～84cmで、このうち7個に柱痕跡が認められる。柱痕跡のうち最大のものは厚さ10cm、幅27cmである。柱穴および柱痕跡から計測される柱間距離の平均は1.17mで4尺を基本としたものであろう。SD1002を切っている。方位はN10°Wである。

遺物はSD984との交点から須恵器杯（第48図）が出土した。

（7）　SD989　（第27・33図）

SD988の南に位置する東西方向の溝である。全長22.50m、幅20～55cm、深さ7～13cmである。溝の西から4.2mと9mの位置に柱穴があり柱痕跡が認められるが、これをもって板塀とは言い難い。西より9mの位置までは方位N68°Eで、SD988あるいは992に平行するが、これを境に若干南へ屈折して走向が異なりおおよそN74°Eとなる。柱痕跡のある柱穴もなく、溝の幅も広くなる。西端より9mの地点を境として、異なる別個の遺構と見るべきかも知れない。SD984と交差するが、新旧関係は把握できなかった。

遺物は小破片であるが、回転糸切り痕のある須恵器と土師器の杯が出土した。

（8）　SD990　（第32・33図）

SD991の西に位置する東西方向の板塀である。調査区西端の土層に溝断面が見られ、溝の長さは少なくとも19.7mあり、さらに西へ延びている。幅20～30cm、深さ15cmほどで、柱穴

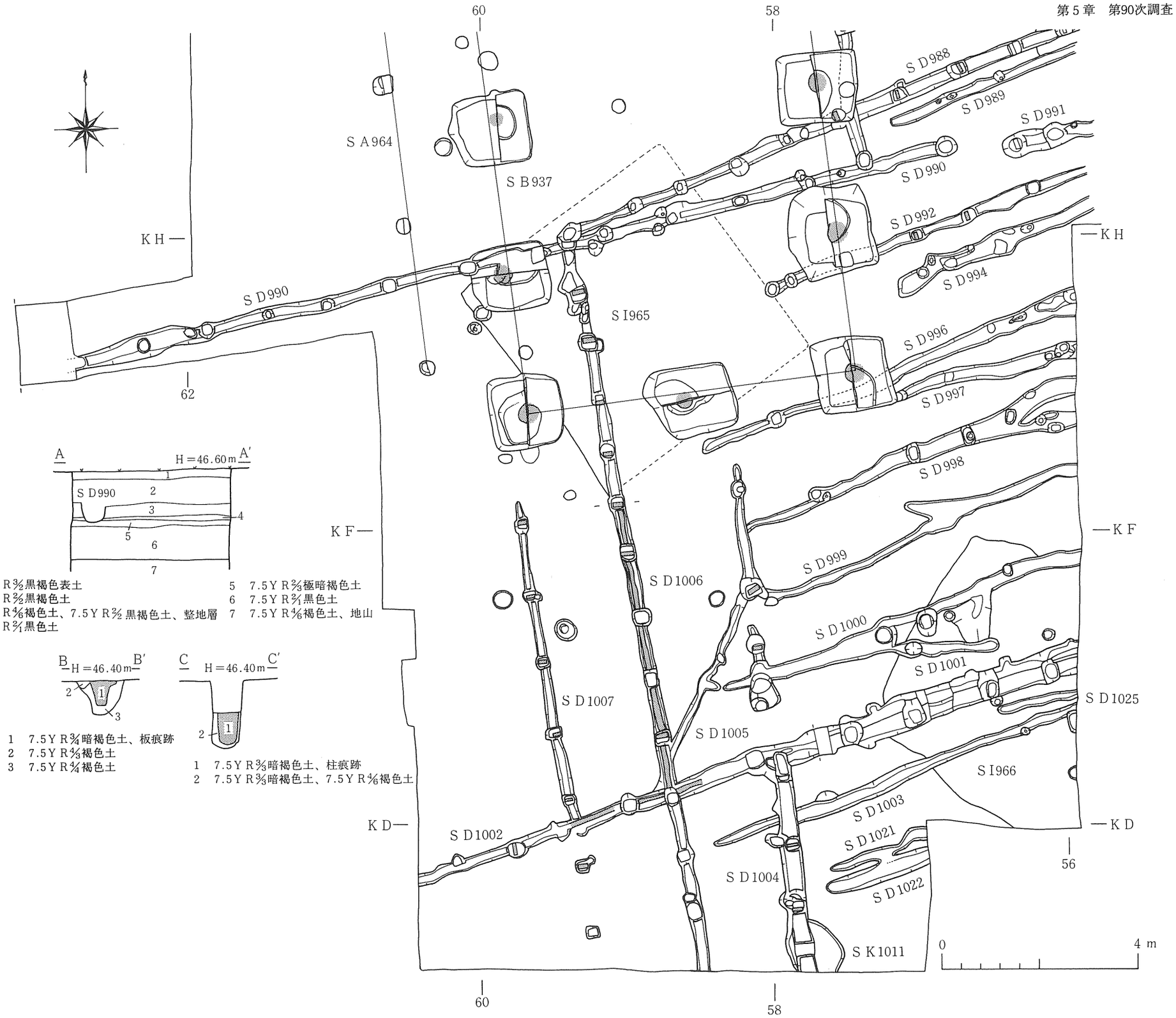

第32図　調査区南西部の溝

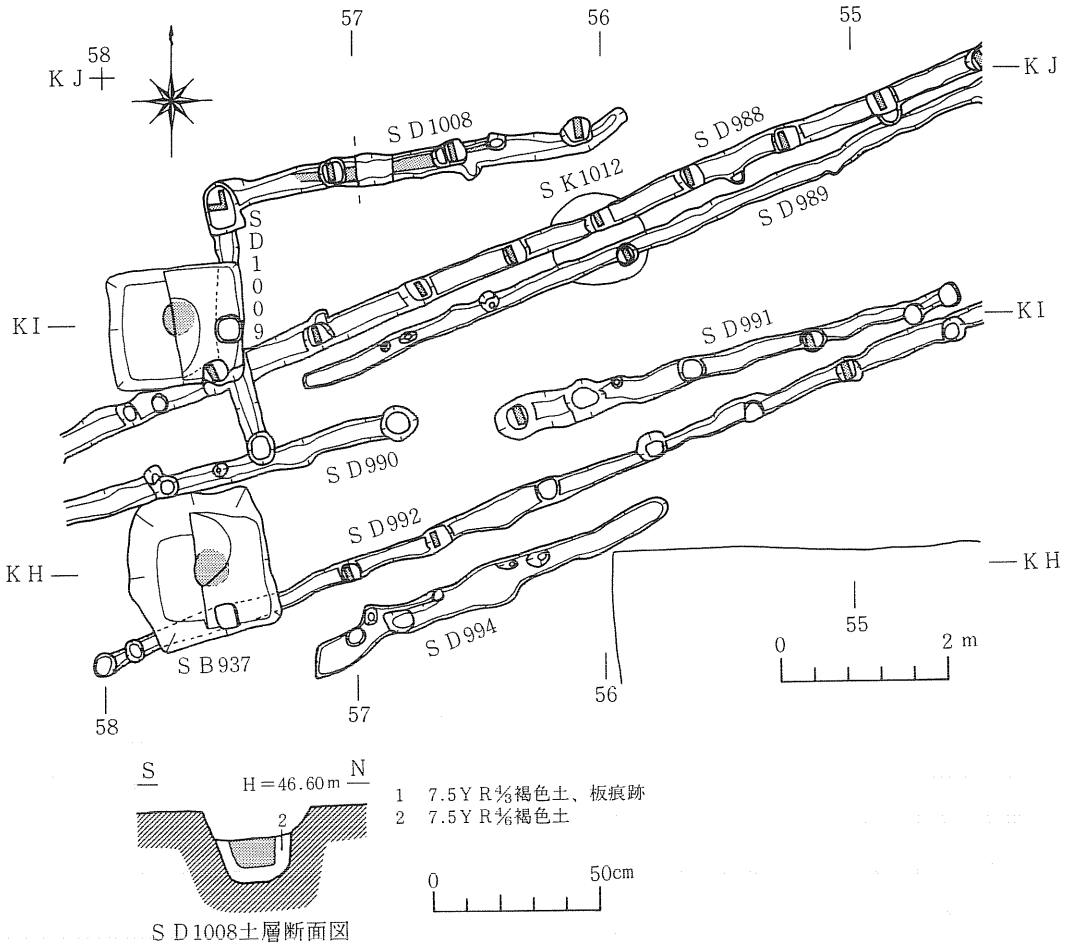

第33図　ＳＤ988～991・944・1008・1009

が14個あるが柱痕跡は検出されず、溝内の板痕跡も見られなかった。柱穴から想定される柱間平均距離は1.4mである。本遺構の東端の柱穴は直径40cmで他の柱穴に比べて大きく、ＳＤ991との間に溝は作られていない。両者の柱穴ないしは柱痕跡の距離は約1.4mある。ＳＤ990と991は走行が一致することから一連の遺構で、この部分に出入口を設け、ＳＤ1008・1009がその北側と西側の遮蔽施設として作られたものであろう。溝の方位はN75°Ｅである。ＳＤ988・1006の屈曲点と交差するが、切り合いでは新旧関係を把えられなかった。

遺物は回転糸切り痕のある土師器の杯が出土した。

（９）　ＳＤ991　（第33図，図版14）

ＳＤ992の北に位置する東西方向の板塀である。全長5.87m、幅16～48cm、深さ33cmである。溝内に柱穴が６個あり、深さ31～56cmで、うち２個に板状の柱痕跡を認める。西端の柱穴は径50cmほどで、他より大きく作られている。溝の方位はN75°Ｅである。

(10)　ＳＤ992　（第32図）

ＳＤ991の南に位置し、ＳＤ988に平行する板塀である。溝の全長25.50mで、幅は20～25cmほどのところが多いが、東部において約40cmのところもある。溝内に円形または略方形を呈する柱穴が21個あり、このうち４個に溝方向に対して直角に据えた板状の柱痕跡が認められる。柱痕跡および柱穴から得られる柱間距離は1.1～1.4mと変異があるが、平均は1.28mとなり、４尺を基本としたものであろうか。溝内には板状痕跡は認められなかった。溝の方位はＮ69°Ｅである。ＳＤ984と交差するが新旧関係は不明である。

遺物は土師器杯が出土した（第42図29）。

(11)　ＳＤ993　（第27図）

調査区南東部に位置し、北東～南西方向に走る溝である。内郭東門の東側から長森丘陵の尾根筋を通り政庁東門付近にかけて、道路状に横たわる凹みとその両側の盛土が地表から観察されるが本遺構はその一部である。調査地付近では地表からの凹みと盛り上がりは明確さを欠いていたが、地山を削り込んで長さ17.2m、幅2.2m前後の丸みを帯びて緩やかに凹む溝となっている。地山面での深さは東端で７cm、西端では20cmである。この溝の西延長上にあるＫＤ56グリッド付近では溝内に堆積する黒褐色土が硬化し、その面から寛永通宝が出土した。

地表から観察される道路状の凹みは長森丘陵の東西を貫く形で存在し、第81次調査では地山を１m掘り込む断面逆台形（箱掘り）の溝ＳＤ877を調査している。本遺構もこのＳＤ877と関連するものであるが、ＳＤ877同様に遺構の所属年代及び性格についてはなお検討を要する。しかし、本遺構のように地表に残る道路状の凹みを、ある時期に道路として利用したことはあると判断される。

遺物は須恵器甕の小破片が出土した。

(12)　ＳＤ994　（第32図）

ＳＤ992の50cm南に位置する東西方向の溝である。全長4.6m、幅27～54cm、深さ３～６cmである。溝内に小ピットがあるが配列に規則性はない。方位はＮ66°Ｅである。

(13)　ＳＤ995　（第27図）

ＳＤ992の南に位置する東西方向の板塀で、溝の全長3.8m、幅22～40cm、深さ25cmほどである。東端・中央部・西端に、それぞれピットがあり、62～74cmの深さで、柱を建てたものと推定されるが、柱痕跡は検出されなかった。東端から50cmの位置にもピットがあり、これはＳＤ984南端のピットを切っている。ＳＤ984南端のピットとは深さが近く、この柱の建て替えとも考えられるが、ＳＤ995に伴うものであるならば、ＳＤ984より995の方が新しいと言える。ＳＢ982・1014掘立柱建物跡との新旧関係は把握し切れなかった。溝の方位はＮＥ76°Ｅで、方位及び位置関係からＳＤ990・991と関連する一連の板塀と見ることもできる。

(14)　ＳＤ996　（第32図）

ＳＤ994の南1.2mに位置する東西方向の溝で、長さ8.34mを検出した。溝の東側は未調査区に入っているが、ＳＢ882・1014掘立柱建物跡付近までは延びていない。幅は東ほど広く60cmほどであるが西方では14cmである。深さは全体に浅く、５～７cmに過ぎず、浅い凹みが東側に見られる。西端より1.5mの位置に径38cm、深さ10cmのピットがあるが、柱痕跡は認められない。方位はN68°Ｅである。ＳＢ937掘立柱建物跡の南西隅柱を切っている。

(15)　ＳＤ997　（第32図）

ＳＤ996の南50cmに位置する東西方向の溝で、長さ約４ｍを検出したが、東側は未調査区へ入っている。幅20～35cmで、深さは２～10cmで東ほど浅く、溝内に小さな凹みがある。西端はＳＢ937掘立柱建物跡の南東隅柱掘形にわずかに重複するらしいが、新旧関係は不明である。方位はＮＥ75°Ｅである。

(16)　ＳＤ998　（第32図）

ＳＤ997の南にある東西方向の溝で、長さ7.45mを検出し、東側は未調査区に入っている。ＳＤ996と同様に幅は西ほど狭く12cmほどであるが、東端部は40cm前後となる。深さは全体に浅く、３～９cmである。東端が２叉に分岐しており、他の溝との重複かと考えられる。西端はＳＤ1004に接する。長径40cm、確認面からの深さが18cmのピットが２個あり、柱痕跡は認められないが、その間隔は心心でおよそ1.20mである。方位はN67°Ｅである。

(17)　ＳＤ999　（第32図）

ＳＤ998の南に約1.3m離れて平行する東西方向の溝である。長さ6.9m、幅16～28cm、深さは全体に浅く、３～５cmに過ぎない。一部に枝状に分岐する箇所がある。方位はN66°Ｅである。

(18)　ＳＤ1000　（第32図）

ＳＤ999の南に約1.2m離れて平行する東西方向の溝である。長さ7.8m、幅16～50cm、深さ２～７cm、溝内にピットが３個あり、東からそれぞれ38cm、67cm、65cmの深さであるが、溝に伴うものか定かではない。方位はN67°Ｅである。ＳＩ966を切り、ＳＤ1004と交わるが新旧関係は不明である。

(19)　ＳＤ1001　（第32図）

ＳＤ1000の南にあり、長さ2.2mほどの溝で、深さ４cmである。方位はN88°Ｅである。ＳＩ966を切り、ＳＤ1000にも接するがＳＤ1000との新旧関係は定かでない。

(20)　ＳＤ1002

ＳＤ1003の北に位置する東西方向の板塀である。長さ14.3mを検出したが、東西両端とも未調査区に入っている。方位はN70°Ｅである。ＳＤ1004との交点より東では明確にＡ・Ｂ２時

期あり、A期溝の位置を僅かに南にずらしてB期溝を掘り込んでいる。A期溝の幅は不明であるがB期溝は30～40cmあり、SD1004との交点より東では2時期合わせた溝の幅は46～75cmある。これに対し、交点より西では2時期の重複は認められず最大幅36cmで、西ほどしだいに細くなっている。A期溝は本遺構全体にあるのに対し、B期溝はSD1004との交点より東に限られることが明らかである。B期溝には深さ58～67cmの柱穴が5個あり、柱痕跡はないが、柱穴の心心距離は東から1.3m・1.6m・1.35m・1.5mである。このB期溝は南へ曲折し、SD1004に連なるものである可能性がある。

交点より西のa期溝では深さ45～70cmの柱穴が3個あり、柱痕跡が認められる。柱間距離は2.5m、2.7mである。溝内に幅約10cmの板状痕跡も見られる。

遺物は須恵器甕の小破片が出土した。

(21)　SD1003　(第32図)

SD1002の南に平行する東西方向の溝である。長さ7.9m、幅18～36cm、深さ6～12cmである。方位はN69°Eである。SD1004と交差するが新旧関係は定かでない。SI966を切る。

(22)　SD1004　(第34図，巻首図版8)

調査区南西部にある南北方向の板塀である。東西方向に走るSD1002・1003などと交差し、南端からSD1002との交点までは幅40cm、深さ30～38cmほどの掘り込みのしっかりとした溝であるが、それより北では溝は途切れ、幅も20cm前後と細く、深さ7cmほどになる。溝内に柱穴があり、柱痕跡が認められる。南2本の柱痕跡は厚さ6cm、幅20～30cmで、柱間距離は1.3mである。SD999との交点の柱穴は径45cmあり、角材痕跡が26×10cmと大きめである。方位はN8°Wである。SK1011を切っている。

溝の幅、柱間距離はSD1002・B期溝のそれに近く、元来本遺構にはA・B2時期あってA期溝はSI965付近まで延びていたが、B期溝は南端からSD1002との交点までで、交点からは東に屈折してSD1002・B期板塀に連続するものではなかろうか。

(23)　SD1005　(第32図)

SD1004とSD1006の間にあり、SD1006には確実に切られている。本遺構のみ唯一走向が特異で、SI966の西壁の方向に略平行する。長さ4.5m、幅20cm前後、深さ7～10cmである。方位はN26°Eである。

(24)　SD1007　(第32図)

SD1006の西約2.1mに平行する南北方向の板塀である。長さ6.6mにわたって幅12～25cmの溝があり、中に柱穴が5個並ぶ。SD1002と交差する点より南では溝は失われているが、溝の延長線上に柱穴が2個がある。溝の北延長線上にも柱穴があり、少なくともSD990付近までは達するものと思われる。柱穴および柱痕跡を基にした柱間距離はほぼ等間で、平均は1.41

cmとなり、ほぼ５尺を基本としたものかと推定される。方位はN10°Wである。ＳＤ1002との新旧関係は定かでない。

(25)　ＳＤ1008・1009　（第33図，図版14）

ＳＢ937掘立柱建物跡の東に位置する板塀である。東西方向のＳＤ1008は溝の全長5.2m、幅20～30cm、深さ25cmあり、深さ54～70cmの４個の柱穴を有し、いずれにも柱痕跡が認められる。方位はN80°Ｅである。溝内には柱穴内の柱痕跡に直角に交わる幅16cmほどの板状痕跡がある。西端の柱穴は長径60cm、短径40cmと大きく、この中にはＬ字状の柱痕跡が見られる。これは東西方向に走るＳＤ1008に対して直角に置かれた柱と、南北方向に走るＳＤ1009に対する柱とが一柱穴内に据えられたものと解される（図版17)。

ＳＤ1009はＳＢ937掘立柱建物跡の柱掘形を切り、長さ3.56m、溝幅26cm、方位はＮ８°Ｗで、ＳＤ990およびＳＤ1008に対して直角に交わっている。ＳＤ1008と1009の柱穴および柱痕跡から各々の柱間距離の平均は1.46mで５尺を基本としたものであろう。これらは連続する板塀で、さらにＳＤ990板塀に合体し、ＳＤ991板塀とも一連となる遺構と考えられ、東西方向のＳＤ990・991板塀の出入口部を構成するものであろう。

遺物はＳＤ1008の柱穴内から須恵器と土師器の小破片が出土した。

(26)　ＳＤ1015　（第34図）

ＳＤ1016の東に平行して並ぶ南北方向の溝で長さ６ｍ、幅20～28cm、深さ10cmである。ＳＢ1013掘立柱建物跡の範囲と重複する。北部に径28cm、深さ26cmほどのピットがあるが本遺構に伴うものか定かでない。方位はＮ４°Ｅである。埋土に土師器片を含み、古代の遺構である。

(27)　ＳＤ1016　（第34図）

ＳＤ1015の西に1.7m離れて平行する溝で長さ6.5m、幅16～28cm、深さ８cmである。方位はＮ３°Ｅである。ＳＢ1013掘立柱建物跡の北西隅柱掘形を切っている。

(28)　ＳＤ1018　（第34図）

東西方向の溝では最も北に位置する。全長3.0m、幅30～45cm、深さ５～10cm、方位はＮ79°Ｅである。

(29)　ＳＤ1021　（第32図）

ＳＤ1003の南１ｍに位置する溝である。長さ2.1mを検出し、東側は未調査区に入っているが、ＫＤ56グリッド内では検出されないから、全長は３ｍに満たないであろう。幅20cm前後、深さ５cm、方位はN68°Ｅである。

(30)　ＳＤ1022　（第32図）

ＳＤ1011の南に約15cmほど離れて並ぶ溝である。長さ2.15m、幅30cm前後、深さ８cmほどで、一部はＳＤ1011に接している。方位はN70°Ｅである。

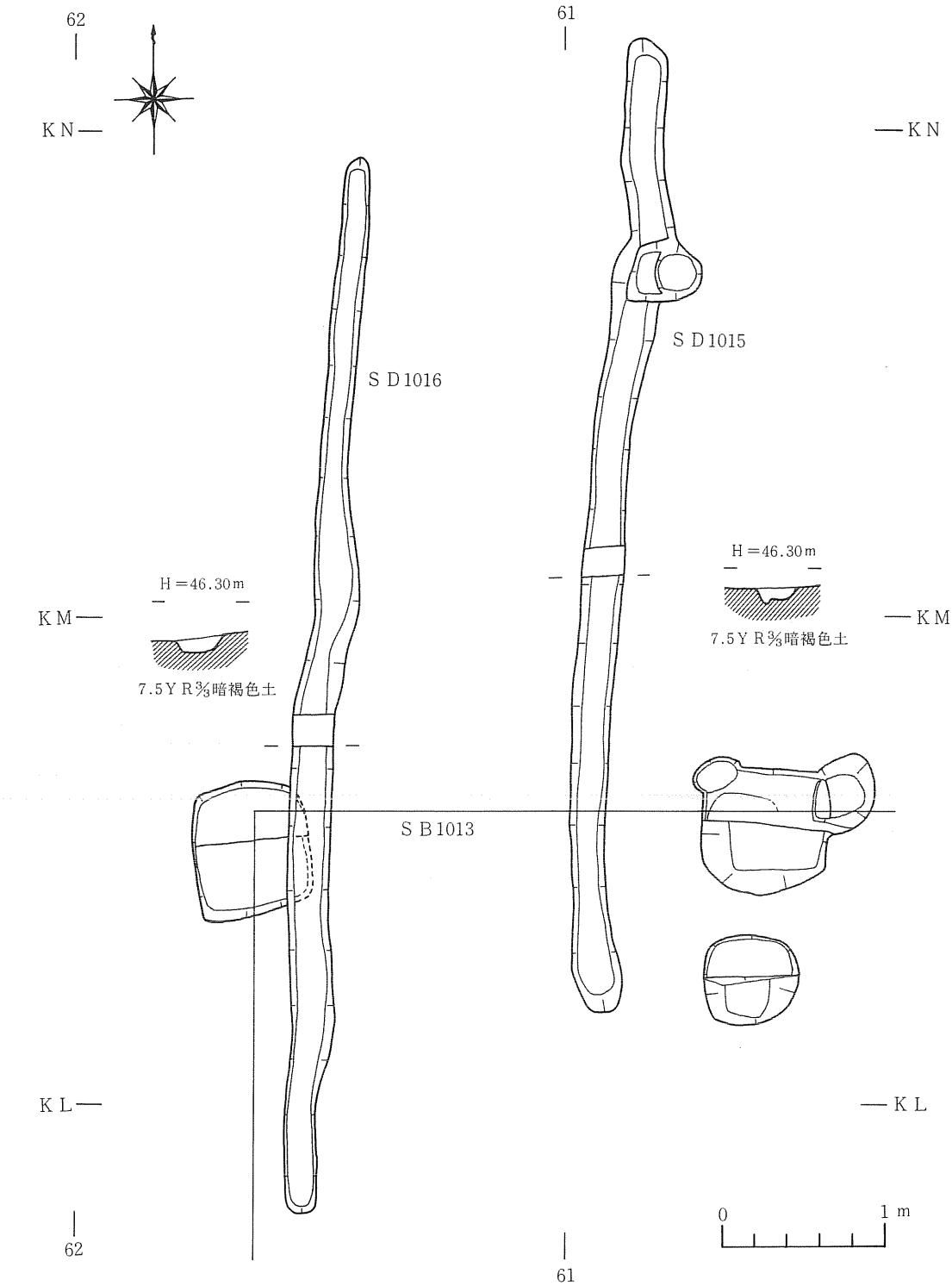

第34図　SD1015・1016

(31)　ＳＤ1023　（第27図）

調査区南東部にある東西方向の溝である。全長2.94m、幅20～40cm、深さ７～13cmである。東端に深さ47cmのピットがあるが柱痕跡は認められなかった。方位はＮ75°Ｅである。ＳＢ982・Ａ・Ｂ建物跡の柱掘形と重複し、掘形埋土を切っているように観察される。

(32)　ＳＤ1025　（第32図）

ＳＤ1002の南にある溝である。長さ1.64m、幅15～20cm、深さ５cmである。方位はＮ78°Ｅである。ＳＩ966を切っている。

５　土　　坑　（第36図，図版19）

（１）　ＳＫ938　（第35図）

ＳＢ937掘立柱建物跡の北妻柱掘形を切り、ＳＫ939によって切られる。楕円形を呈し、長軸1.42m、短軸推定1.2mほどである。深さは極めて浅く、確認面から約３cmに過ぎない。

遺物は土師器杯（第49図30）、須恵器杯・甕が出土した。

（２）　ＳＫ939　（第35図）

ＳＫ938の西に位置し、円形を呈する遺構である。直径2.4mで、深さは30～40cmである。ＳＫ938を切っているので、ＳＢ937掘立柱建物跡よりは新しいことが明らかである。ＳＢ1013掘立柱建物跡の東側北から２番めの柱掘形とわずかに重複するが、新旧関係は把握できなかった。

遺物は須恵器・土師器の杯（第49図31～37）のほか、小破片であるが須恵器では壺・甕・回転糸切り痕のある杯、土師器では回転糸切り痕のある杯・甕が出土した。

（３）　ＳＫ945　（第19図）

ＳＩ943竪穴住居跡の南に位置し、楕円形を呈する遺構である。長軸約1.2m、短軸86cm、深さ30cmで、底面は丸く凹む。覆土中に焼土が混じっている。明確ではないがＳＩ943竪穴住居跡を切っているものと思われる。

遺物は破片資料であるが、縄文施文のみで時期不詳の縄文土器、回転ヘラ切り無調整の須恵器杯、土師器杯、上部がロクロ成形で、下部にタタキメがあり、おそらく長胴の砲弾形を呈すると思われる土師器の甕が出土した。

（４）　ＳＫ946　（第37図）

ＳＩ934竪穴住居跡の西に位置し、楕円形を呈する遺構で、西へ傾斜する斜面にある。長軸2.3m、短軸1.7m、深さ20～30cmである。底面も西へ低くなり細かな凹凸が多い。

遺物は上部がロクロ成形で、下部にタタキメのある土師器甕の破片が出土した。

（５）　ＳＫ947　（第37図，図版20）

ＳＩ935竪穴住居跡の南に位置し、方形を呈する遺構である。長軸2.26m、短軸1.9mあり、

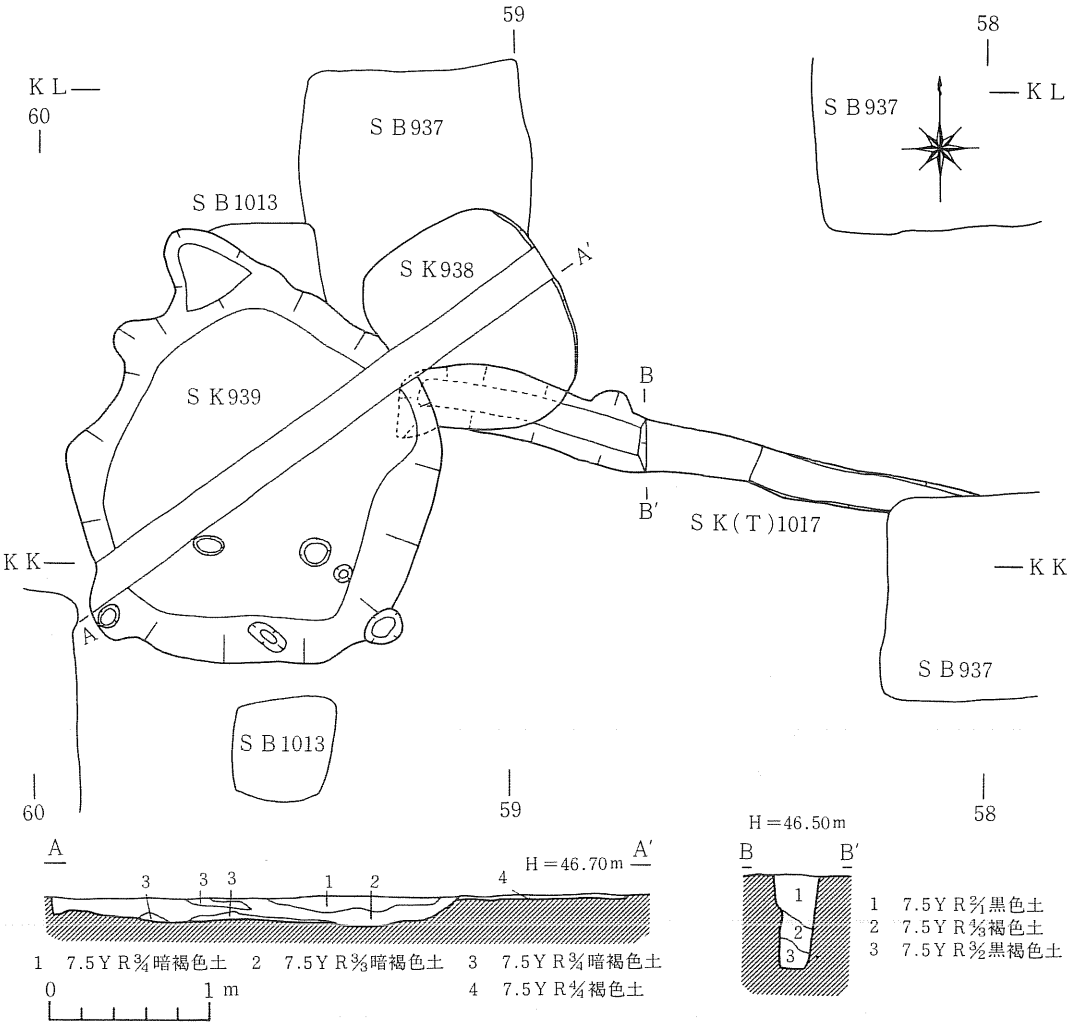

第35図　ＳＫ938・939、ＳＫ（Ｔ）1017

底面は凹凸が激しいが、最深部で確認面より22cmの深さがある。ＳＸ974を切り、ＳＡ1026柱列によって切られている。

遺物は土師器甕（第49図38・39）のほか、須恵器甕、回転糸切り無調整の土師器杯の破片が出土した。

（6）　ＳＫ948　（第37図）

ＳＫ949の西に位置し、楕円形を呈する遺構である。長軸1.36m、短軸1.02m、深さ30cmである。ＳＫ977を切っている。

（7）　ＳＫ949　（第37図）

ＳＫ948の東に位置し、円形を呈する遺構である。直径1.1m、深さ40cmである。遺物は須

恵器蓋の小破片が出土した。

（８）　ＳＫ950　（第38図）

ＳＫ955の南に位置し、円形を呈する遺構で、直径1.4m、深さ0.92mである。北西側の立ち上がりが幾分丸みを帯びている。埋土は暗褐色土と黒色土が互層となり、土坑中央部に高く、周囲に向かって傾斜して堆積する。

遺物は須恵器・土師器杯の破片が出土した。

（９）　ＳＫ951　（第38図）

ＳＫ955の北西に位置し、楕円形を呈する遺構である。長軸1.20m、短軸96cm、深さ６cmである。

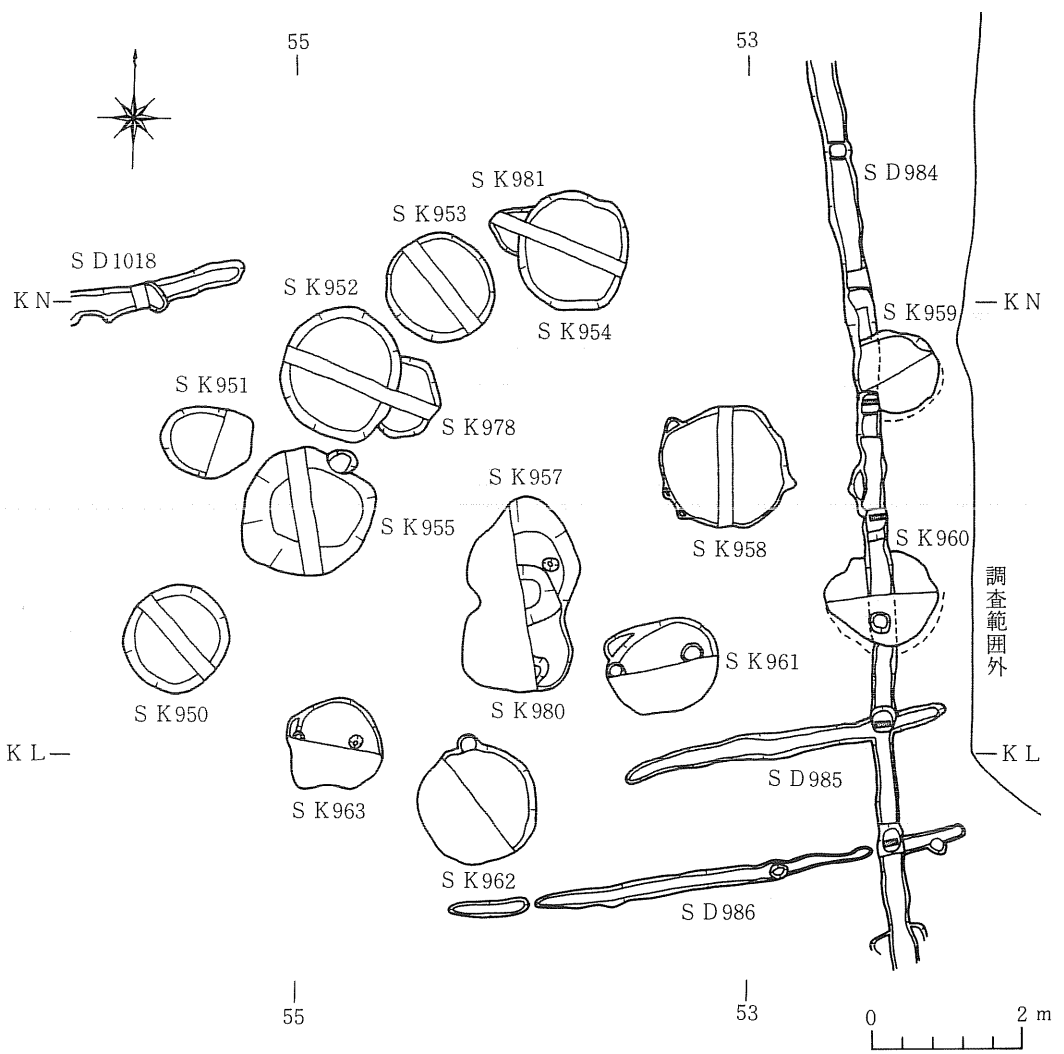

第36図　土坑群

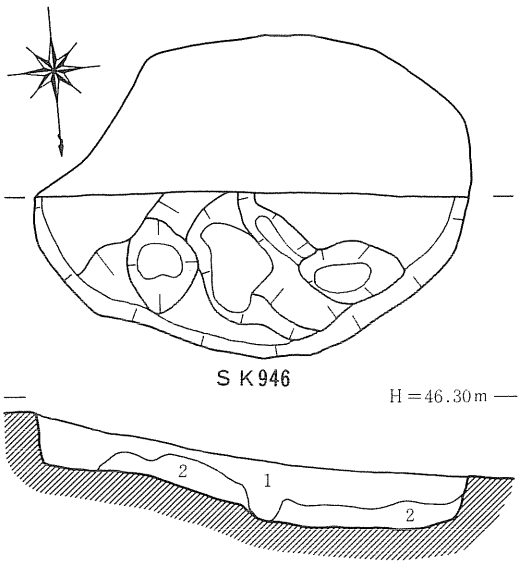

1　7.5YR3/2黒褐色土
2　10YR4/6褐色土、10YR4/3にぶい黄褐色土

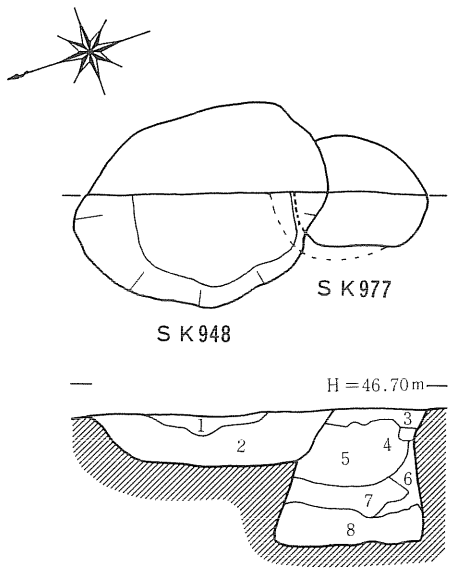

1　7.5YR3/3暗褐色土
2　7.5YR3/2黒褐色土
3　7.5YR3/2黒褐色土
4　7.5YR4/4褐色土
5　7.5YR2/1黒色土
6　7.5YR2/3極暗褐色土
7　5YR2/1黒色土
8　5YR1.7/1黒色土

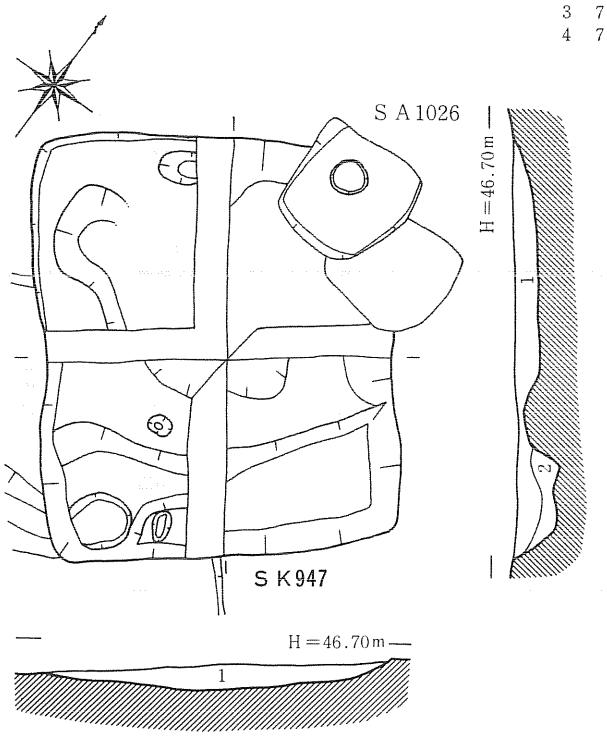

1　7.5YR4/3褐色土
2　7.5YR3/4褐色土

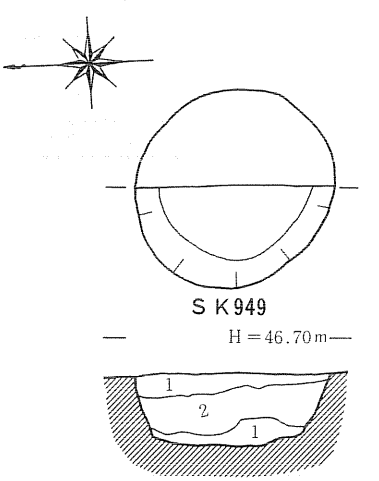

1　7.5YR3/2黒褐色土
2　7.5YR2/1黒色土

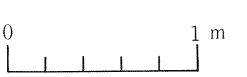

第37図　SK946～949・977

(10)　ＳＫ952　（第38図）

ＳＫ953の南西にあり、円形を呈する遺構である。直径1.8m、深さ62cmである。ＳＫ978によって切られる。

(11)　ＳＫ953　（第38図）

ＳＫ952の北東に位置し、円形を呈する遺構である。直径1.45m、深さ15cmである。

(12)　ＳＫ954　（第39図）

ＳＫ953の東に位置し、円形を呈する遺構である。直径1.6m、深さ25cmである。ＳＫ981に切られる。回転糸切り無調整の須恵器杯が出土した。

(13)　ＳＫ955　（第39図）

ＳＫ952の南に位置し、略円形を呈する遺構である。直径1.88m、深さ20cmである。北端の埋土中に焼土がわずかに含まれている。

遺物は須恵器杯（第50図40・42）のほかに、須恵器壺の肩部、体部にタタキメのある土師器甕の破片が出土した。

(14)　ＳＫ957・980　（第39図）

ＳＫ961の西に位置し、２基の土坑の重複と思われるが、個々の平面形や新旧関係の明確な把握はできなかった。ＳＫ957は楕円形を呈し、長軸1.8m、短軸1.5mで、深さ30cm、ＳＫ980は円形を呈し、直径1.5mほどで、深さ24cmと推定される。

遺物はＳＫ957から須恵器杯（第50図43）のほか、回転糸切り無調整の土師器杯、内黒の土師器高台付杯、砂底の土師器甕、タタキメのある土師器甕が出土した。ＳＫ980からは回転ヘラ切り痕のある須恵器杯が出土した。

(15)　ＳＫ958　（第39図）

ＳＫ961の北に位置し、円形を呈する遺構である。直径1.8m、深さ27cmである。

遺物は回転糸切り痕のある土師器杯と、縄文土器の破片が出土した。縄文土器は時期が不明であるが、埋土の状態から本遺構は縄文時代の遺構と考えられる。

(16)　ＳＫ959　（第40図）

ＳＫ960の北に位置し、円形を呈する遺構である。直径1.15m、深さ34cmである。主として南側の底部が口径よりも外方に張り出している。ＳＤ984によって切られる。

遺物は縄文施文のみで時期不詳の縄文土器と土師器杯の小破片が出土したが、埋土の状態から縄文時代の遺構と考えられる。

(17)　ＳＫ960　（第40図，図版20）

ＳＫ959の南に位置し、楕円形を呈する遺構である。長軸1.45m、短軸1.25m、深さ55cmである。底部は平坦で口径よりも広く、フラスコ状となっている。ＳＤ984溝に切られており、

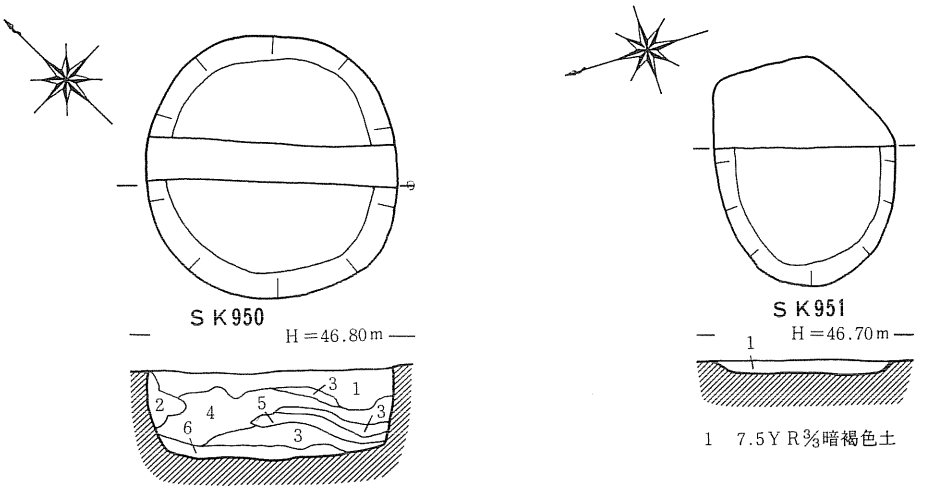

1　7.5YR3/2黒褐色土　　4　7.5YR2/1黒色土
2　7.5YR4/4褐色土　　5　7.5YR3/2黒色土
3　10YR3/3暗褐色土　　6　7.5YR2/1黒色土、炭化物多い

1　7.5YR3/3暗褐色土

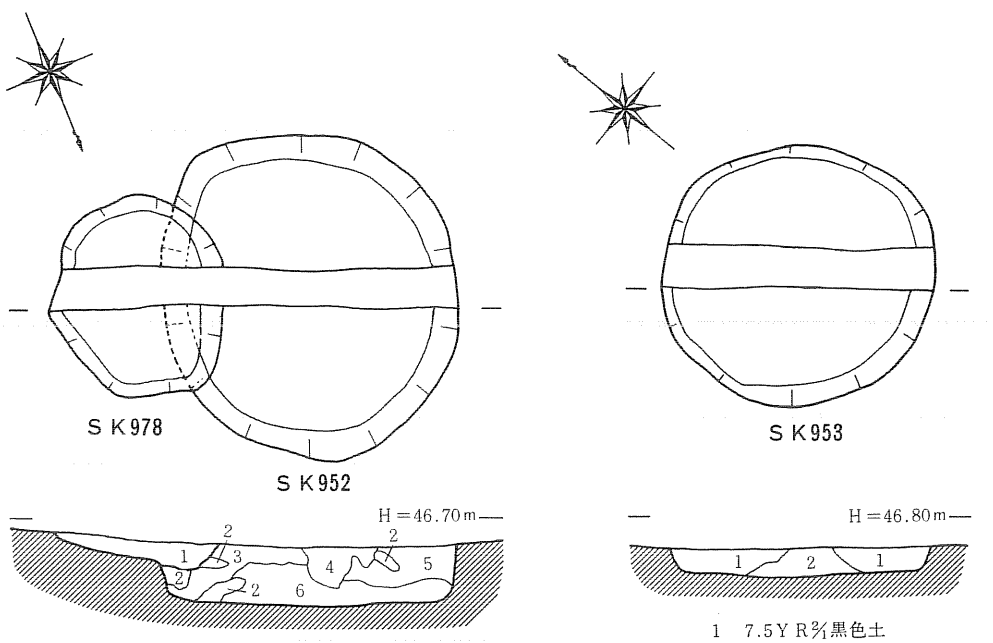

1　7.5YR4/4褐色土、焼土含む　　4　7.5YR3/2黒褐色土
2　7.5YR4/6褐色土　　5　5YR3/3暗赤褐色土
3　7.5YR2/2黒褐色土　　6　7.5YR3/2黒褐色土

1　7.5YR2/1黒色土
2　7.5YR4/3褐色土

第38図　SK950～953・978

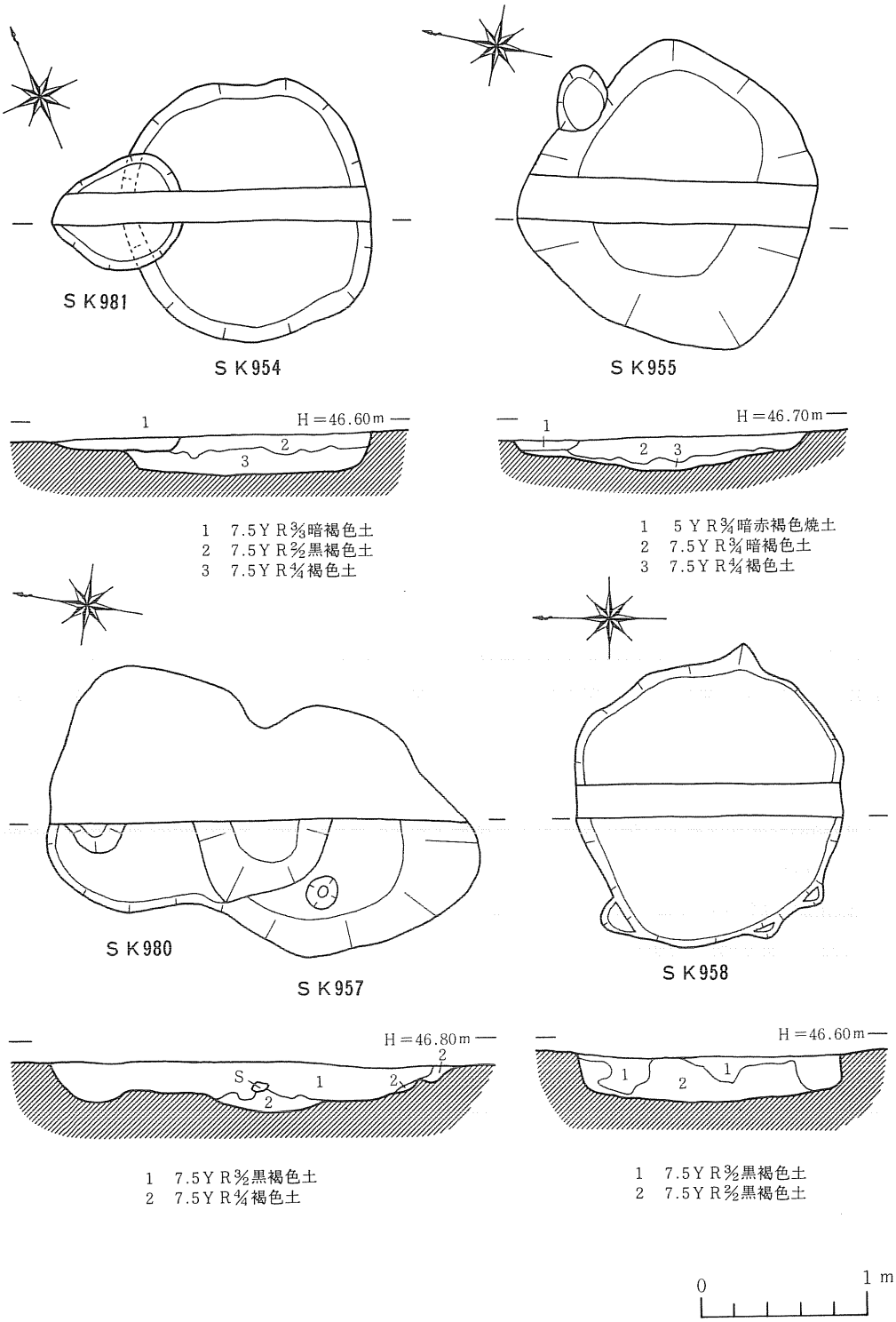

第39図　ＳＫ954・955・957・958・980・981

その柱穴が本遺構の底部に達している。遺物はないが埋土の状態から縄文時代の遺構と考えられる。

(18)　ＳＫ961　（第40図）

ＳＫ980の東に位置し、楕円形を呈する遺構である。長軸1.5m、短軸1.2m、深さ25cmである。

(19)　ＳＫ962　（第40図）

ＳＫ980の南に位置し、円形を呈する遺構である。直径1.6m、深さ27cmである。

(20)　ＳＫ963　（第41図）

ＳＫ962の北西に位置し、円形を呈する遺構である。直径1.3mで、深さ22cmである。
縄文土器小破片が出土し、縄文時代の遺構と考えられる。

(21)　ＳＫ969　（第43図）

ＳＸ970の北西に位置し、楕円形を呈する遺構である。長軸2.70m、短軸約2.30mで、深さ20cmである。

遺物は回転糸切り痕のある土師器杯が出土した。

(22)　ＳＫ971　（第41図）

ＳＡ940の東に位置し、円形を呈する遺構である。口径より下部の直径が広いフラスコ形で、口径1.3～1.4m、底径60cm、深さ55cmである。遺物は出土しなかったが、埋土の状態から縄文時代の遺構と考えられる。

(23)　ＳＫ973　（第19図）

ＳＫ947の北に位置し、楕円形を呈する遺構である。長軸87cm、短軸72cm、深さ25cmである。底面は丸く凹んでいる。

遺物は須恵器杯の口縁部破片と、土師器杯（第50図44）が出土した。

(24)　ＳＫ976　（第24・41図）

ＳＩ934の南側壁付近にあり、円形を呈する遺構である。直径96cm、深さ18cmである。埋土に焼土粒を含むが、これはＳＩ934竪穴住居跡のカマドから広がった焼土と考えられ、ＳＩ934よりも本遺構の方が新しいと推定される。

(25)　ＳＫ977　（第37図）

ＳＫ949の西に位置し、断面がフラスコ状を呈する遺構である。口径約70cm、底径84cm、深さ74cmである。ＳＫ948によって切られる。

遺物は縄文時代晩期と推定される深鉢形土器の口縁部破片が出土した（第50図45）。

(26)　ＳＫ978　（第38図）

ＳＫ952の東を切って重複する楕円形を呈する遺構である。長軸1.06m、短軸0.87m、深さ

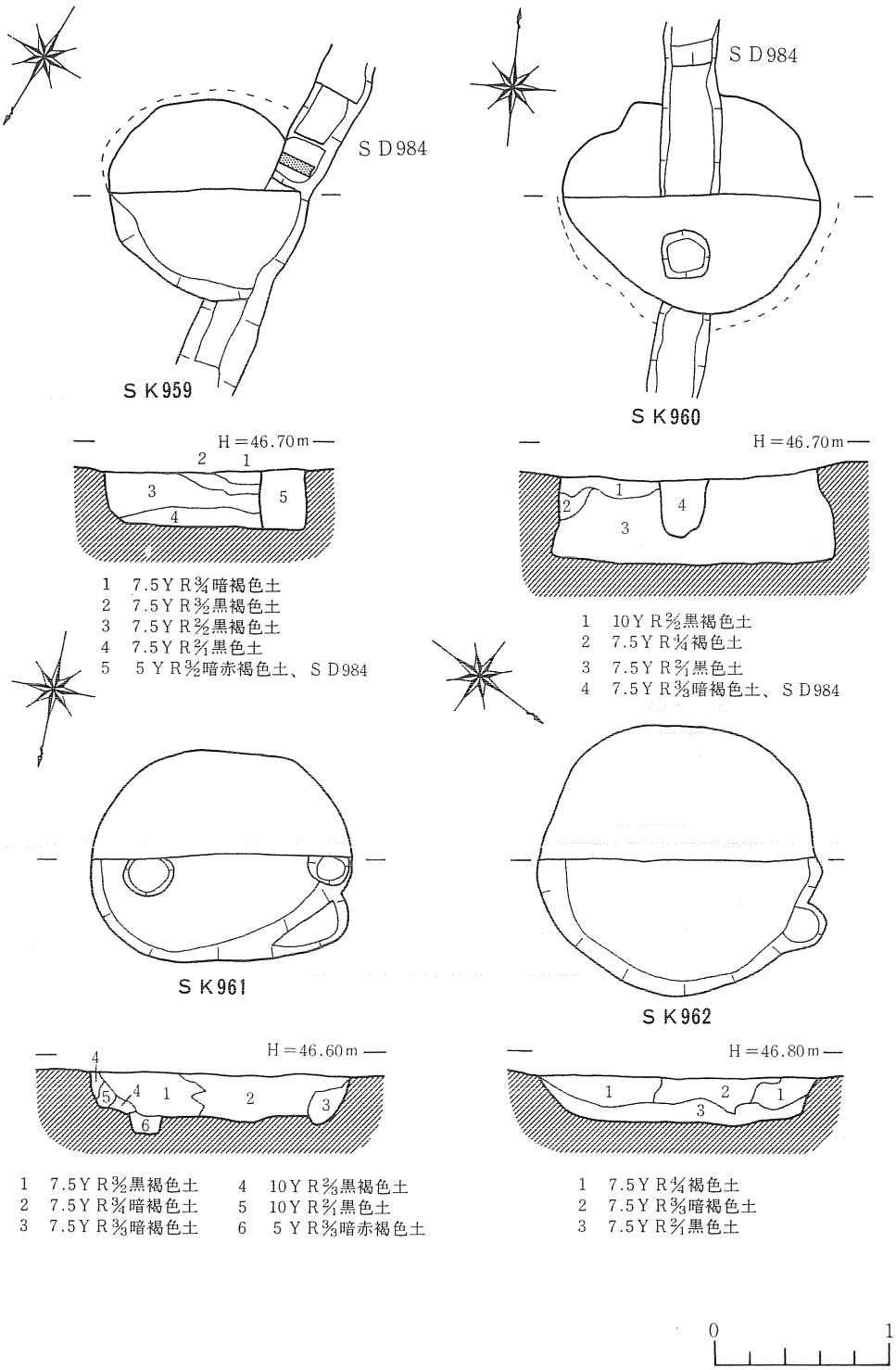

第40図　S K959～962

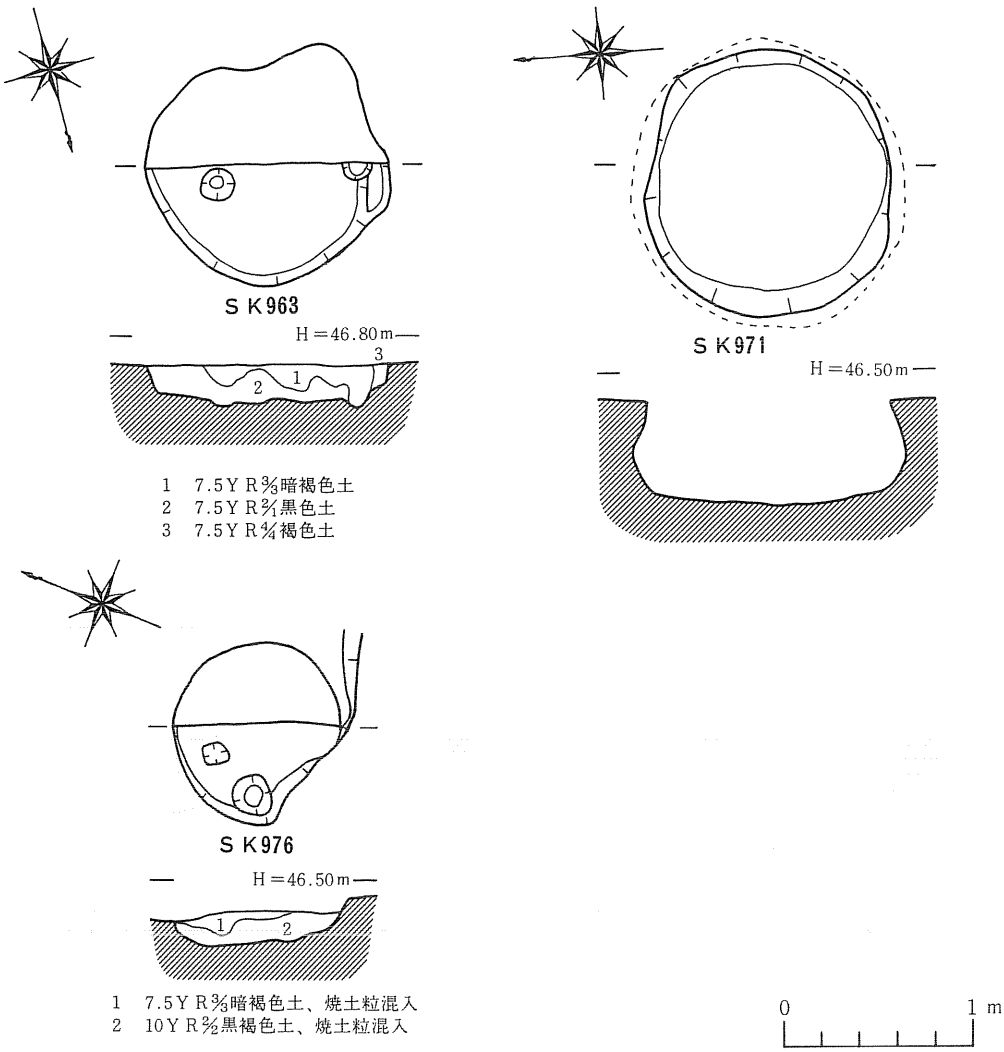

第41図　SK963・971・976

は28cmである。遺物は回転ヘラ切り痕のある須恵器杯、回転糸切り痕のある土師器の小型甕の底部が出土した。

(27)　SK979　(第20図)

SI936の南東部にあり、不整円形を呈する遺構である。長軸1.52m、短軸1.3mほどで、深さ30cmである。SI936竪穴住居跡の硬化した床面を切っており、本遺構の方が新しい。

(28)　SK981　(第39図)

SK954の西に位置し、略円形を呈する遺構である。直径75cm、深さ8cmである。

(29)　SK1011　(第32図)

調査区最南端に位置し、一部は調査区外に出ているが、楕円形を呈する遺構と思われ、推定

長軸1.2m、短軸1.05mである。ＳＤ1004によって切られている。

(30)　ＳＫ1012　（第33図）

ＳＫ971の南にあり、略円形を呈する遺構で、直径1.2mである。ＳＤ988・1009によって切られる。

(31)　ＳＫ1019　（第22図）

ＳＢ937掘立柱建物跡の北西隅柱掘形を切り、大部分が掘形内に入っている。円形を呈し、直径1.04m、確認面からの深さは82cmである。

(32)　ＳＫ1024　（第43図）

ＳＫ969の北に位置し、円形を呈する遺構である。直径95cm、深さ18cmである。中央部に直径28cm、深さ10cmのピットがある。

遺物は須恵器甕、ロクロ成形で内黒の土師器杯の破片が出土した。

6　Ｔピット

（1）　ＳＫ（Ｔ）975　（第42図，図版21）

ＳＩ935の東に位置するＴピットで、長軸4.05m、短軸30～60cm、深さ1.05mである。長軸の両端が外方に張り出している。北側を略方形のピットに切られている。

（2）　ＳＫ（Ｔ）983　（第42図，図版21）

ＳＸ974の西端に位置するＴピットである。長軸3.23m、短軸25～45cm、深さ76cmである。断面が円筒状に垂直に掘り込まれ、底面は平坦である。長軸両端の下部が外方に張り出している。

（3）　ＳＫ（Ｔ）1010　（第42図）

ＳＢ982掘立柱建物跡の西に位置するＴピットで、長軸3.65m、短軸28～36cm、深さ71cmである。断面はほぼ円筒状に垂直に掘り込まれ、底面は平坦である。東端の底部が外方に張り出している。

（4）　ＳＫ（Ｔ）1017　（第35図）

ＳＫ939土坑の東にあるＴピットである。ＳＫ938・939土坑、ＳＢ937掘立柱建物跡の東側北から２番目の柱掘形に切られており、東端部は全く失われている。現存長軸3.70m、短軸24～42cm、深さ60cmである。底面は平坦で幅16cmほどである。

（5）　ＳＫ（Ｔ）1020　（第27・42図）

ＳＩ968の南に位置するＴピットである。長軸3.26m、短軸18～24cm、深さ53cmであるが、全体にわたってＳＤ993溝に切られており、実際にはさらに深かったものであろう。ＳＢ1014掘立柱建物跡の柱掘形にも切られている。ほぼ円筒状に掘り込まれ、底面は平坦である。北端

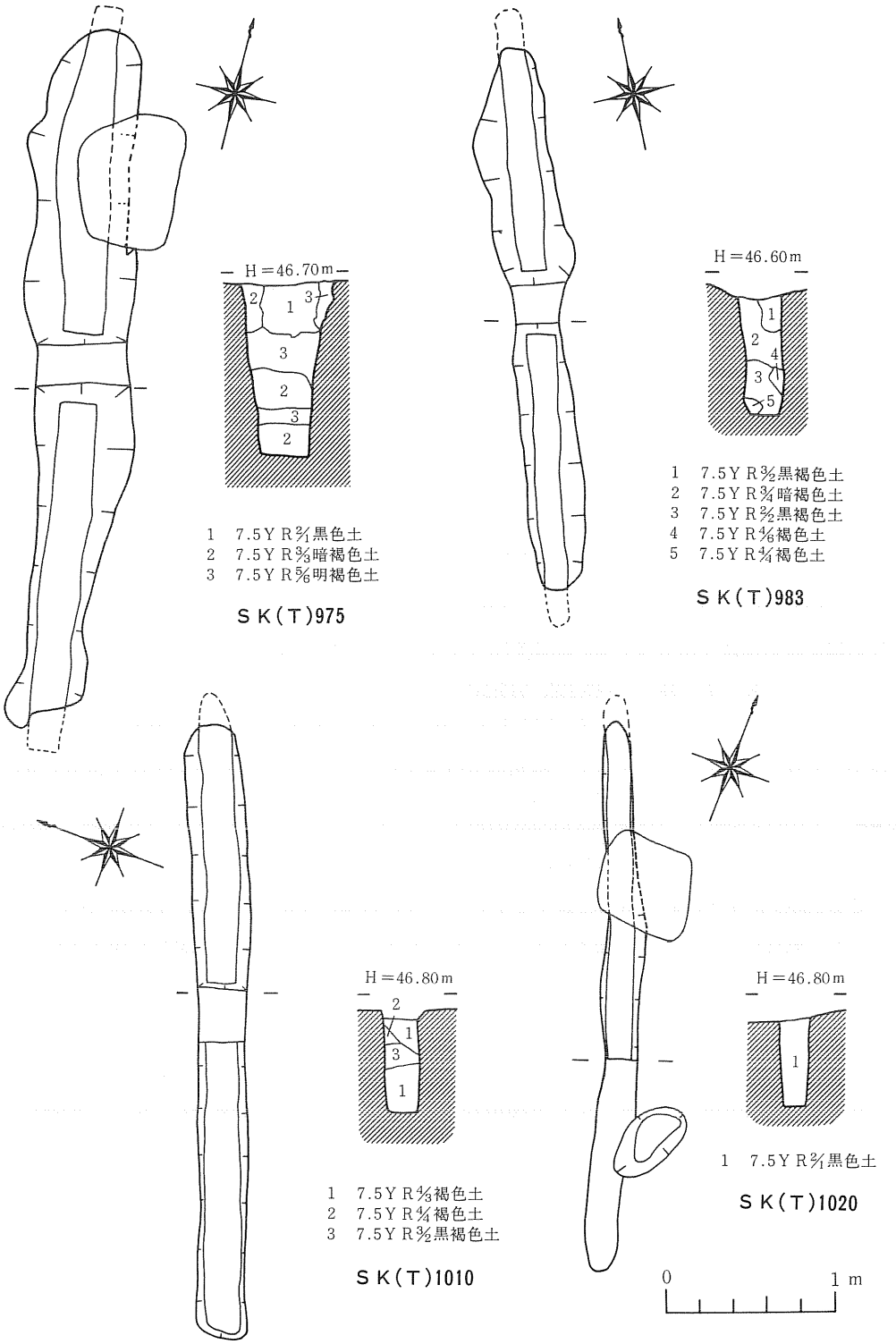

第42図　SK（T）975・983・1010・1020

は底面が外方に張り出している。

7　その他の遺構

（１）　ＳＸ970　（第43図）

調査区南東隅にあり、ＳＫ969の南東に位置する。北半部のみの調査であるが、直径3.6mの円形を呈し、断面が摺鉢状となる遺構と推定され、深さ1.0mである。底面は全体に丸みを帯び、緩やかに立ち上がる。覆土中央部に炭化物を多く含み、わずかに火山灰の小ブロックも見られる。北側で掘立柱建物跡の柱掘形かと考えられる掘り込みと重複するが、新旧関係は不明である。

遺物は土師器杯（第51図46）のほか、回転ヘラ切りおよび回転糸切りで無調整の須恵器杯、蓋、回転糸切り無調整の土師器杯、ロクロ成形による土師器甕が出土した。

（２）　ＳＸ974　（第16図）

ＳＫ（Ｔ）983の北端付近から北東方向に深さ５～８cmの掘り込みがある。ＳＫ947によって切られており、その南にも深さ４～８cmの掘り込みがある。これらによって北および東側を囲まれる範囲の内側には長軸約4.5m、短軸2.5mの楕円形で、深さ約10cmの凹みや長さ2.4m、幅30～50cmの溝がある。埋土は主として暗褐色土である。遺構の性格は不明である。

遺物は須恵器杯・土師器甕（第51図）のほか、破片としては須恵器では回転糸切りによる杯と、回転ヘラ切りで無調整、底面に墨書のある杯が出土した。文字は不明である。また須恵器甕の比較的大きな破片が少なくとも３個体分見られる。土師器では高台付の杯底部周縁と底面にヘラケズリが施され、内面が黒色処理された杯、底部に木葉痕のある甕が出土した。

第３節　出土遺物　（第44～51図，図版24～27）

1　遺構内出土遺物

（１）　ＳＩ934竪穴住居跡出土遺物　（第44図，図版24・25）

①　**須恵器**　１は灰色を呈し、底部切り離しが回転ヘラ切りによる杯で、底面に墨書があるが文字は不明である（図版25－７）。

②　**土師器**　２はカマド焼面の北にある楕円形の凹みの中から出土した灰白色を呈する杯で、底部切り離しは回転ヘラ切りである。３は橙色を呈し、器厚薄く、底部切り離しは回転糸切りである。４・５は浅黄色の甕で４はカマド付近、５は住居中央部の床面から出土した。

③　**石製品**　６はカマド焼面の北東にあり、ＳＢ941掘立柱建物跡の柱掘形によって切られるピットから出土した。１面に凹みがあり、側縁には磨痕、敲痕がある。縦10.8cm、横12.3cm、

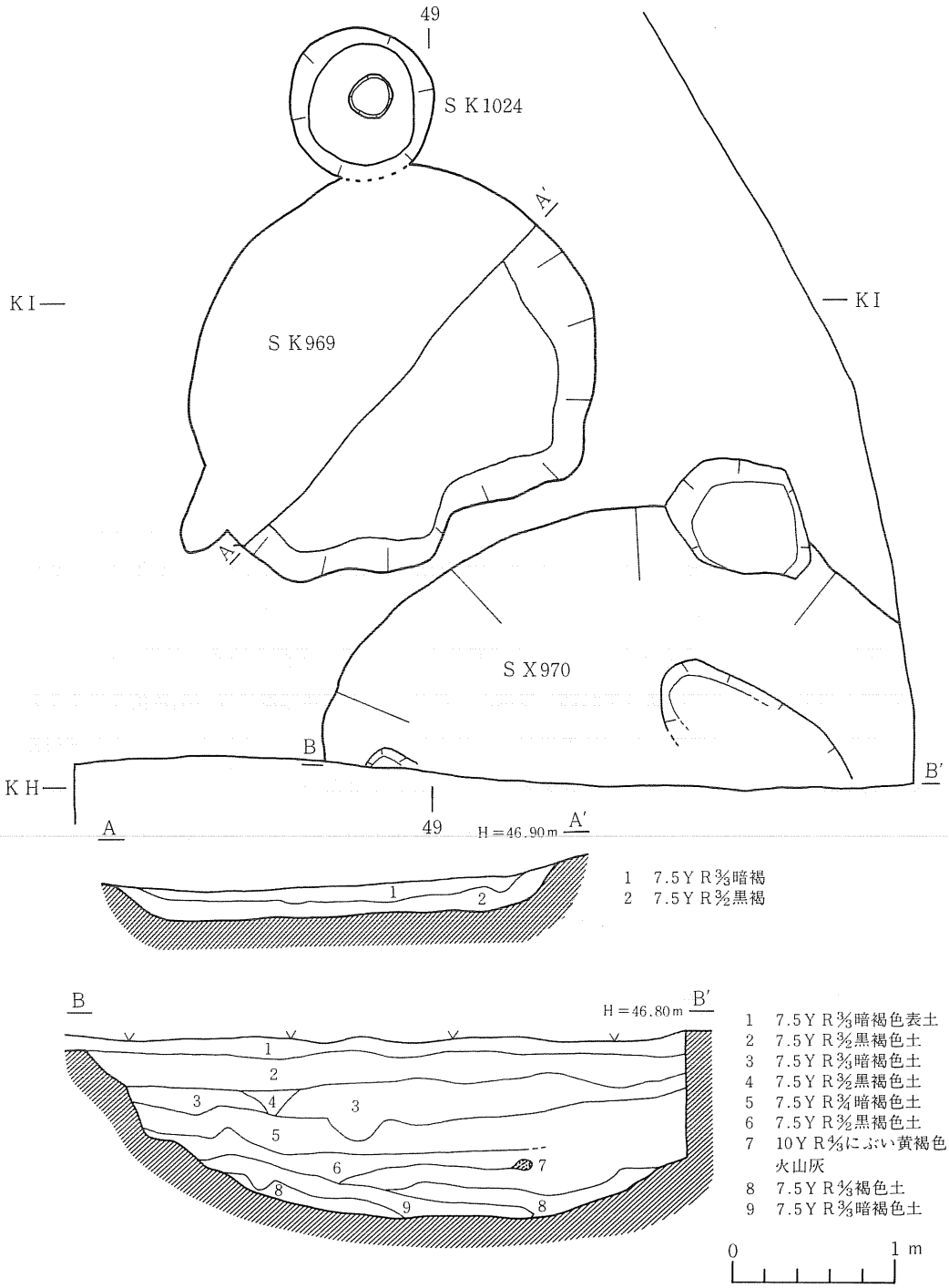

第43図　SK969・1024、SX970

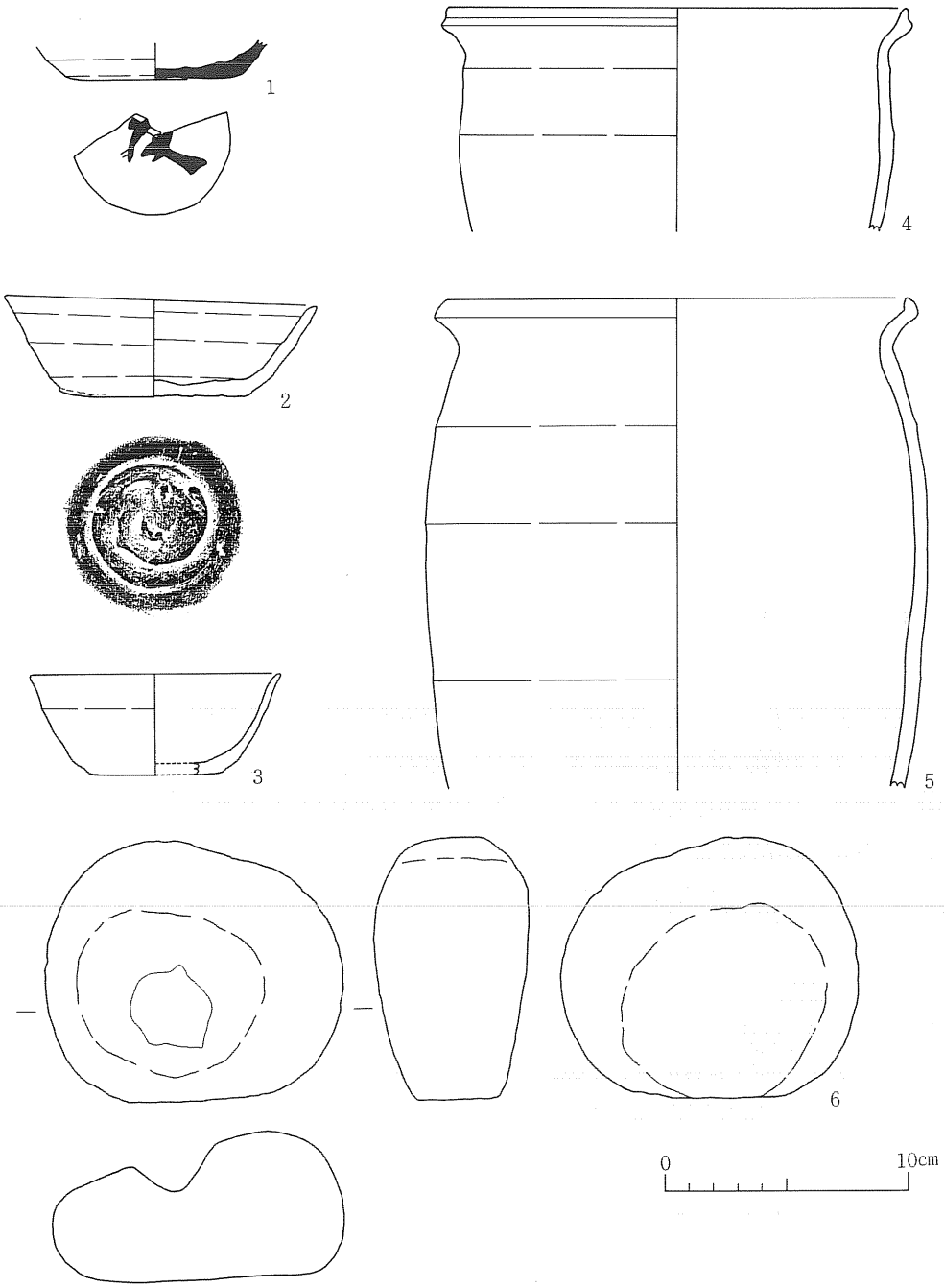

番号	種　　別	口径 (cm)	底径 (cm)	器高 (cm)	底径指数	高径指数	外傾度	底部切り離し
1	須恵器杯		6.0					回転ヘラ切り
2	土師器杯	12.9	7.4	4.2	0.57	32.6	28°	回転ヘラ切り
3	土師器杯	10.4	5.4	4.2	0.52	40.4	24.5°	回転糸切り
4	土師器甕	19.0						不　　明
5	土師器甕	19.0						不　　明

第44図　ＳＩ934出土遺物

厚さ10.8cmである。

（2）　ＳＩ935竪穴住居跡出土遺物　（第45図）

①　須恵器　7は灰黄色を呈する杯で、底部切り離しは回転糸切りである。8は高台部で底部切り離しは回転ヘラ切りである。

（3）　ＳＩ936竪穴住居跡出土遺物　（第45図，図版24・27）

①　須恵器　9はカマドに支脚として倒置されていた大形の杯で浅黄橙色を呈するが、全体に硬質である。回転糸切りによって切り離されている。

②　土師器　10～15は黄褐色を呈する杯で、15を除いて底部切り離しは回転糸切りによる。15は9の須恵器に重なって置かれた状態で出土した。内面下部に墨痕が多く付着し、墨を入れた容器と考えられる。

③　砥　石　16は4は面を使用した砥石で、長さ5.8cm、羽場3.7cmである。

（4）　ＳＩ943竪穴住居跡出土遺物　（第46図，図版24）

①　須恵器　17は淡黄色を呈する杯で、カマド付近から出土した。18は灰白色を呈する杯で、底部切り離しは回転糸切りによる。

②　土師器　19は黄橙色を呈する大形の杯で、底部切り離しは回転糸切りである。20は杯で、口縁部がわずかにくびれる。外面は浅黄橙で、内面に煤状物質が多く付着する。

（5）　ＳＩ944竪穴住居跡出土遺物　（第46図，図版24）

①　須恵器　21は緑灰色を呈する杯で、底部切り離しは回転糸切りである。

②　土師器　22は灰白色の杯で、底部切り離しは回転ヘラ切りである。

（6）　ＳＩ967竪穴住居跡出土遺物　（第46図，図版26）

①　土師器　23は外面はにぶい黄橙色を呈する杯で、内面に黒色処理を施す。ロクロ成形であるが、底部は磨滅していて切り離しは不明である。

②　　瓦　24は小破片であるが凹面に布目痕、凸面に格子叩き目が見られる。

（7）　ＳＢ937掘立柱建物跡出土遺物　（第47図，図版26）

①　須恵器　25は蓋で、灰白色を呈する。

②　土師器　26は蓋で、外面が浅黄橙色を呈し、内面に黒色処理が施されている。

③　　瓦　27は灰色で硬質の瓦である。小破片であるが、丸瓦であると思われる。凸面は無文、凹面には糸切り痕と布目痕、小口面と側縁の凹面にヘラケズリ調整を施している。

（8）　ＳＤ984・988溝交点出土遺物　（第48図１）

①　須恵器　28は黄橙色を呈する杯で底部切り離しは回転糸切りである。

（9）　ＳＤ992溝出土遺物　（第48図２，図版24）

①　土師器　29は橙色を呈し、全体に厚手で口縁部がわずかに外反する。底部切り離しは回転

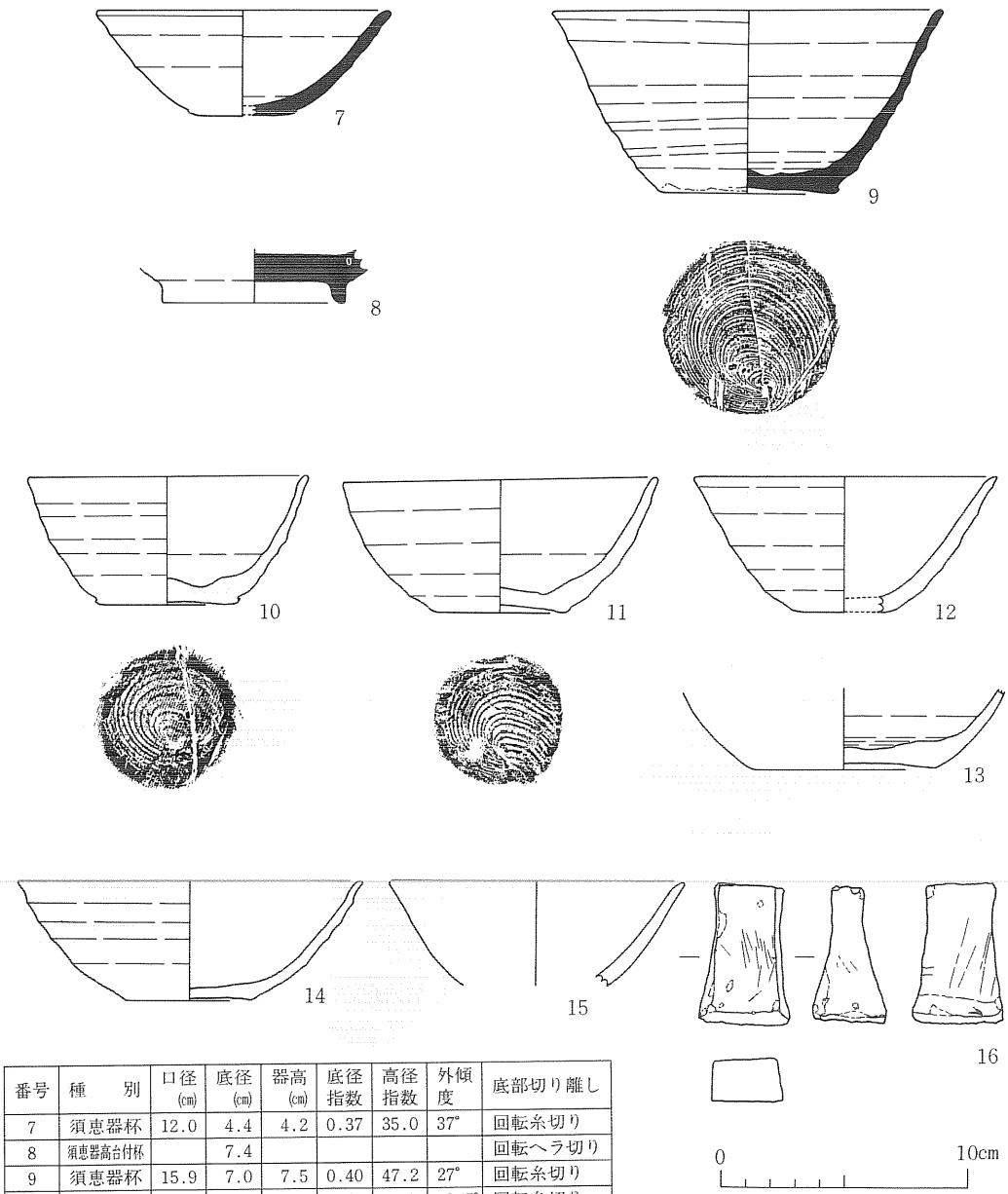

番号	種　別	口径 (cm)	底径 (cm)	器高 (cm)	底径指数	高径指数	外傾度	底部切り離し
7	須恵器杯	12.0	4.4	4.2	0.37	35.0	37°	回転糸切り
8	須恵器高台付杯		7.4					回転ヘラ切り
9	須恵器杯	15.9	7.0	7.5	0.40	47.2	27°	回転糸切り
10	土師器杯	11.4	5.4	5.2	0.47	45.6	23.5°	回転糸切り
11	土師器杯	12.8	5.4	5.5	0.42	43.0	24.5°	回転糸切り
12	土師器杯	12.4	3.4	5.5	0.27	44.4	30°	不　明
13	土師器杯		7.4					回転糸切り
14	土師器杯	14.0	5.2	4.8	0.37	34.3	33°	回転糸切り
15	土師器杯	12.0						不　明

7・8　S I935
9～16　S I936

第45図　S I 935・936出土遺物

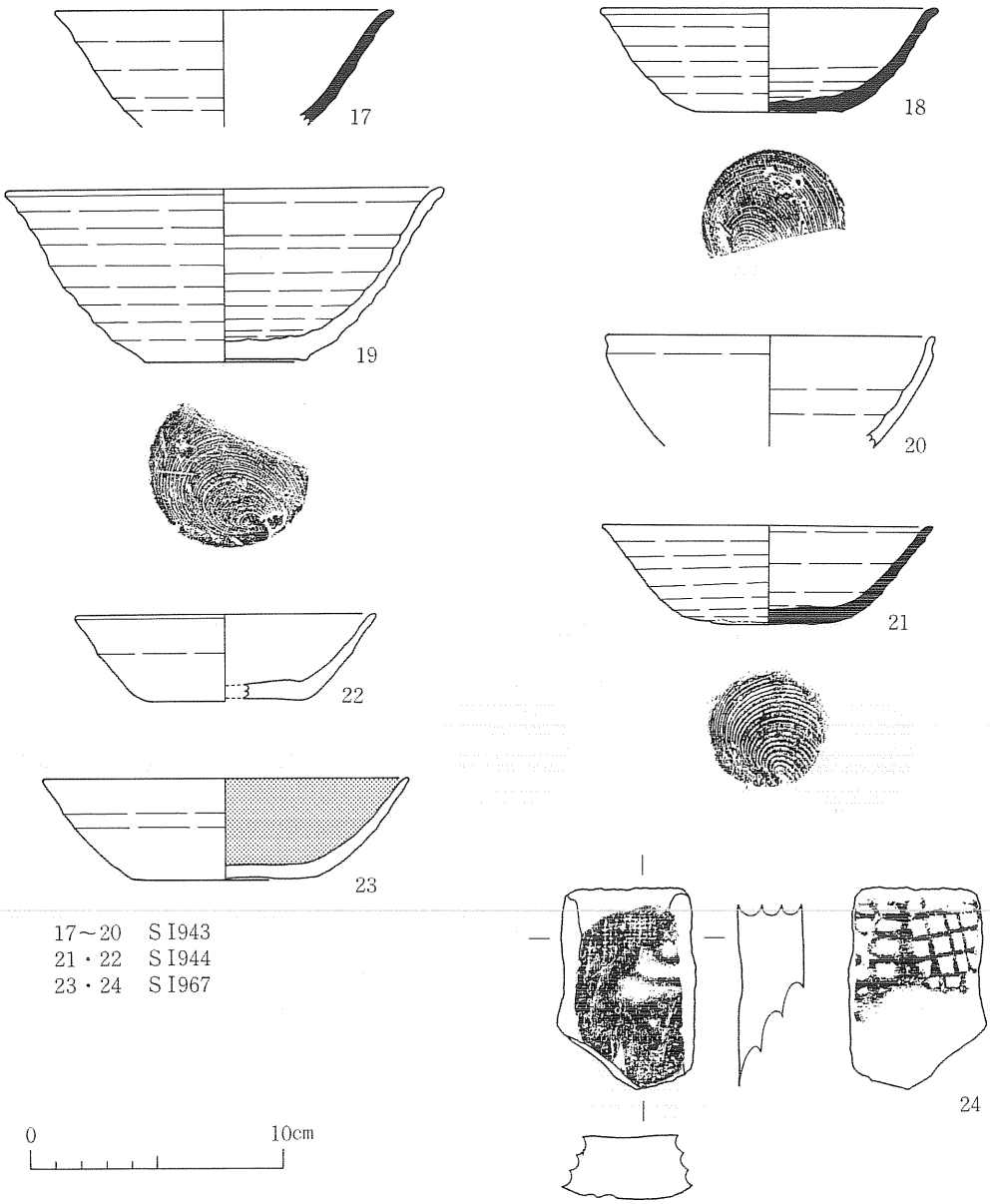

番号	種　別	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾度	底部切り離し
17	須恵器杯	13.4						不　明
18	須恵器杯	13.4	5.8	4.1	0.43	30.6	33.5°	回転糸切り
19	土師器杯	17.4	6.4	6.8	0.37	39.1	32°	回転糸切り
20	土師器杯	13.0						不　明
21	須恵器杯	13.1	4.4	3.9	0.34	29.8	38°	回転糸切り
22	土師器杯	12.0	6.0	3.4	0.50	28.3	33°	回転ヘラ切り
23	土師器杯	14.6	7.0	4.0	0.48	27.4	36°	不　明

第46図　S I 943・944・967出土遺物

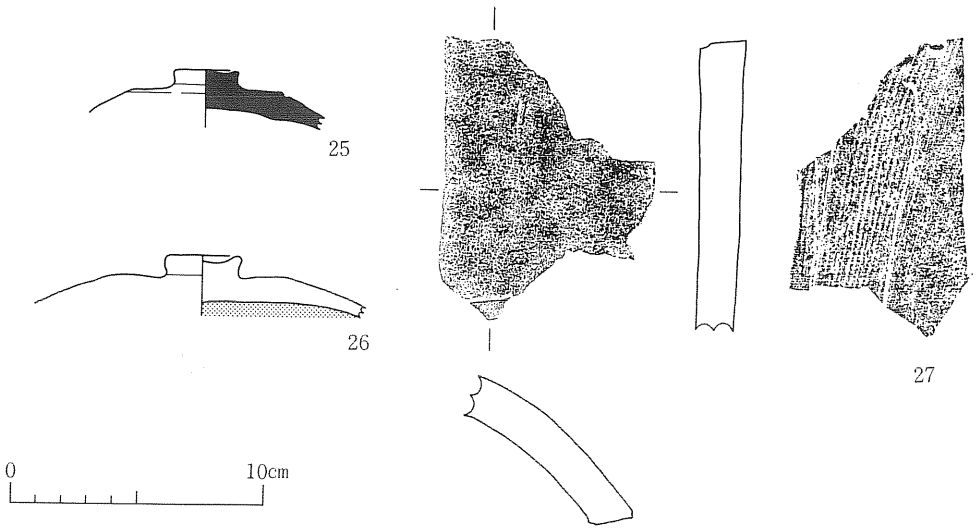

第47図　ＳＢ937出土遺物

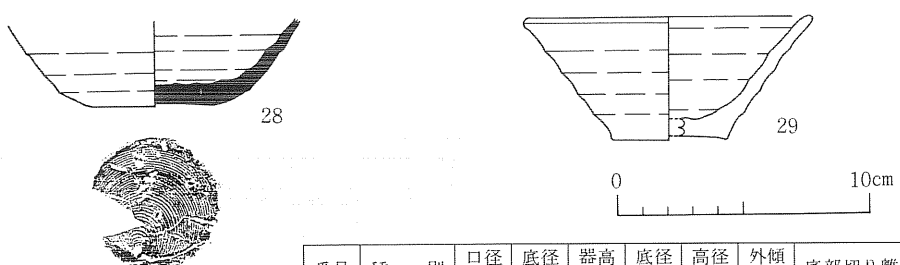

28　ＳＤ988
29　ＳＤ992

番号	種　　別	口径 (cm)	底径 (cm)	器高 (cm)	底径指数	高径指数	外傾度	底部切り離し
28	須恵器杯		5.2					回転糸切り
29	土師器杯	11.4	5.5	4.9	0.48	43.0	36°	回転糸切り

第48図　溝出土遺物

糸切りである。

(10)　ＳＫ938土坑出土遺物　（第49図30，図版24）

①　土師器　30は橙色を呈し、全体に脆く、底部切り離しは回転糸切りで無調整である。

(11)　ＳＫ939土坑出土遺物　（第49図，図版25）

①　須恵器　31は淡黄色の杯で全体に硬く、体部に墨書があるが文字は判読できない。底部切り離しは回転糸切りである。

②　土師器　32～37は杯で、32は橙色を呈し、底部切り離しは回転糸切りである。33は全体が脆く、磨滅が著しい。35には低い高台が付く。36は外面が橙色、内面は黒色処理を、底面に回転ヘラケズリを施す。37は内外両面にヘラミガキと黒色処理が施されている。

(12)　ＳＫ947土坑出土遺物　（第49図）

①　土師器　38・39はロクロ成形による甕で、38は外面下方に縦方向のヘラケズリ、内面には

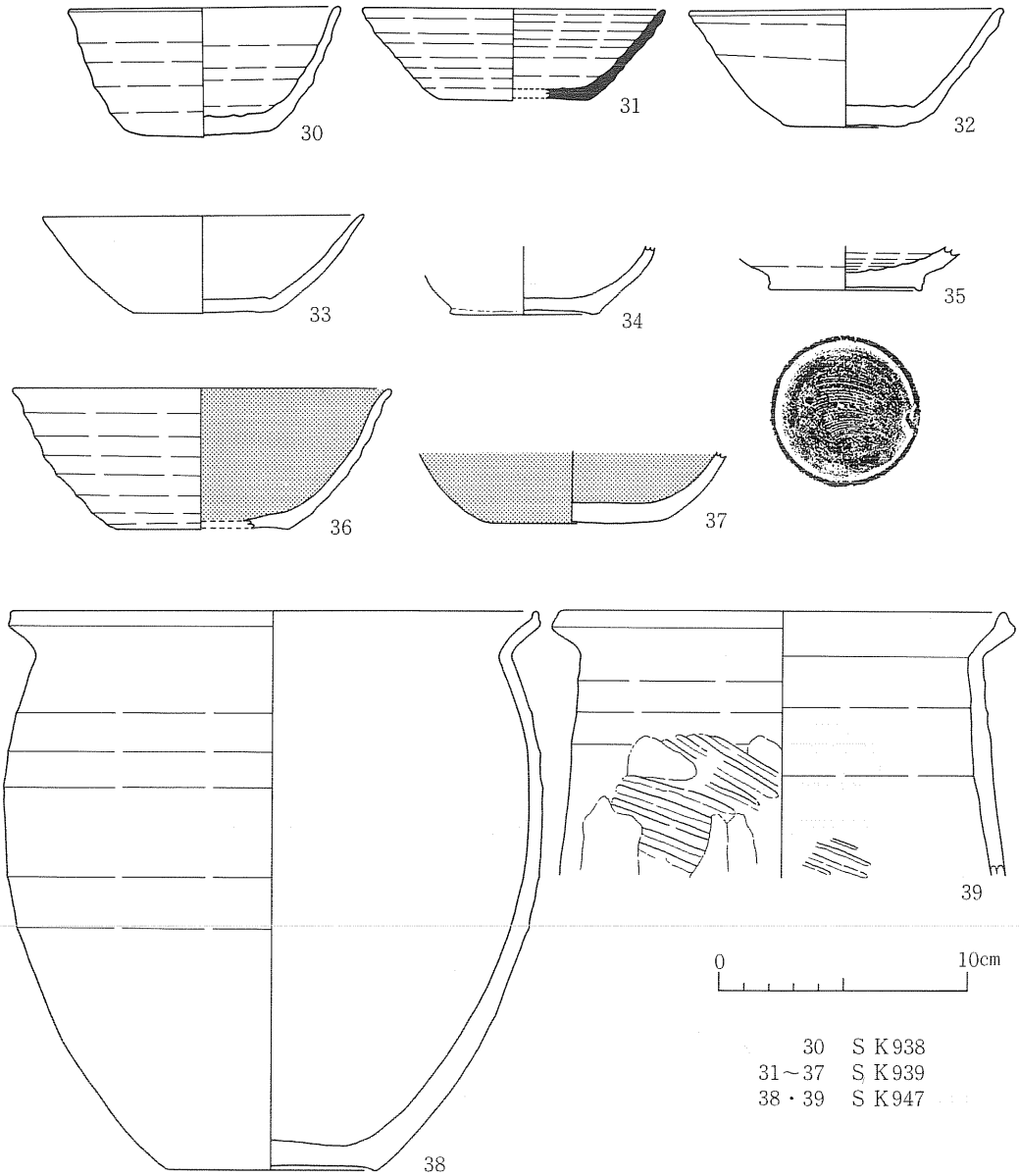

番号	種　別	口径 (cm)	底径 (cm)	器高 (cm)	底径指数	高径指数	外傾度	底部切り離し
30	土師器杯	11.0	5.2	5.2	0.47	47.2	20°	回転糸切り
31	須恵器杯	12.2	6.0	3.7	0.49	30.3	35°	回転糸切り
32	土師器杯	12.6	4.8	4.8	0.38	38.1	33.5°	回転糸切り
33	土師器杯	13.0	5.8	3.9	0.45	30.0	37°	不　明
34	土師器杯		6.0					回転糸切り
35	土師器高台付杯		6.0					回転糸切り
36	土師器杯	15.4	7.0	5.7	0.45	37.0	29.5°	不　明
37	土師器杯		6.6					不　明
38	土師器甕	21.4	8.6	22.7				不　明
39	土師器甕	18.0						不　明

第49図　土坑出土遺物（1）

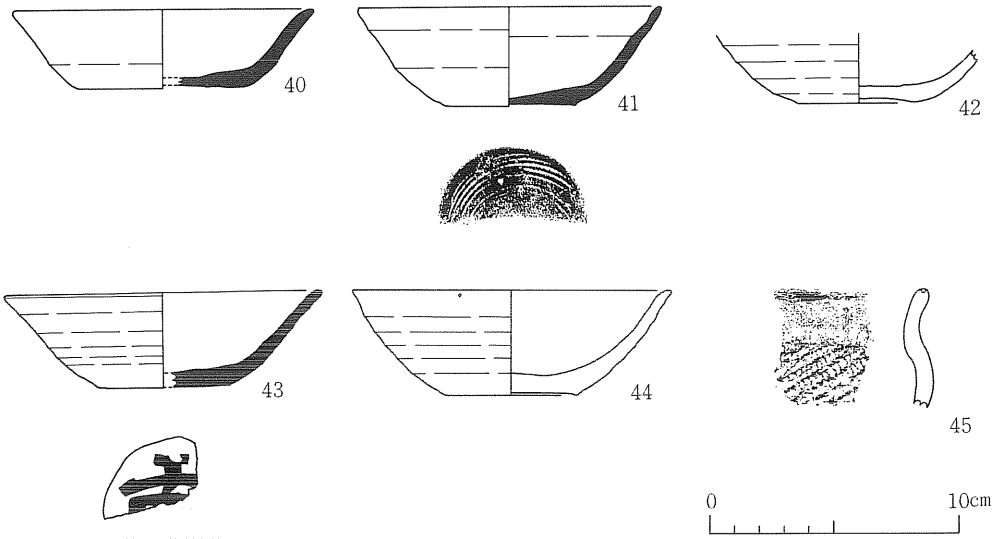

40～42　ＳＫ955
43　ＳＫ957
44　ＳＫ973
45　ＳＫ977

番号	種　別	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾度	底部切り離し
40	須恵器杯	12.2	6.8	3.2	0.56	26.2	34°	回転ヘラ切り
41	須恵器杯	12.2	5.4	4.0	0.44	32.8	33°	回転糸切り
42	土師器杯		5.0					回転糸切り
43	須恵器杯	12.8	5.2	3.8	0.41	29.7	39°	回転糸切り
44	土師器杯	12.8	5.4	4.2	0.42	32.8	33°	回転糸切り

第50図　土坑出土遺物（２）

横方向のヘラミガキが施される。39は体部にタタキ痕が見られる。

(13)　ＳＫ955土坑出土遺物　（第50図，図版25）

①　**須恵器**　40・41は灰白色を呈し、底部切り離しはそれぞれ回転ヘラ切り、回転糸切りである。

②　**土師器**　42は浅黄橙色の杯で、底部切り離しは回転糸切りである。

(14)　ＳＫ957土坑出土遺物　（第50図，図版25）

①　**須恵器**　43は浅黄橙色の杯で、底面に墨書があるが、文字は不明である。底部切り離しは回転糸切りである。

(15)　ＳＫ973土坑出土遺物　（第50図）

①　**土師器**　44はにぶい橙色の杯で、体部外面、口縁部内面に煤状物質が付着する。底部切り離しは回転糸切りである。

(16)　ＳＫ977土坑出土遺物　（第50図）

①　**縄文土器**　口縁部が外反し、小波状となる小形深鉢形土器で、体部に縄文を施している。縄文晩期の土器と思われる。

(17)　ＳＸ970その他の遺構出土遺物　（第51図）

① **土師器**　橙色を呈する杯で、底部切り離しは回転糸切りで無調整である。

(18)　ＳＸ974その他の遺構出土遺物　（第51図）

① **須恵器**　47は回転ヘラ切りによる杯である。

② **土師器**　48は小形の甕で、底部切り離しは回転糸切りである。

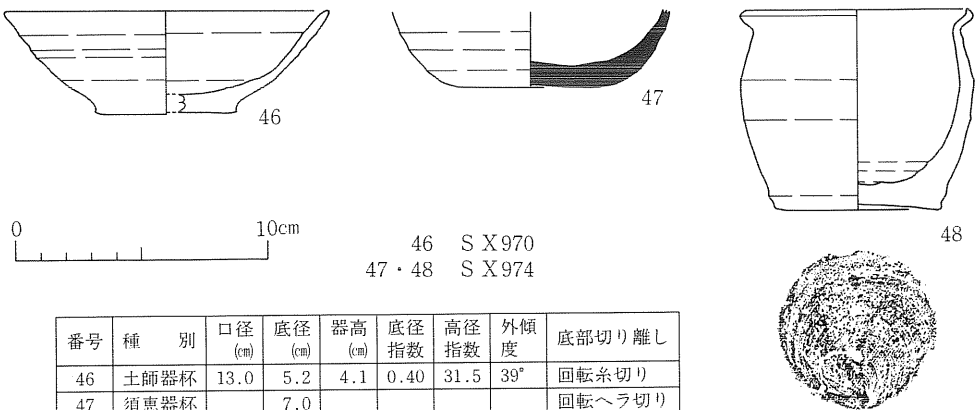

番号	種　別	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾度	底部切り離し
46	土師器杯	13.0	5.2	4.1	0.40	31.5	39°	回転糸切り
47	須恵器杯		7.0					回転ヘラ切り
48	土師器甕	8.8	6.6	8.0	0.75	90.9		回転糸切り

第51図　その他の遺構出土遺物

2　遺構外出土遺物　（第52・53図，図版26・27）

① **須恵器**　49・50は回転ヘラ切り無調整の杯で、ほぼ同一地点から出土した。51は回転糸切り無調整の杯、52・53は高台付杯で、底部切り離しは回転ヘラ切りである。

② **土師器**　54は橙色で回転糸切り無調整の杯である。55は甕で体部外面に縦方向のナデ、頸部にヨコナデの痕跡が見られる。

③ **砥　石**　55は４面を使用した砥石で、折損しており、長さ5.1cm、幅4.6cmである。57は１面に平滑面があり、擦痕が見られる。残存長9.5cm、幅6.0cmである。

④ **瓦**　58・59は平瓦で、灰色を呈し、凸面は無文、凹面に布目痕があり、側面と、側縁の凸面にケズリ痕を有する。60は灰色の丸瓦で、凸面は無文、凹面に布目痕とその上にナデ痕、側面、小口面、側縁の凹面にそれぞれケズリ痕がある。

第４節　小　　結

第90次調査は内郭の丘陵上における利用状況の解明を目的とし、政庁東側にある最も広い平坦地で調査を実施した。その結果、竪穴住居跡、掘立柱建物跡、板塀など多数の遺構を検出した。主な遺構の重複関係を整理すると第４表のようになり、大筋としてⅠ．竪穴住居跡→Ⅱ．掘立柱建物跡→Ⅲ．板塀の順に変遷したことが推定される（第54図）。

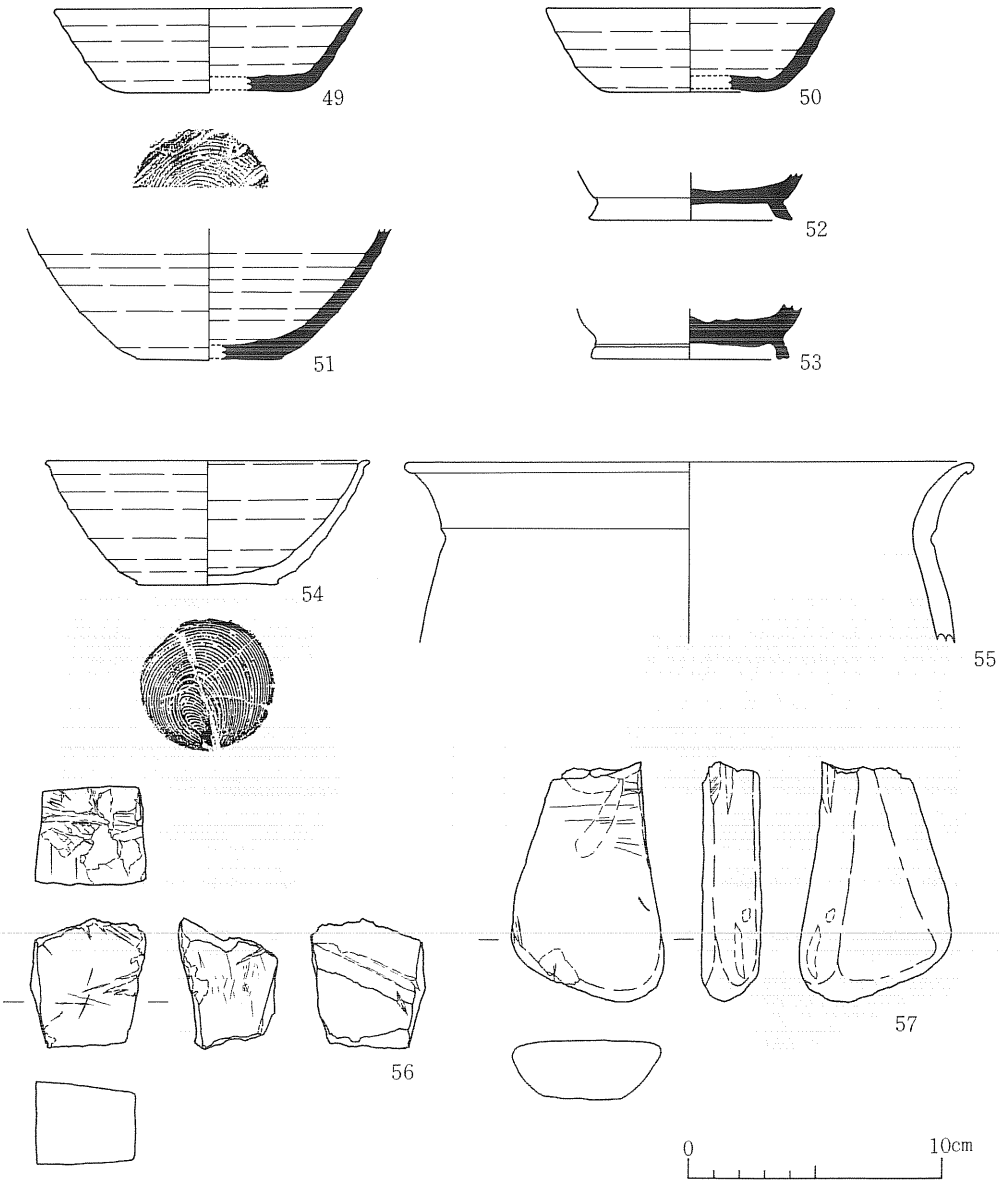

49・50　ＫＤ56-2層
51　ＫＫ51-2層
52・53　ＫＭ55-2層
54　ＫＫ61-1層
55　ＫＯ61-1層
56　ＫＫ59-2層
57　ＫＧ52-2層

番号	種　別	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾度	底部切り離し
49	須恵器杯	12.2	7.6	3.3	0.62	27.0	30°	回転糸切り
50	須恵器杯	11.6	6.6	3.2	0.57	27.6	27°	回転ヘラ切り
51	須恵器杯		5.4					回転糸切り
52	須恵器高台付杯		8.0					回転ヘラ切り
53	須恵器高台付杯		7.8					回転ヘラ切り
54	土師器杯	12.3	5.4	4.9	0.44	39.8	30°	回転糸切り
55	土師器甕	22.6						不　明

第52図　遺構外出土遺物（１）

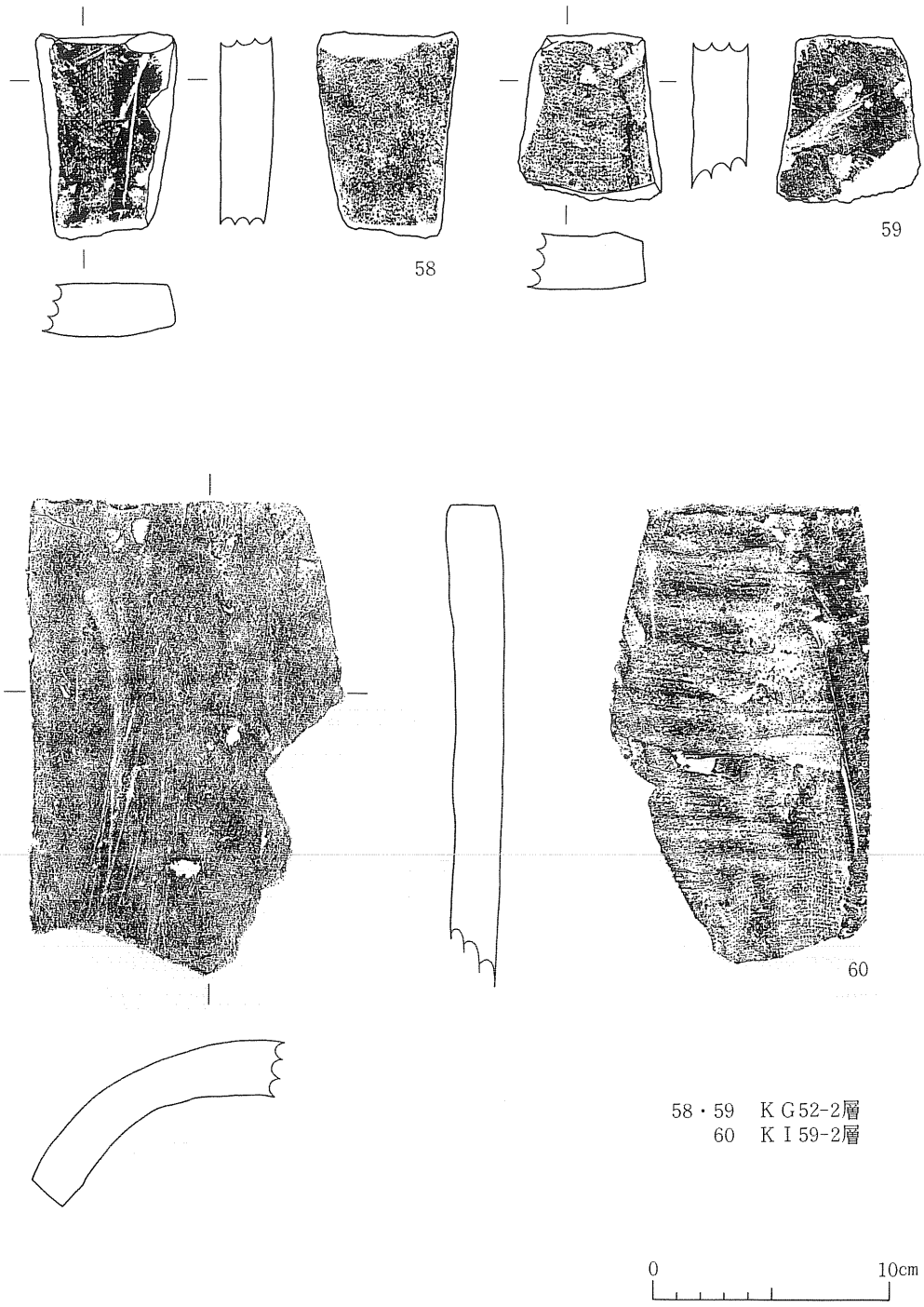

第53図　遺物外出土遺物（２）

第４表　遺構の重複関係

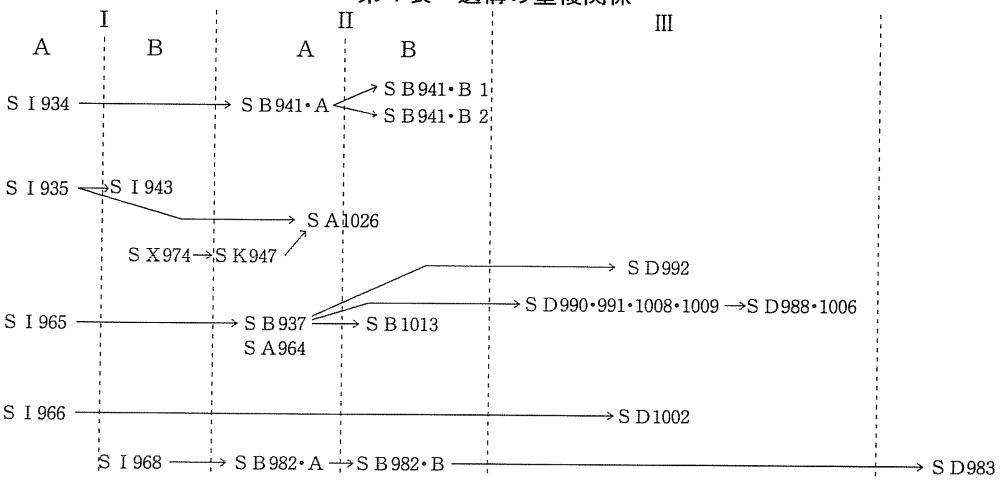

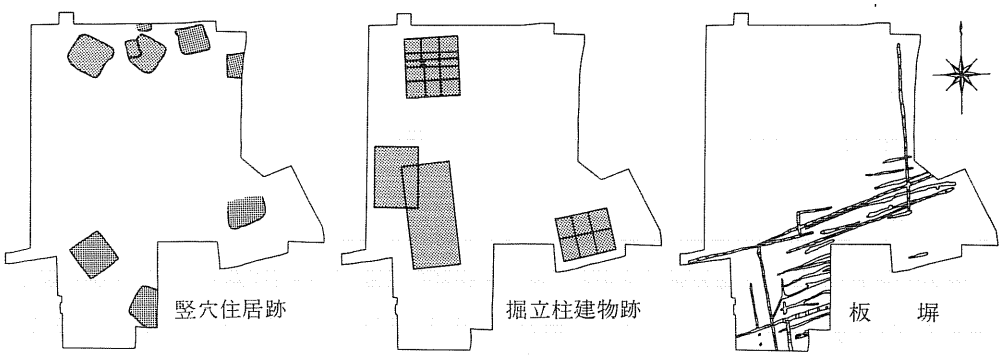

第54図　遺構変遷模式図

竪穴住居跡は９軒検出されたが、ＳＩ967を除く８軒は大きく削平を受けており、殊に南ほど著しく、わずかに住居の床土が残るのみである。掘立柱建物跡と重複する場合は、これよりも古い時期の遺構であることが明らかである。住居の方向の共通性からＡ・Ｂ２類に分類される。Ａ類はＳＩ934・935・965・966で、ＳＩ934は９世紀前半頃の年代が想定される。Ｂ類はＳＩ936・943・944・967・968で、ＳＩ936・944出土遺物はＳＩ934のそれよりも新しく、ＳＩ967の覆土に火山灰を含むこと、ＳＩ943がＳＩ935を切っていることなどから、Ｂ類はＡ類よりも新しい遺構群と見なすことができる。Ａ類は本地域の平坦地を造成する以前の遺構で、整地後に掘立柱建物跡を造営したものであろう。

丘陵上の竪穴住居跡は、これまで政庁の北部から北側の斜面下にかけて19軒が検出されているが、本地域では丘陵上の中央部にもあることが判明した。削平によって失われていなければ南斜面にも検出が予想される。

掘立柱建物跡は４棟検出した。これらは位置、建物方位から３グループに分かれている。調査区西部にある南北棟のＳＢ937・1013、北西部にある東西棟のＳＢ941・Ａ・Ｂ１・Ｂ２、東部

の東西棟ＳＢ982・Ａ・Ｂである。

ＳＢ937は政庁跡の第Ⅱ～Ⅳ期脇殿とほぼ同規模で、重要な役割を持った建物であろう。年代を推測し得る遺物に乏しいが、掘形の形状、埋土の状態から古い時期の建物と推定される。しかし、このような大規模な建物は１棟のみで、建て替えはなされず、長期間にわたって機能したものではない。この建物を切って小規模なＳＢ1013が重複する。

これに対し、ＳＢ941とＳＢ982はそれぞれほぼ同一位置で建て替えられ、このうち、それぞれで最も古い時期のＳＢ941・ＡとＳＢ982・Ａは、方位はわずかに異なるが建物規模が近似すること、掘形の形状が方形で丁寧に埋められていること、間仕切が同一位置にあること、総柱建物に建て替えられることなど、多くの共通点があり、両地点において関連性を有しながら同時期に存在し、変遷したことが想定される。これらの建物はＳＩ934やＳＩ968よりも新しく、９世紀後半頃までにわたる年代が考えられる。

ＳＢ937・1013も含め、重複状況から時期区分すると、ＳＢ937・941・Ａ・982・ＡとＳＢ941・Ｂ１，Ｂ２・ＳＢ1013に２分できようか。

本調査では掘立柱建物跡が少なく、複数の建物から構成される官衙ブロックの様相は不明確である。調査区の東側は緩やかに東へ上りながらも拡がりがあり、また、南側にも平坦面が拡がっている。今後東側や南側への建物群の追求が必要である。

調査区南部には多くの溝が検出された。溝内に柱が立ち並ぶものは区画施設としての板塀で、東西方向に４条、南北方向に３条あり、調査区東部に南北方向に走るものが１条ある。重複が多く、数回にわたって建て替えがなされている。

これまでに調査された板塀施設としては政庁板塀があり、これを見ると１辺26×21cmの角材や、直径20cmの丸太材がほぼ12尺等間に並び、この間に密接する厚さ10cm、幅15cmの板材が直立して板塀を構成する。創建当初から終末まで常に四周する構造物として、政庁域を画する重要な役割を付与されたものである。(註１)

この政庁板塀との違いは、柱が厚さ６～10cm、幅20～27cmの板状であること、ＳＤ1002Ａ期溝を除き、柱間距離が1.1～2.0mの間に変異があり、かつ短いこと、板塀に平行して溝状遺構が多数造られていることなどである。板材を柱とした柵の例は鷹ノ巣町胡桃館遺跡(註２)にあり、厚さ５cm、幅20cmの柱に40cm間隔で３段に貫孔を穿ち、これに厚さ５cm、幅15cmの板材を通したものである。この場合は柱間距離が４～4.5mとかなり広いが、本調査の板塀もこれに類する構造が考えられる。一方、溝内に厚さ10～16cmの板状痕跡が見られる部分があり、柱の間に横板材を通し、政庁板塀のように溝内に板材を並立させた構造となる可能性もあり、今後検討の余地を残している。

東西方向の板塀の方位は、南北基準線に対しＮ75°ＥのＳＤ990・991とＮ69°ＥのＳＤ988、

992、N70°ＥのＳＤ1002に２分類される。ＳＤ990・991には開口施設が伴う。ＳＤ988は開口施設はないが27m以上の長さがあり、ＳＤ1006と連続して板塀の北辺と西辺を構成する。柱穴内の柱痕跡や溝内の板状痕跡の遺存状態はＳＤ988・1006が最も良好であり、この板塀が最も新しい時期の遺構かと思われる。

板塀と掘立柱建物跡との新旧関係を見ると、ＳＢ937建物はＳＤ990・1009、ＳＤ988、992板塀より確実に古い。また、ＳＢ1013との関わりは判然としないが、ＳＢ982・1014建物は板塀よりも古い時期の遺構と推定され、これに併行すると考えられるＳＢ941・942・972建物なども板塀の時期には存在しないと考えられる。したがって板塀によって区画される建物の時期と、それ以前では本地域の中でも利用の仕方に相違があったと考えられる。板塀の溝内から出土した遺物は少ないが、ＳＤ990より出土した土師器杯は大まかに10世紀代に入るものであろう。

これらの板塀によって区画される建物群は主として今回調査区の南側に存在が予想される。さらに、ＳＤ984のように調査区東端に南北方向のみの板塀も存在する。今後、板塀についても東側および南側への調査を継続し、この地域の利用の仕方とその変遷を検討したい。

註１　秋田県教育委員会払田柵跡調査事務所『払田柵跡Ⅰ－政庁跡－』　秋田県文化財調査報告書第122集　1985（昭和60）年

２ａ秋田県教育委員会『胡桃館埋没建物発掘調査概報』　秋田県文化財調査報告書第14集　1968（昭和43）年

ｂ秋田県教育委員会『胡桃館埋没建物遺跡第２次発掘調査概報』　秋田県文化財調査報告書第19集　1969（昭和44）年

第６章　第91次調査

第１節　調査経過

仙北町では平成３年度から史跡等活用特別事業による払田柵跡の整備を開始し、今年度はガイダンス施設、駐車場の建設などを実施している。

これらの工事に伴い、遺跡・遺構の保護を目的とする盛土造成工事を理由とした現状変更許可申請書が仙北町から提出され、申請書は秋田県教育委員会を経由して文化庁へ進達された。

これに対し文化庁から申請者あてに「１．工事の着手は、秋田県払田柵跡調査事務所による発掘調査の終了後とすること。２．上記の発掘調査の結果、重要な遺構などが検出された場合は、設計変更等により遺構の保存を図ること。３．その他、実施に当たっては、秋田県教育委員会の指示を受けること。」との通知があった。

申請地は外郭南門とその東西に連なる外郭線角材列を含む約9,500m²で、外郭南門の前面には道路遺構の存在が予想された。そこで、当事務所では第91次調査として、５月30日より６月

第55図　第91次調査位置図

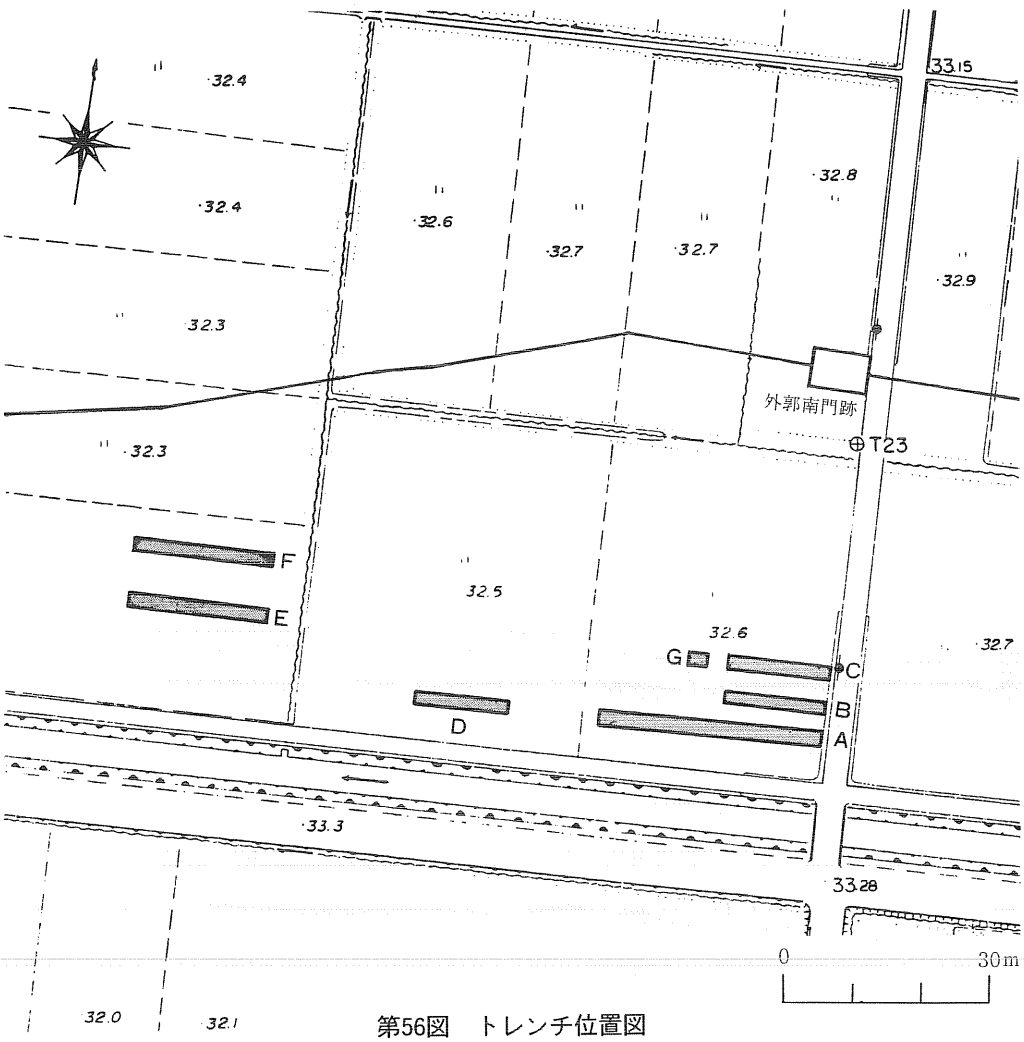

第56図　トレンチ位置図

６日まで調査にあたった。調査はトレンチ方式とし、ユンボを使用して耕作土を除去した後、精査して平・断面の観察を行った。

外郭南門の南方にＡ～Ｃトレンチ、Ａトレンチの西延長部にＤトレンチ、さらに史跡指定地外のガイダンス施設建設予定地にＥ・Ｆトレンチ、Ｃトレンチの西にＧトレンチをそれぞれ設定した。

第２節　発見遺構　（第57図，図版22・23）

Ａ～Ｃトレンチにおいては、厚さ約20cmの水田耕作土の下に厚さ10～25cmの黒色土が分布する。これは各トレンチ内の東側約10mに見られ、地山にごくわずかな凹みがあるために自然

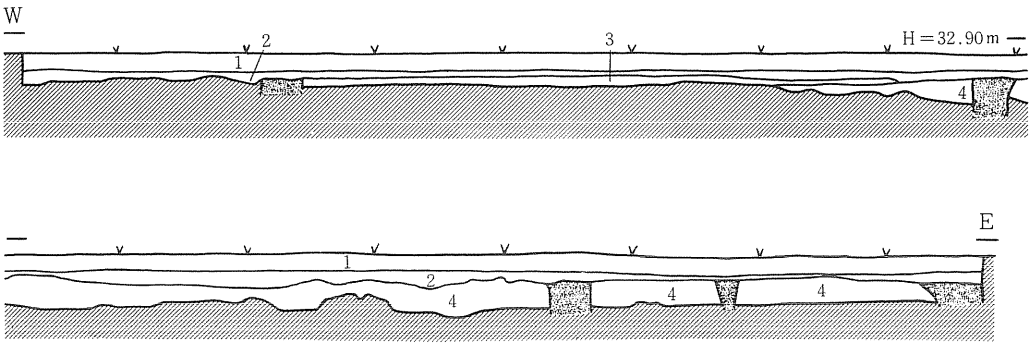

1　10YR3/2黒褐色水田耕作土　　3　10YR3/2黒褐色土
2　10YR3/2黒褐色水田耕作土しまり強　　4　10YR2/1黒色土

Cトレンチ南壁

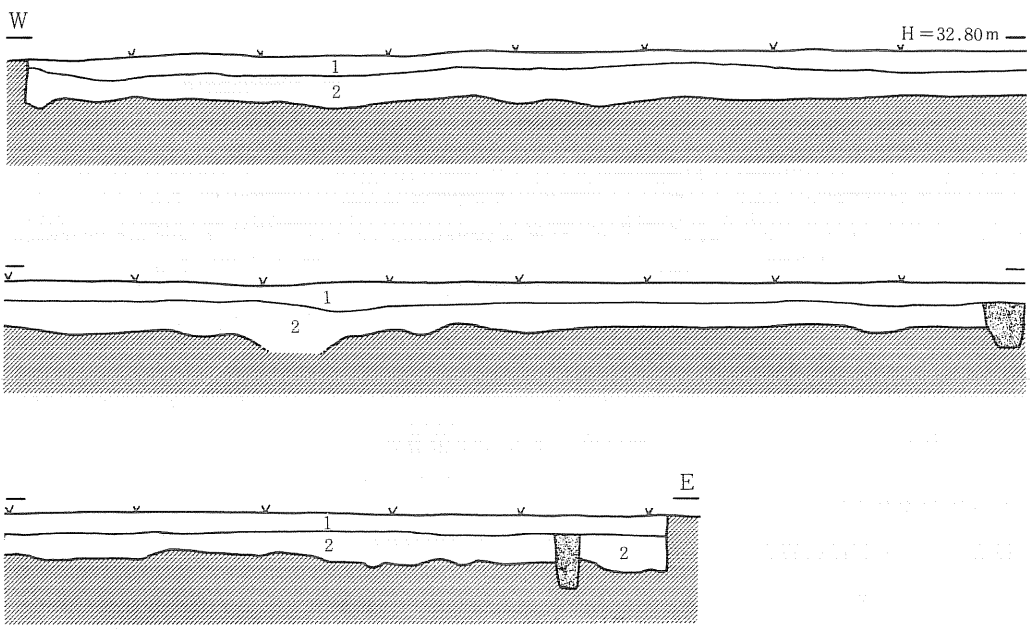

1　10YR3/2黒褐色水田耕作土　　2　10YR2/2黒色土

Eトレンチ北壁

暗　渠

0　2m

第57図　トレンチ土層断面図

に堆積したものと判断された。また、Ａトレンチでは水田耕作土の下に河川改修工事による砂利砕石、建築部材などが混在している。Ｄトレンチにはわずかな落ち込みがあり、黒褐色土が厚さ30cmほど堆積する。Ｅ・Ｆトレンチは耕作土の下に厚さ20～30cmの黒褐色土が水平に堆積するだけで、攪乱等もない。各トレンチを通じて遺構は検出されなかった。

第３節　出土遺物

Ａ～Ｃトレンチの黒色土上および地山上から、いずれも小破片であるが須恵器壺・甕、回転糸切り痕のある土師器、珠洲系陶器が出土した。

第４節　小　　結

本調査の、殊にＡ～Ｃトレンチは外郭南門の前面に位置し、道路跡の存在が予想された。第４層の黒色土はその西端ラインの方向が外郭南門の西妻柱列の方位にも近いため、道路に関わる何らかの地業かとも考えられたが、最終的に自然堆積層と判断された。

1975（昭和50）年の第７次調査、翌年の第10次調査において外郭南門およびその内側を調査しているが、この時も道路跡あるいは側溝などは確認されておらず、門の内・外で確認されなかったことになる。今後、内郭南門との間においてその検出に努める必要があろう。

註１　秋田県教育委員会払田柵跡調査事務所『払田柵跡調査事務所年報1975　払田柵跡－昭和50年度発掘調査概要－』　秋田県文化財調査報告書第40集　1976（昭和51）年

註２　秋田県教育委員会払田柵跡調査事務所『払田柵跡調査事務所年報1976　払田柵跡－昭和51年度発掘調査概要－』　秋田県文化財調査報告書第44集　1977（昭和52）年

第７章　調査成果の普及と関連活動

1　現地説明会の開催

平成３年10月19日

第90次調査について

2　諸団体主催行事への協力活動

政庁跡や発掘調査現場において、青森県八戸市教育委員会、本荘市史編纂室、五城目町立杉沢小中学校Ｐ・Ｔ・Ａ、秋田営林局の方々や、各種団体主催の郷土学習会、見学会などに対し、払田柵跡の概要説明を行った。

3　払田柵跡環境整備審議会への開催

第１回　　平成３年７月５・６日

第２回　　平成３年９月20・21日

第３回　　平成４年３月17日

4　顧問会議の開催

第33回　　平成３年10月４日

第34回　　平成４年２月14日

5　報　　告

児玉　準「払田柵跡－第90次調査の概要－」

『第18回古代城柵官衙遺跡検討会資料』平成４年２月15・16日

児玉　準「払田柵跡の調査」秋田県埋蔵文化財発掘調査報告会資料

平成４年３月７・８日

１　外郭線角材列（東から）

２　同　　上

図版２　第88次調査

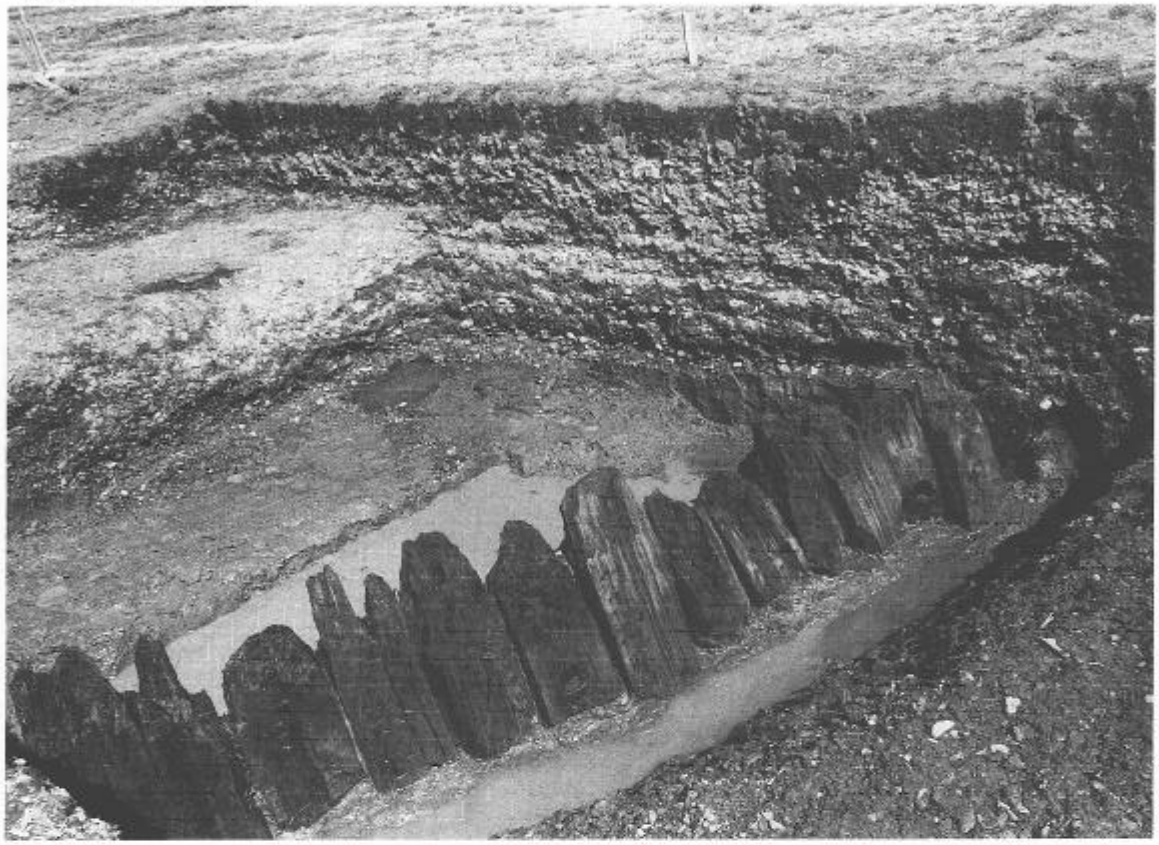

１　外郭線角材列（南東から）

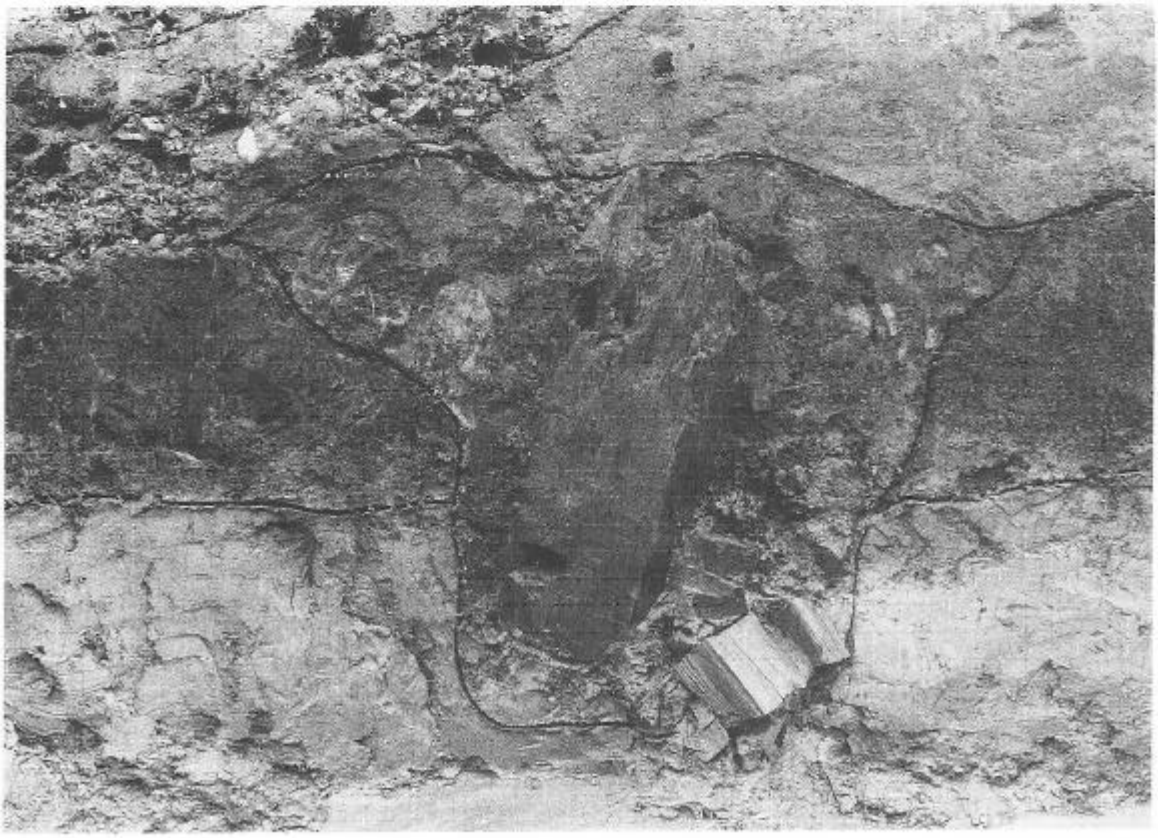

２　布掘りと角材の断面

図版 3　第88次調査

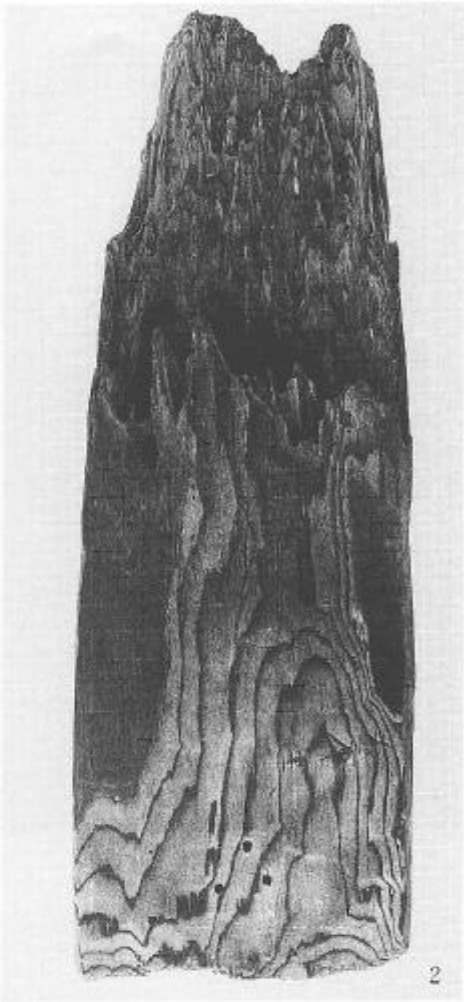

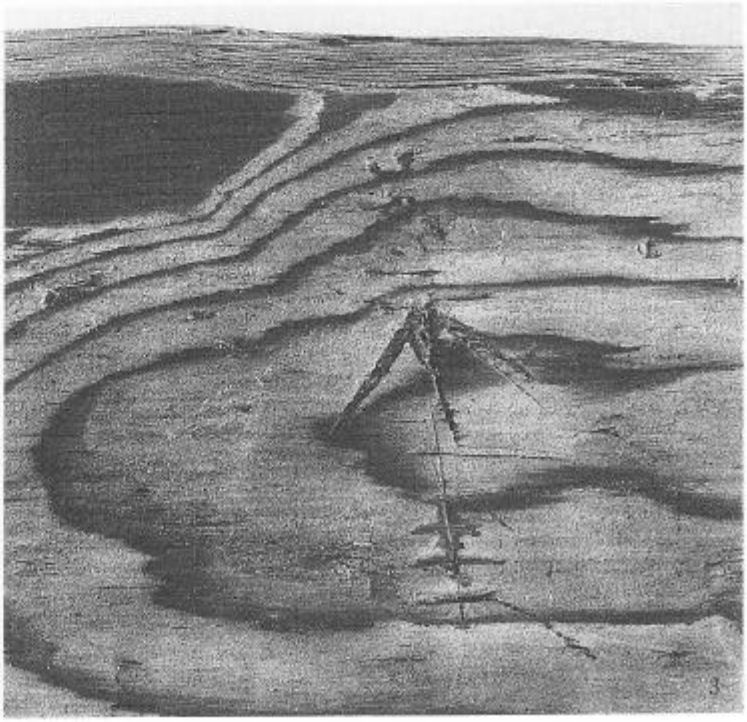

1　西に傾く角材列
2　刻書のあるNo.3角材
3　刻書

図版４　第89次調査

１　調査前の状況（南から）

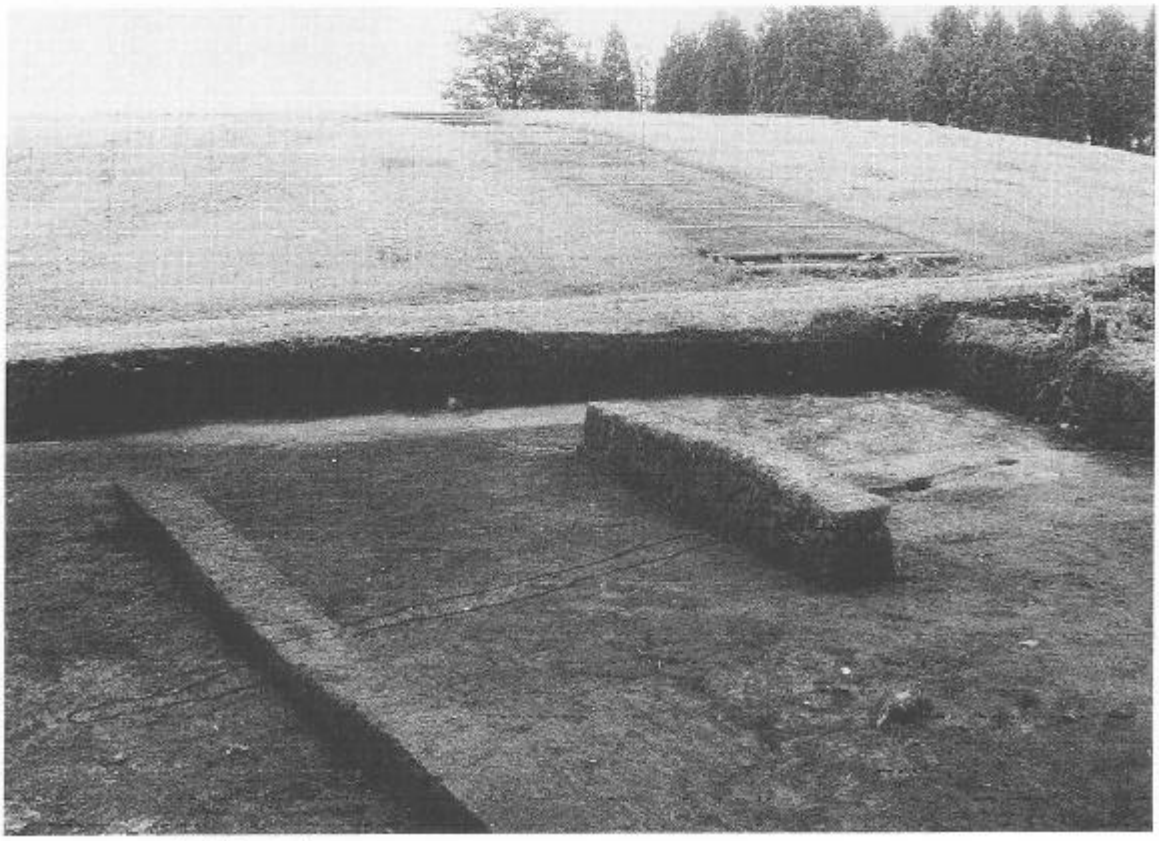

２　ＳＤ774溝（北から）

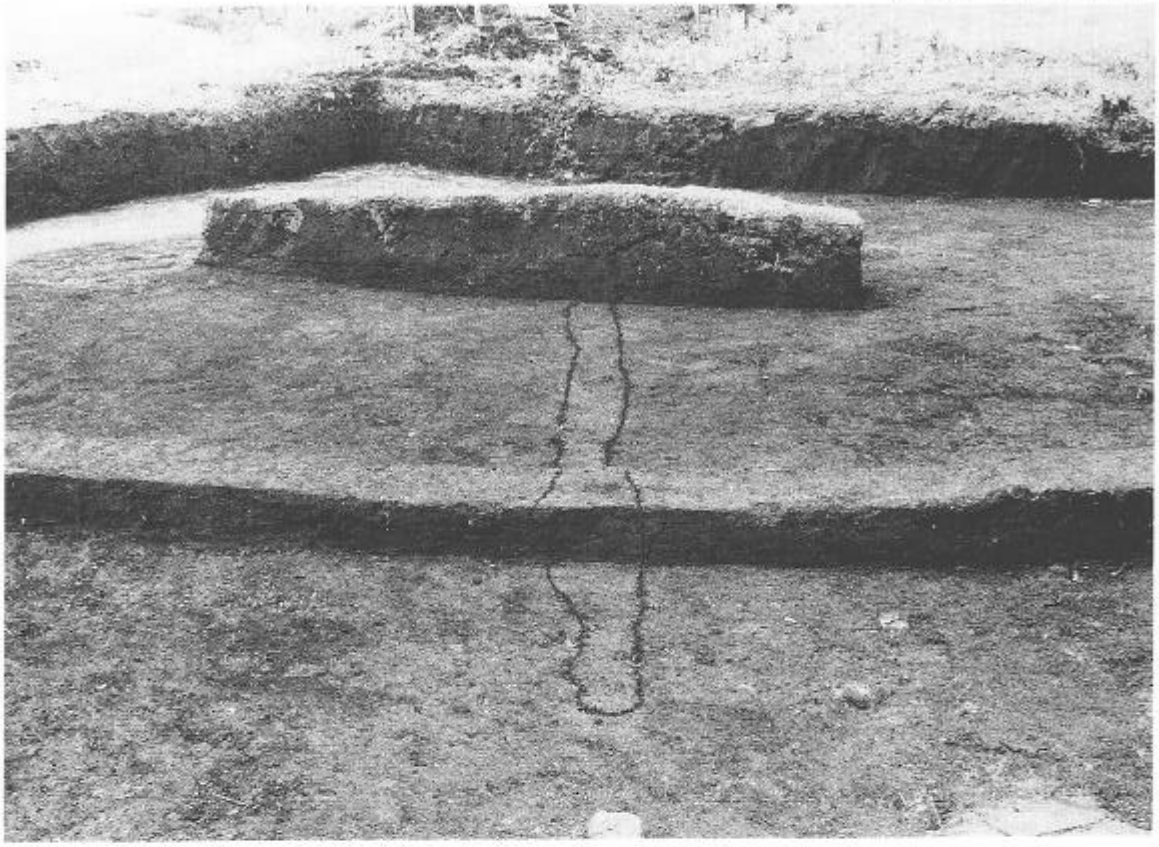

１　ＳＤ774溝（東から）

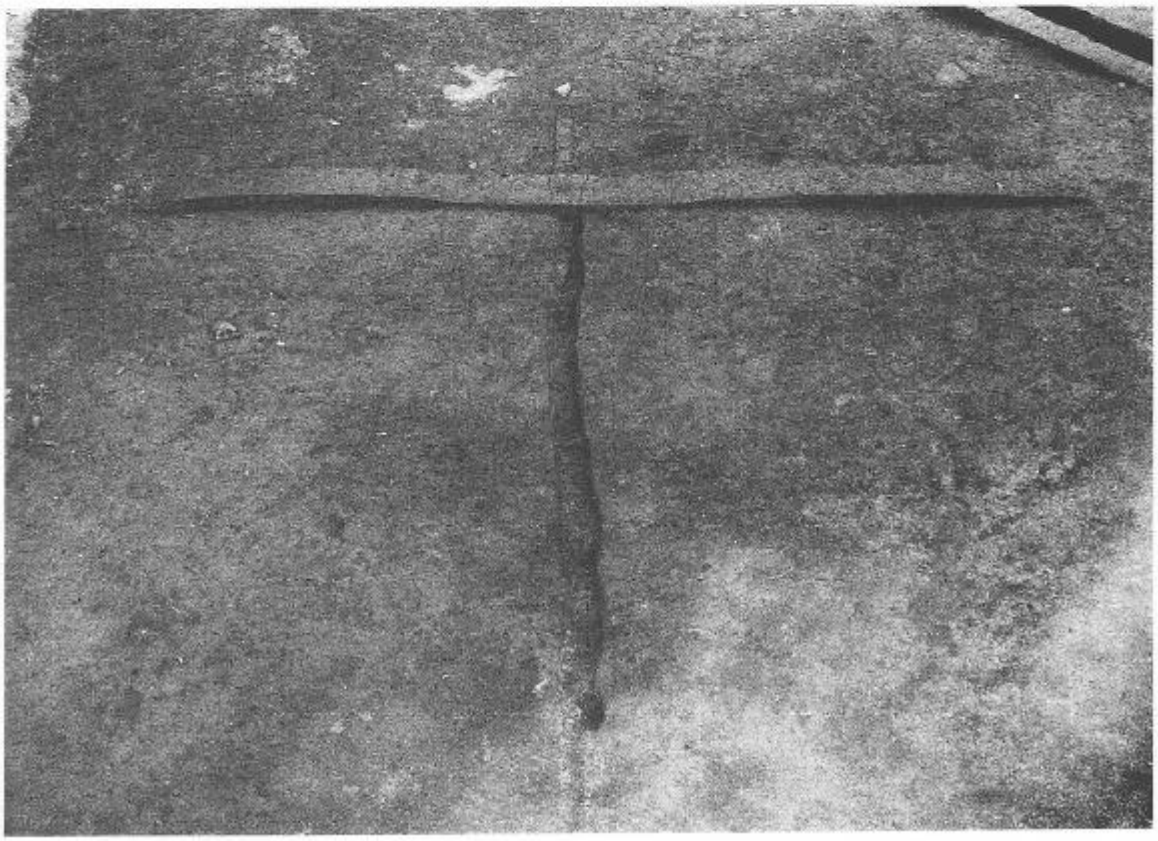

２　同　　上（西から）

図版６　第89次調査

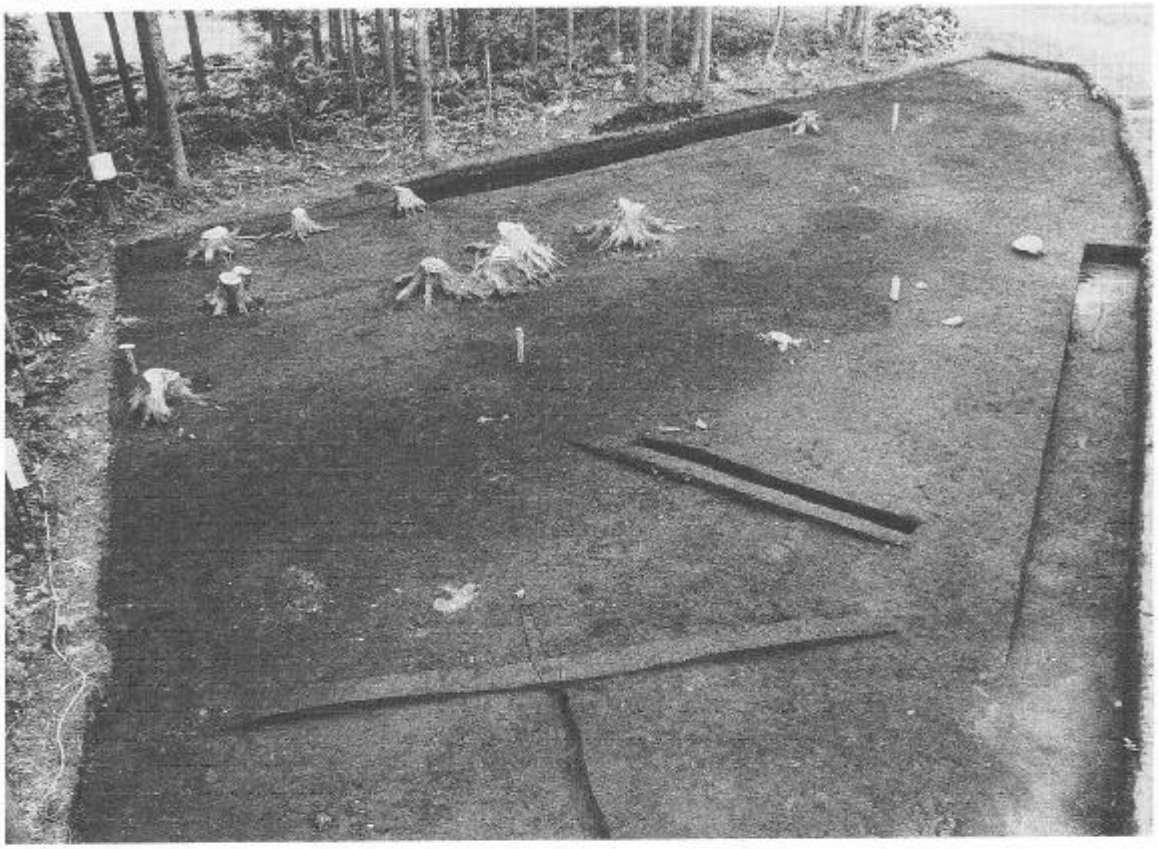

１　調査区全景（南西から）

２　Ａトレンチ土層（南から）

1　ＳＩ936竪穴住居跡（南から）

2　同　　上カマド（東から）

図版 8　第90次調査

1　ＳＢ937掘立柱建物跡（南から）

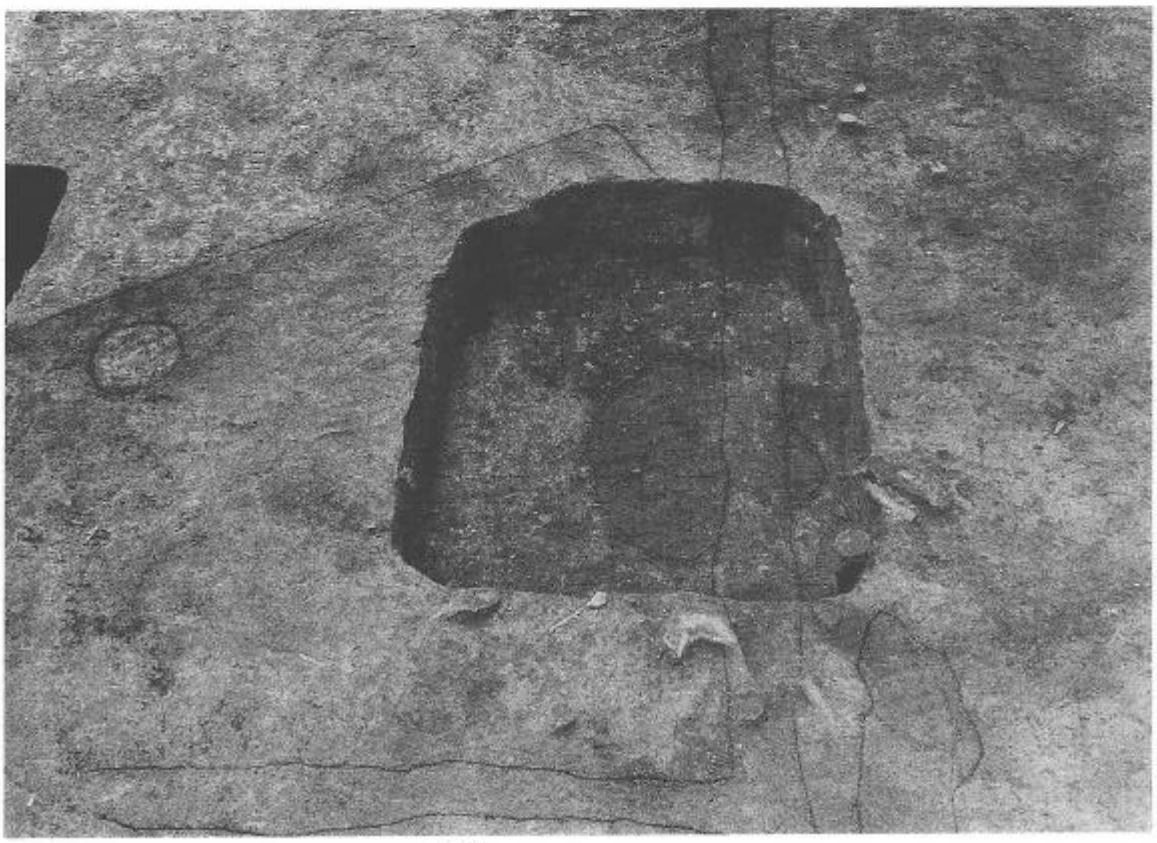

2　ＳＩ965・ＳＢ937・ＳＤ990の重複

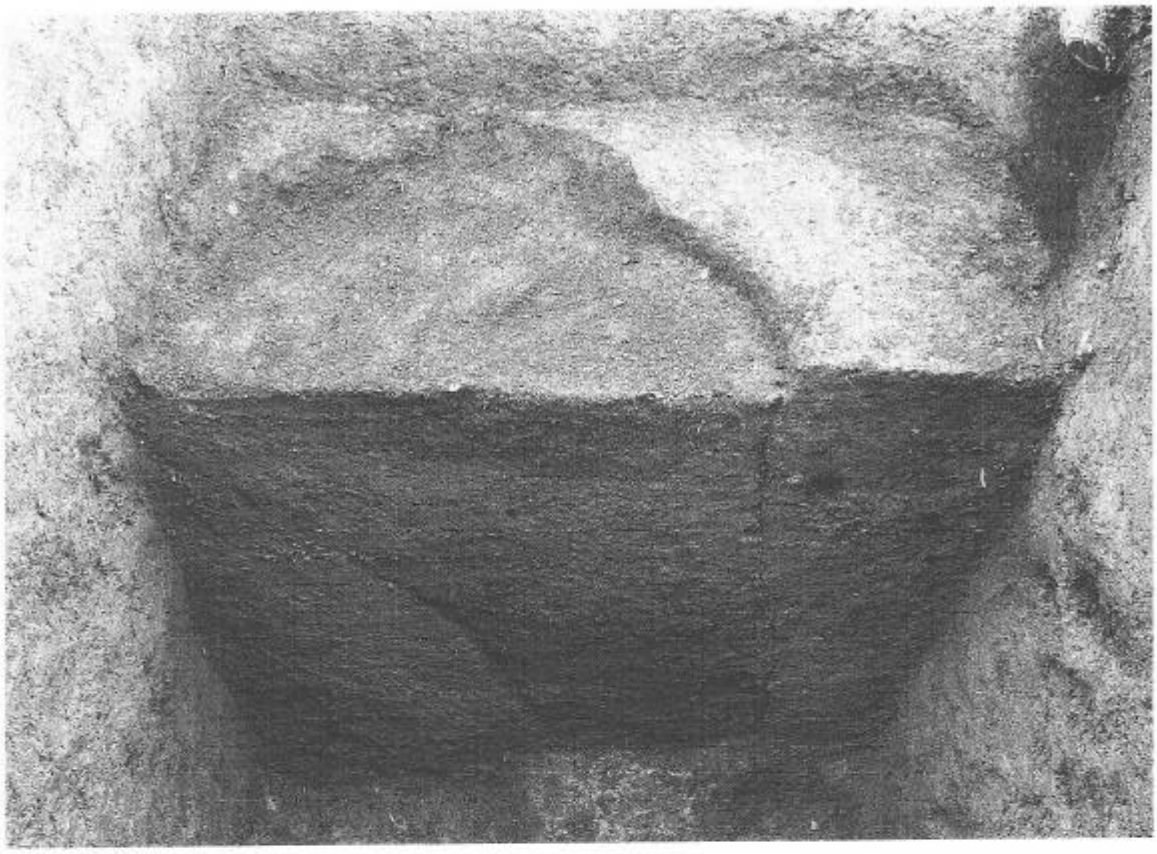

1　ＳＢ937の柱掘形断面

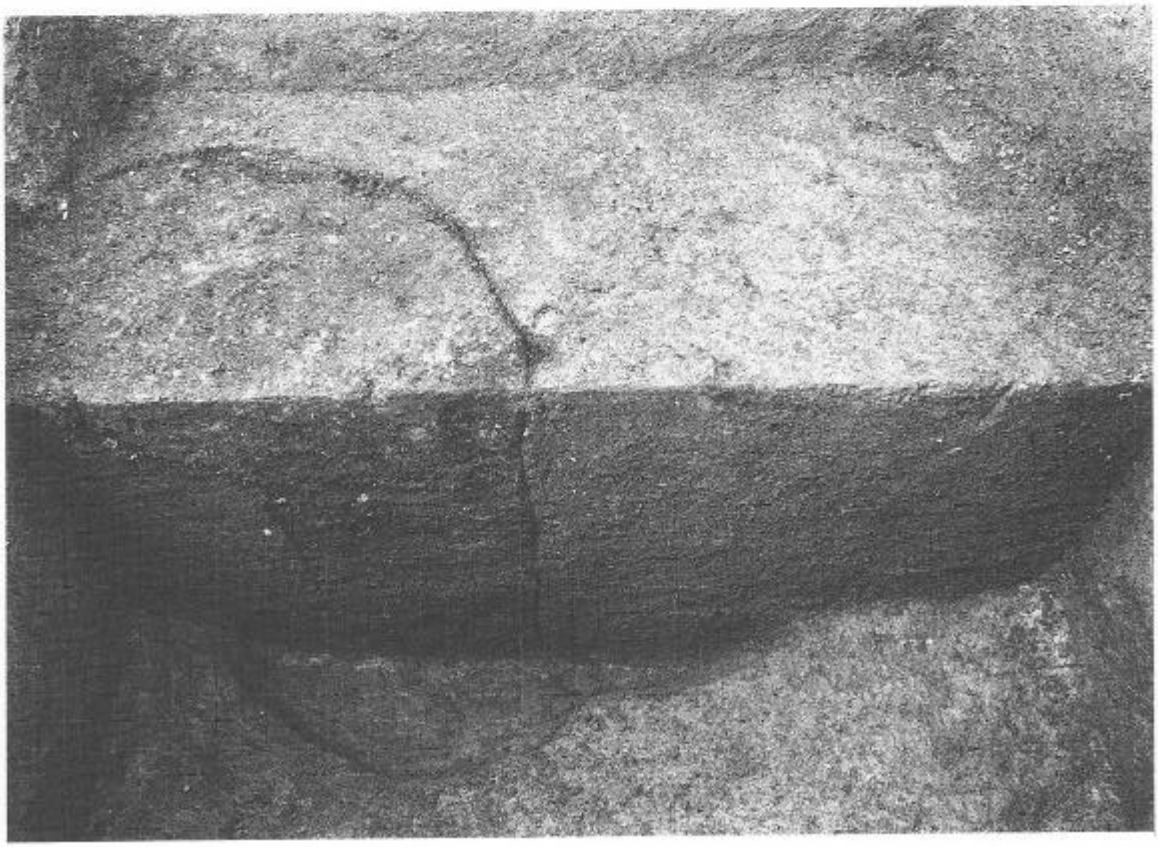

2　同　　上

図版10　第90次調査

1　調査区北部の遺構（東から）

2　同　　上

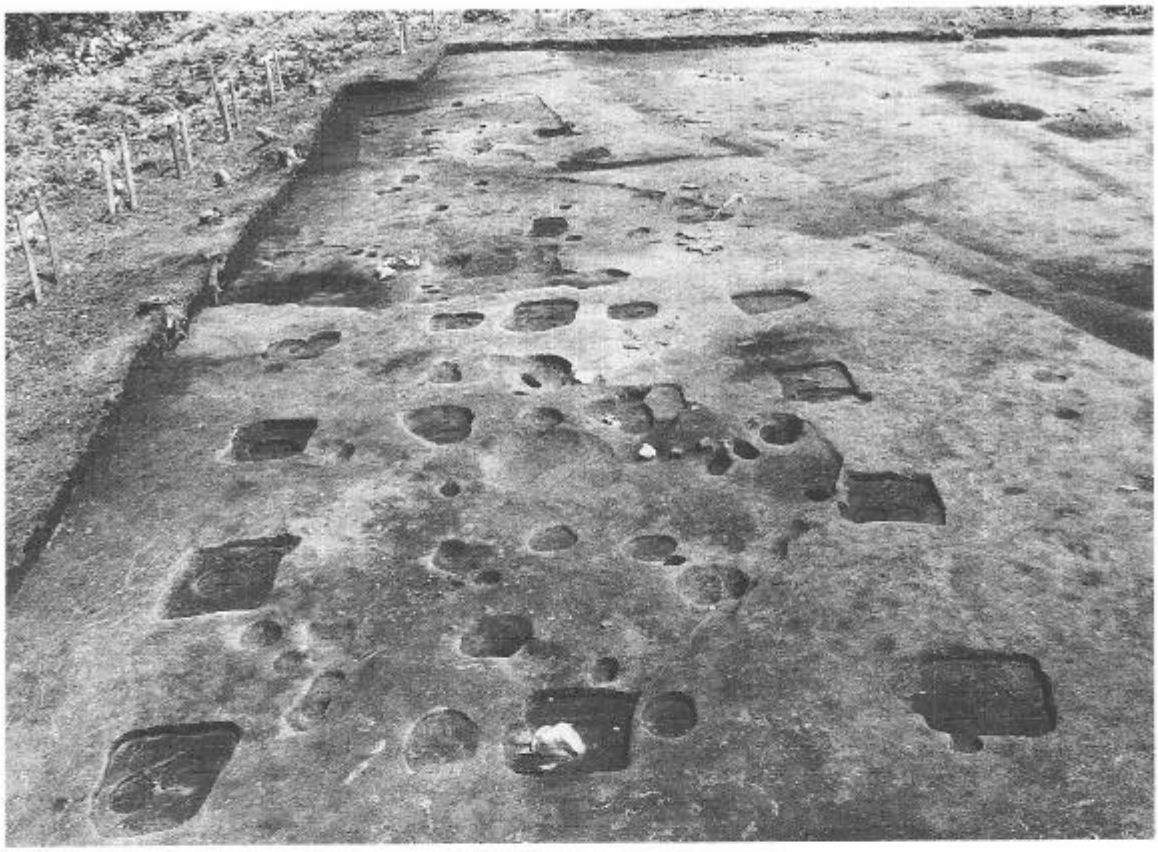

1　ＳＢ941・Ａ・Ｂ１・Ｂ２掘立柱建物跡とＳＩ934（東から）

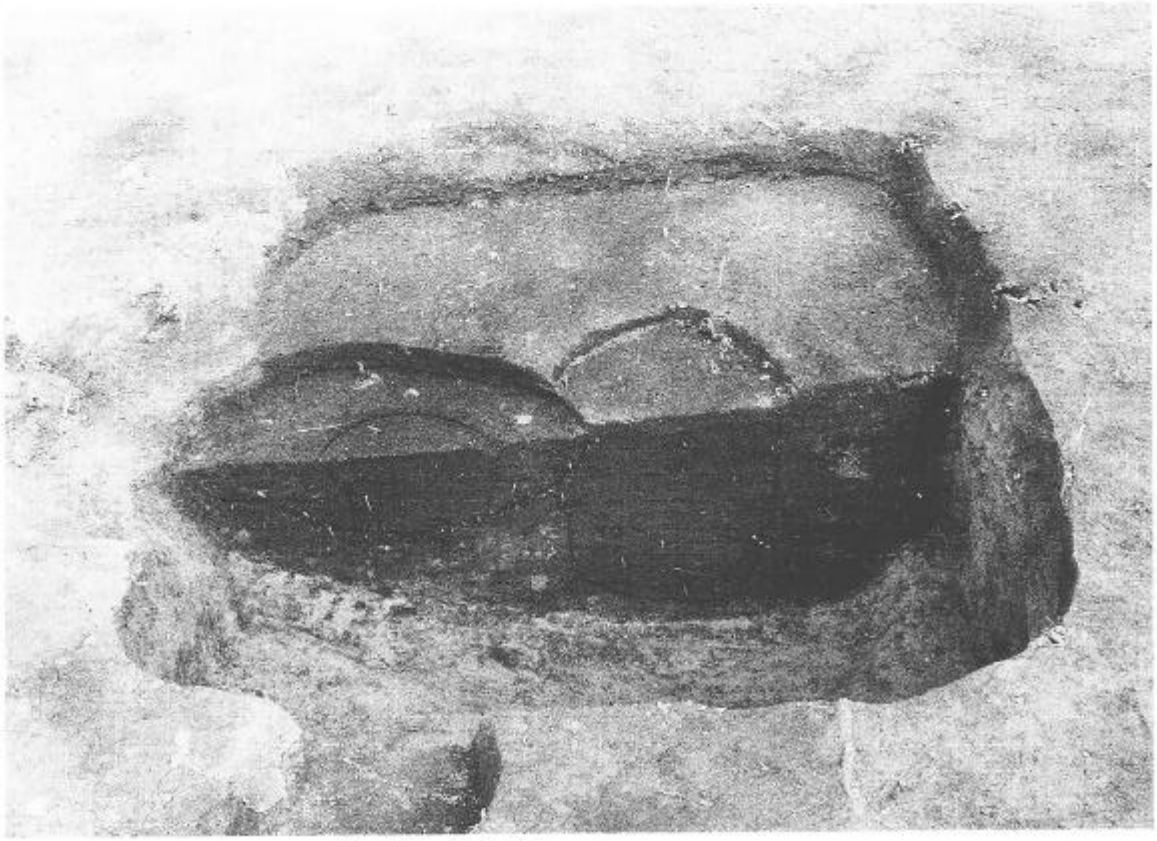

2　ＳＢ941・ＡとＢ２の重複状況（西から）

図版12　第90次調査

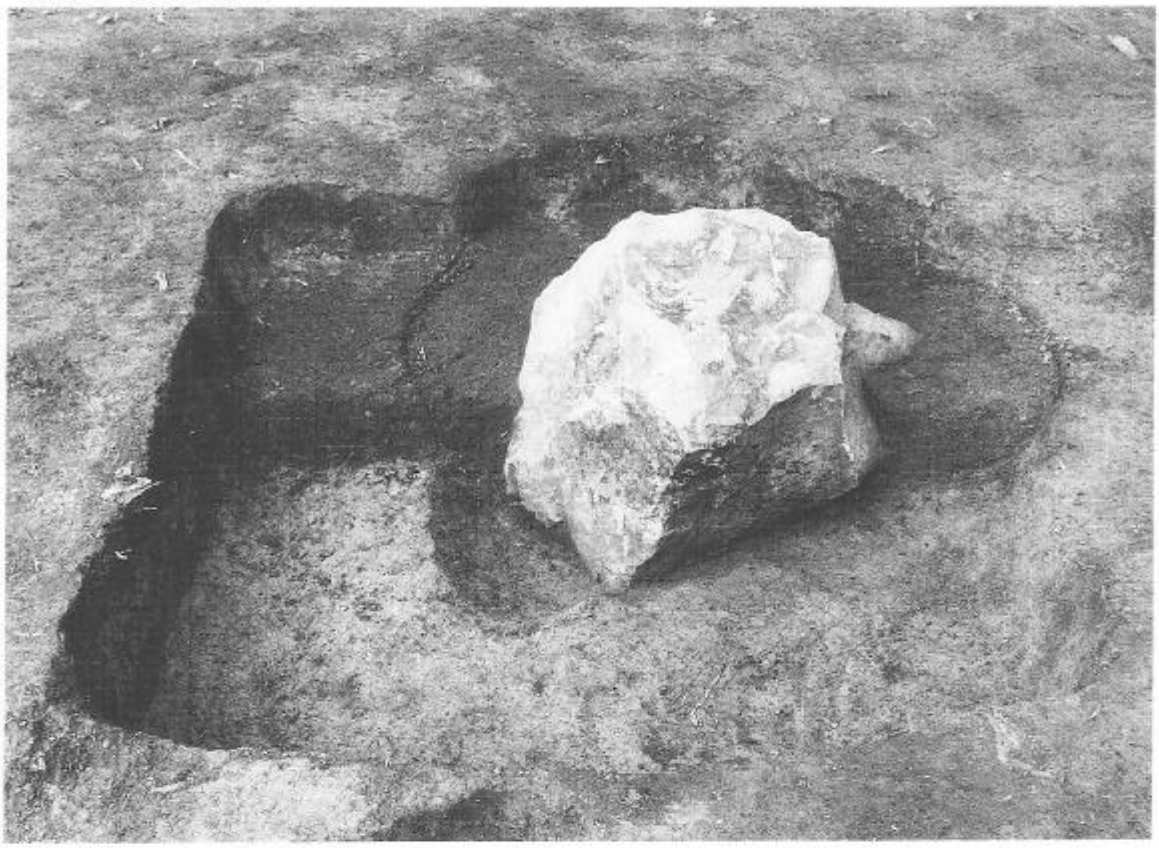

1　ＳＢ941・Ａの西妻柱とＢ２北西隅柱の重複（東から）

2　ＳＢ937とＳＢ1013の重複

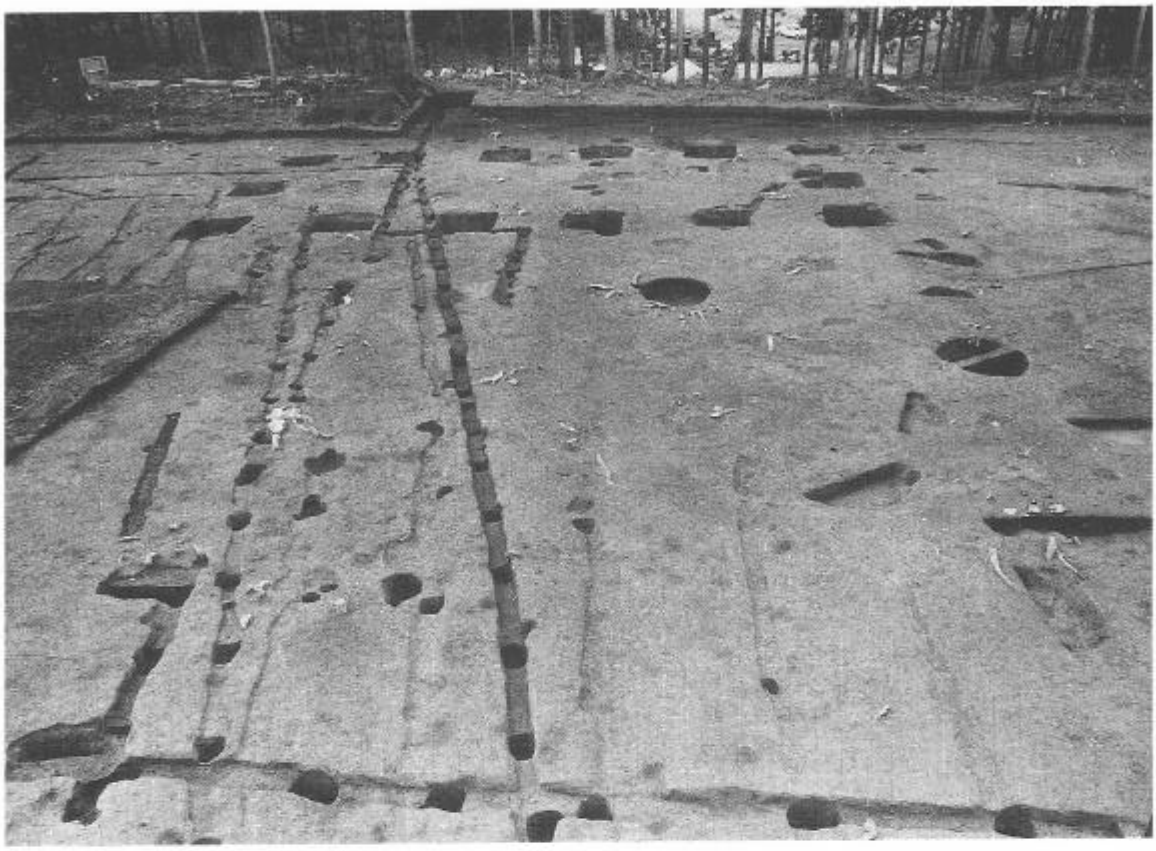

1　ＳＢ937掘立柱建物跡と板塀（東から）

2　板　　塀（西から）

図版14　第90次調査

1　ＳＤ990・991の出入口部（南から）

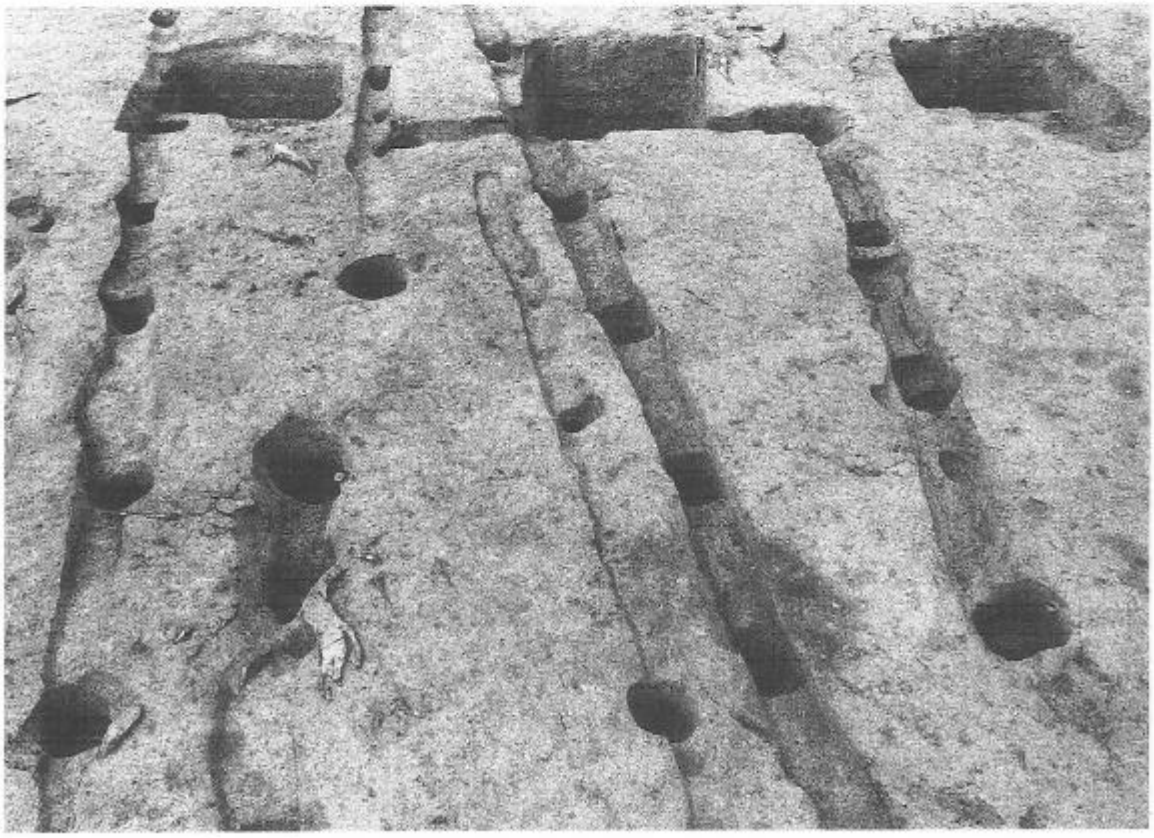

2　同　　上（東から）

1　ＳＩ966を切るＳＤ1002（東から）

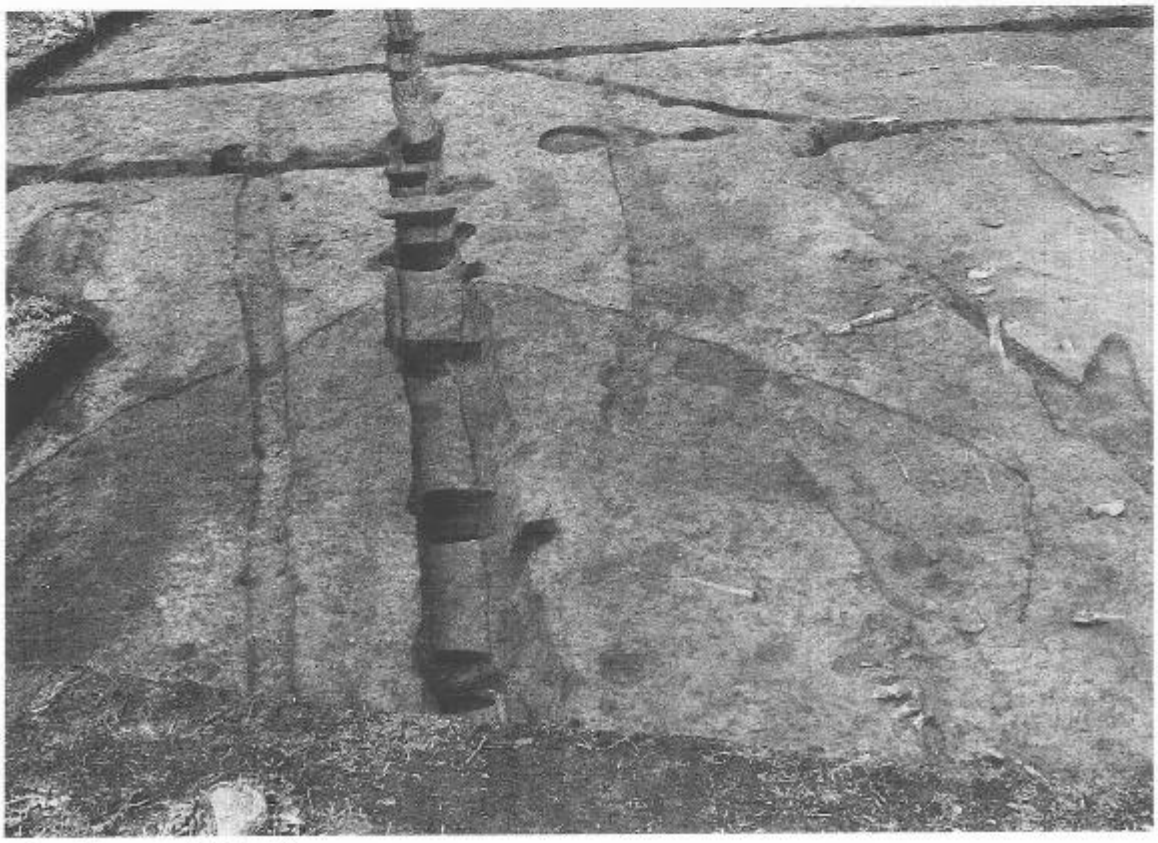

2　同　　上（西から）

図版16　第90次調査

1　ＳＤ984（南から）

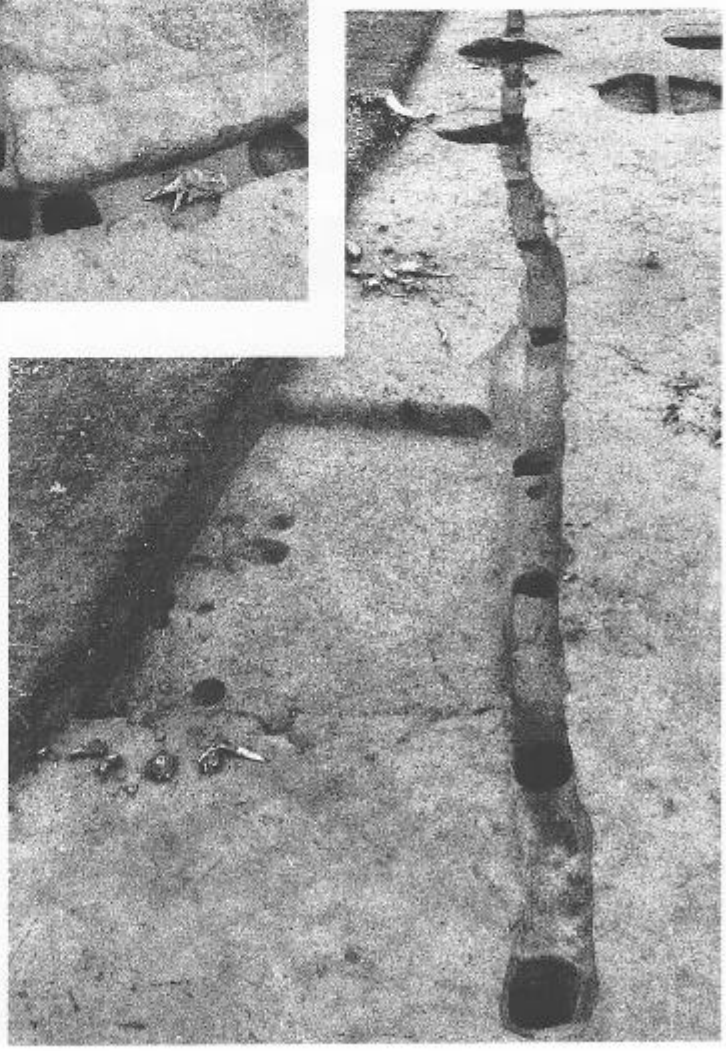

2　ＳＩ967とＳＤ984（南から）

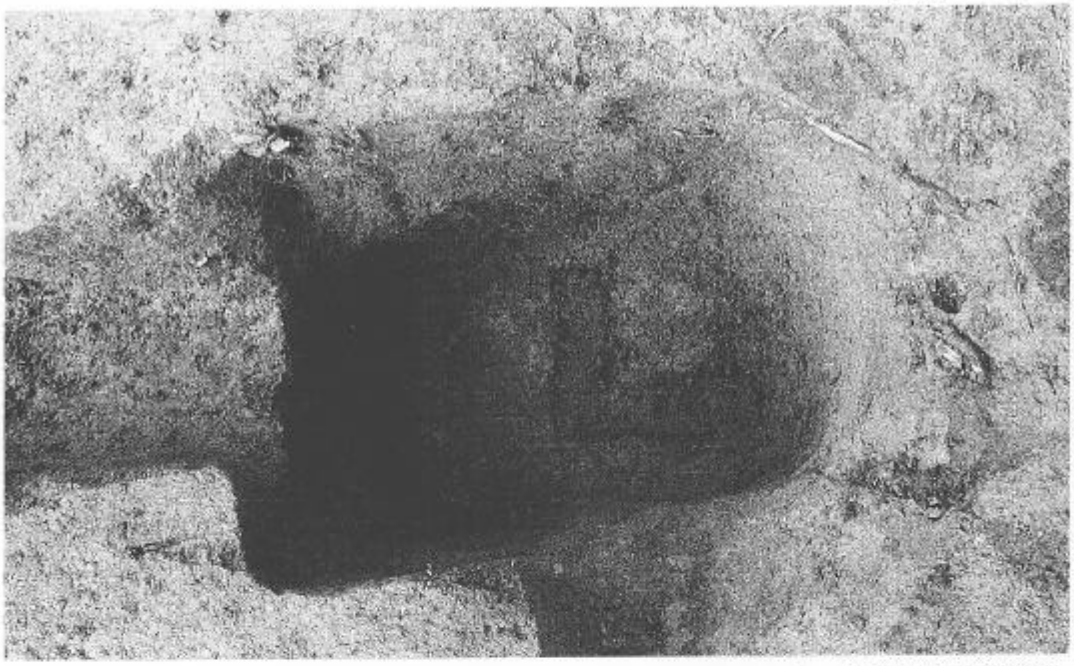

1　板塀出入口部隅の柱痕跡

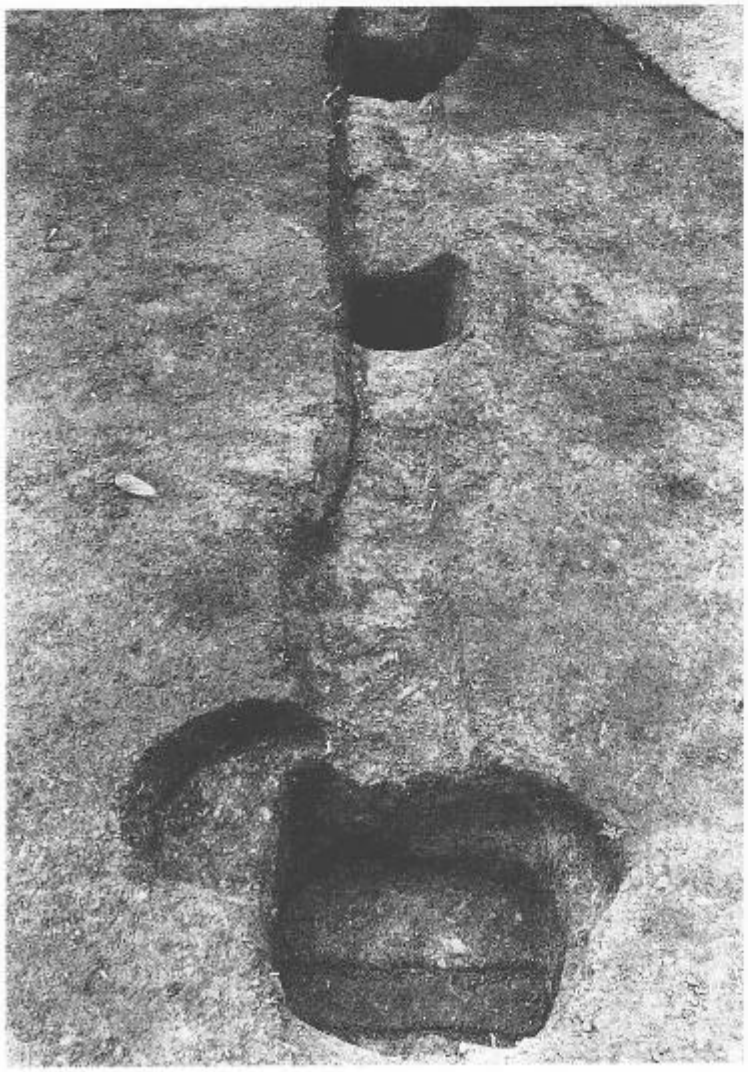

2　ＳＤ1006板塀の柱痕跡

図版18　第90次調査

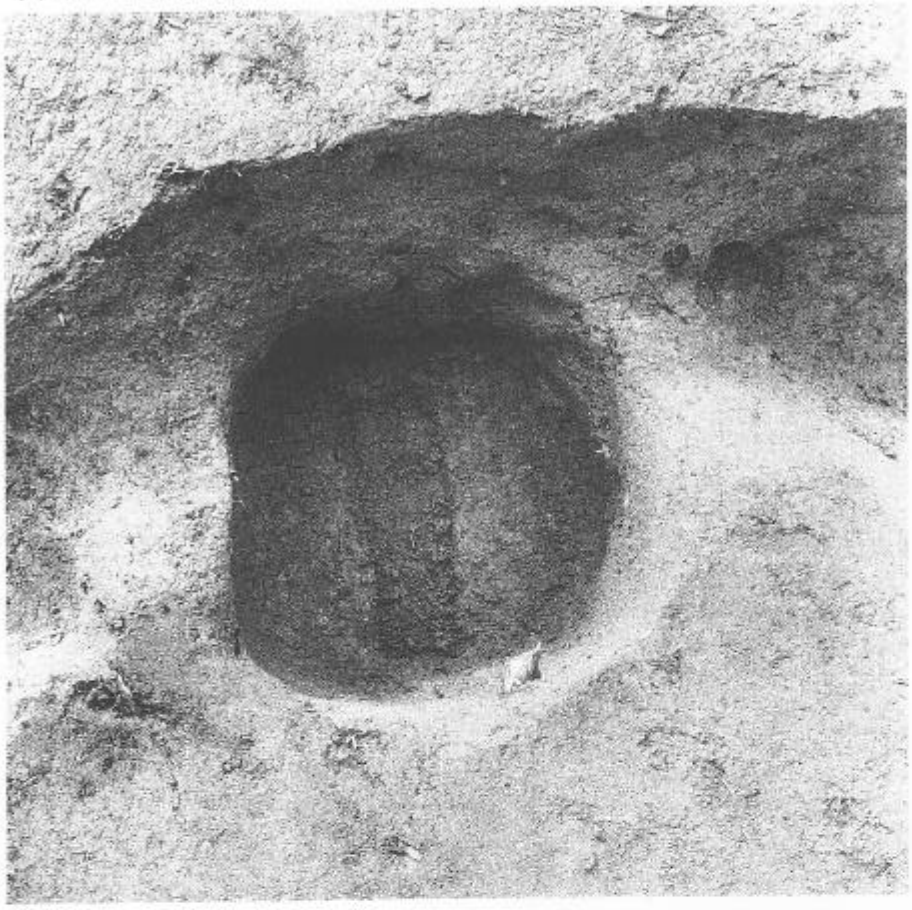

1　板塀の柱痕跡

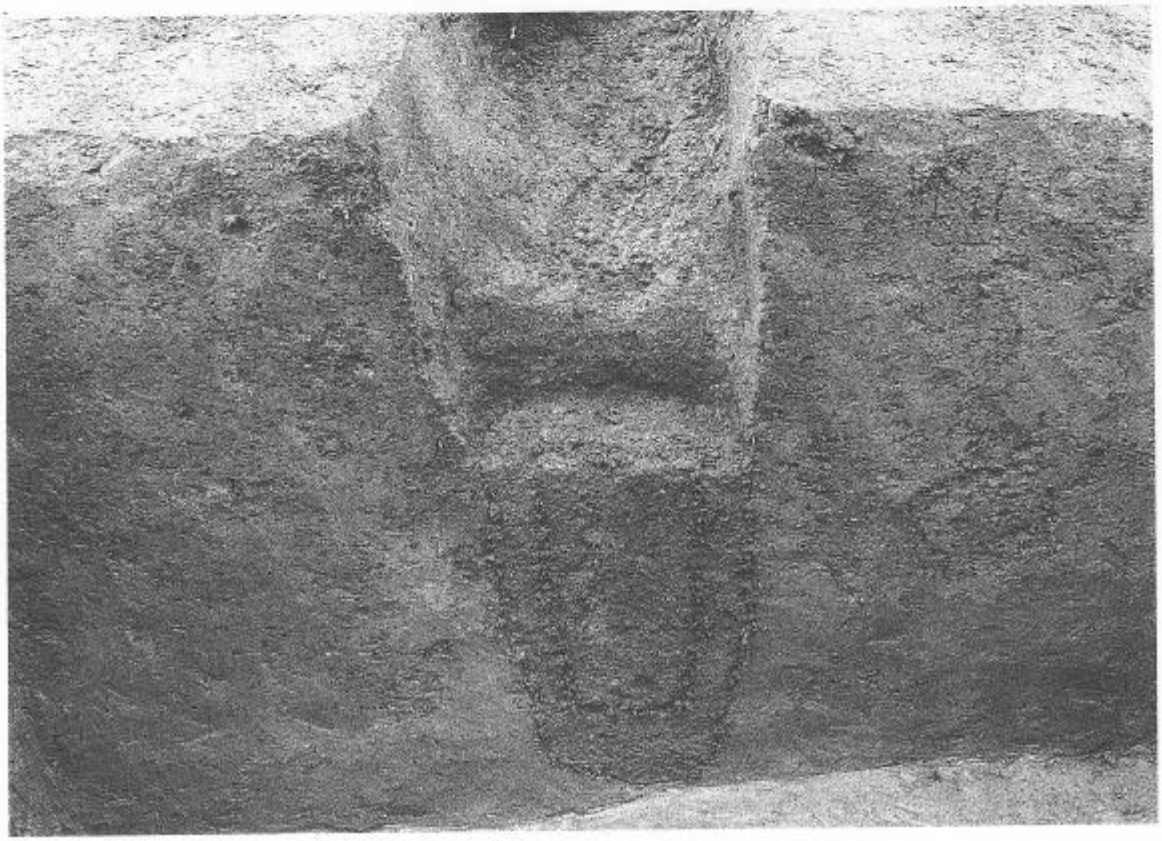

2　ＳＤ1006板塀の柱痕跡断面

1　土坑群（南東から）

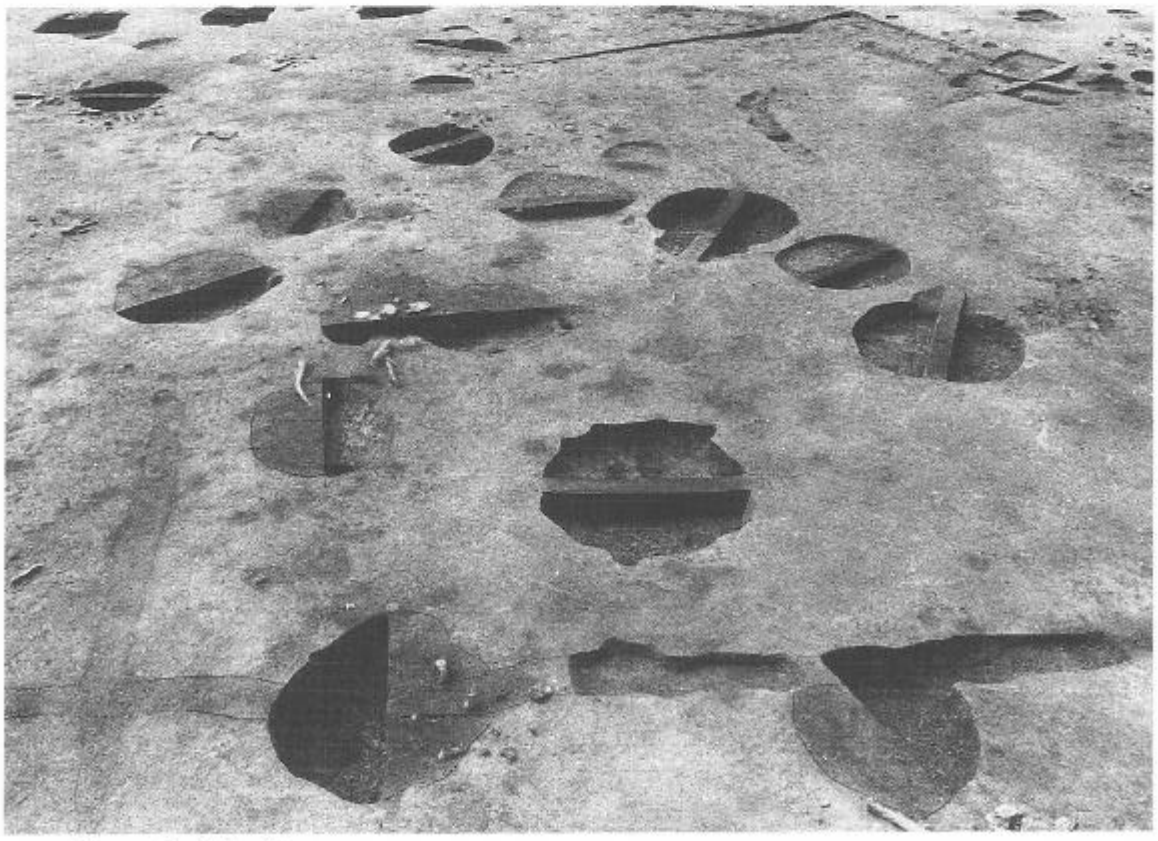

2　同　　上（東から）

図版20　第90次調査

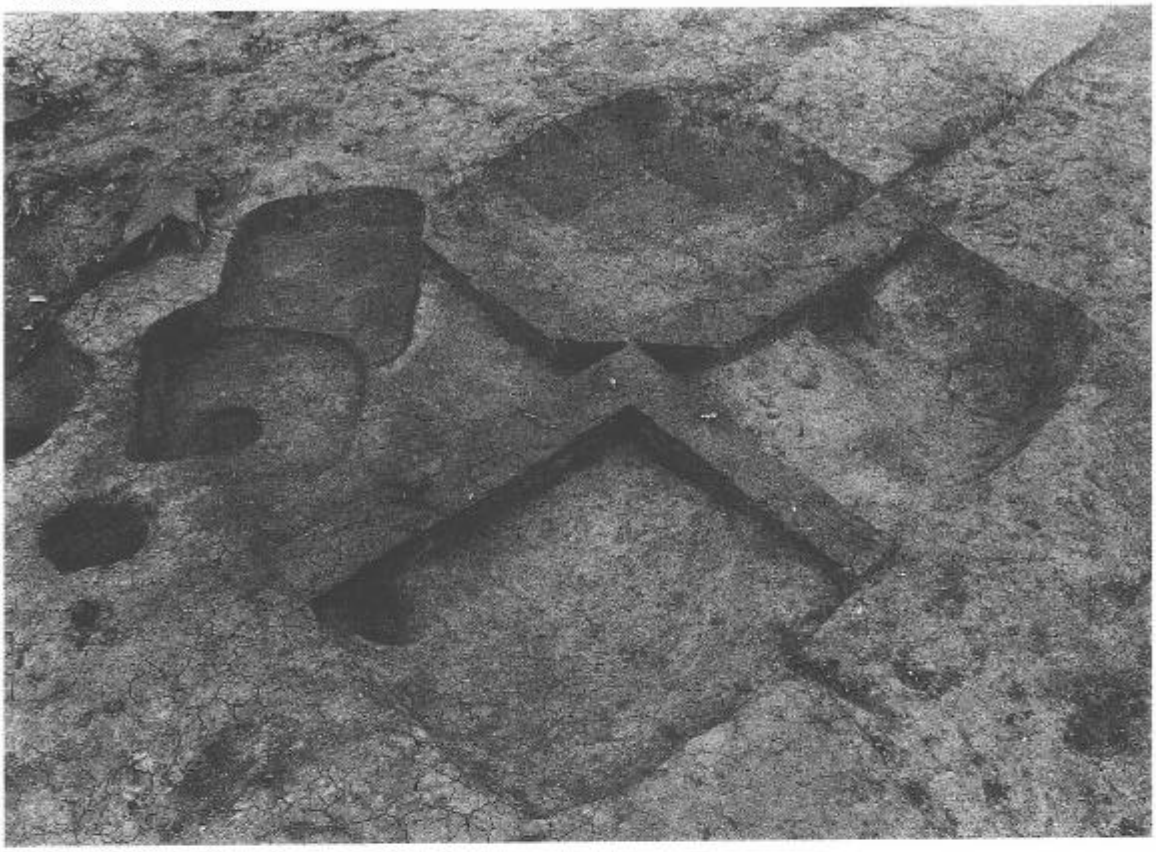

1　ＳＫ947土坑（西から）

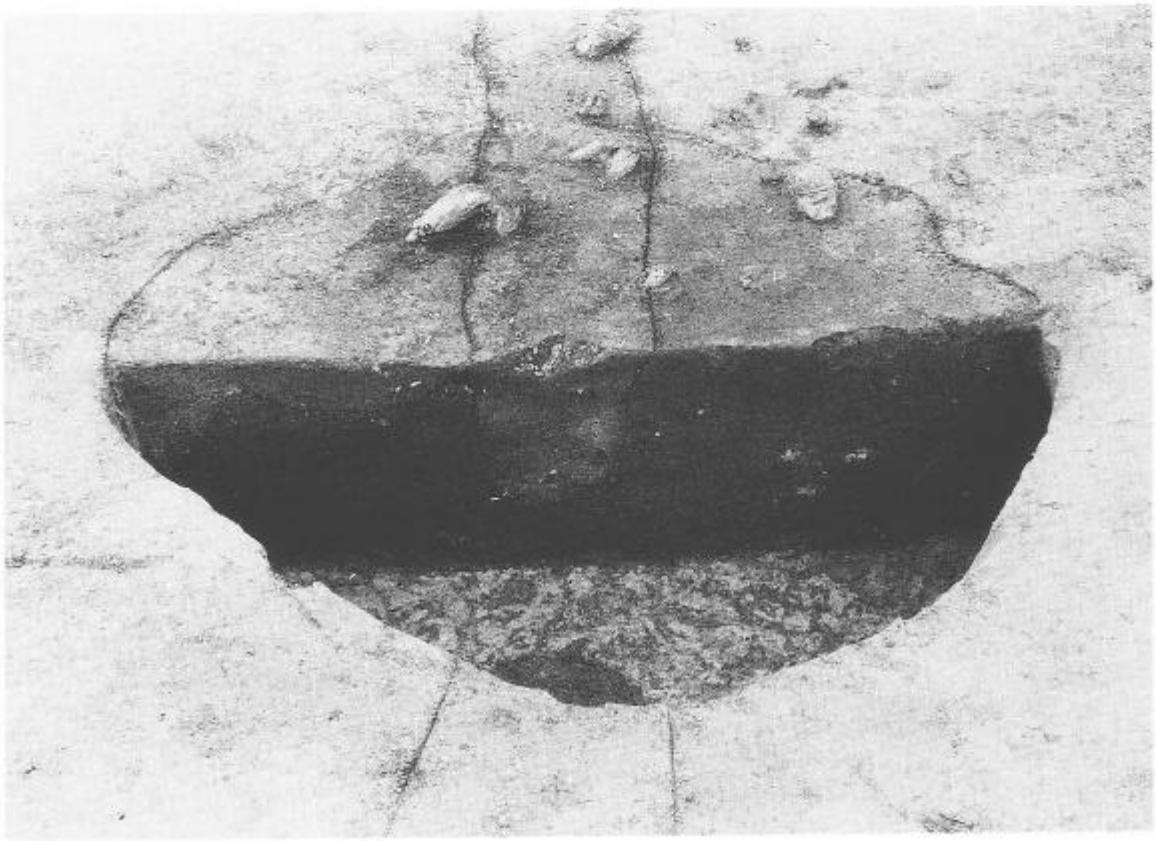

2　ＳＫ960土坑とＳＤ984板塀

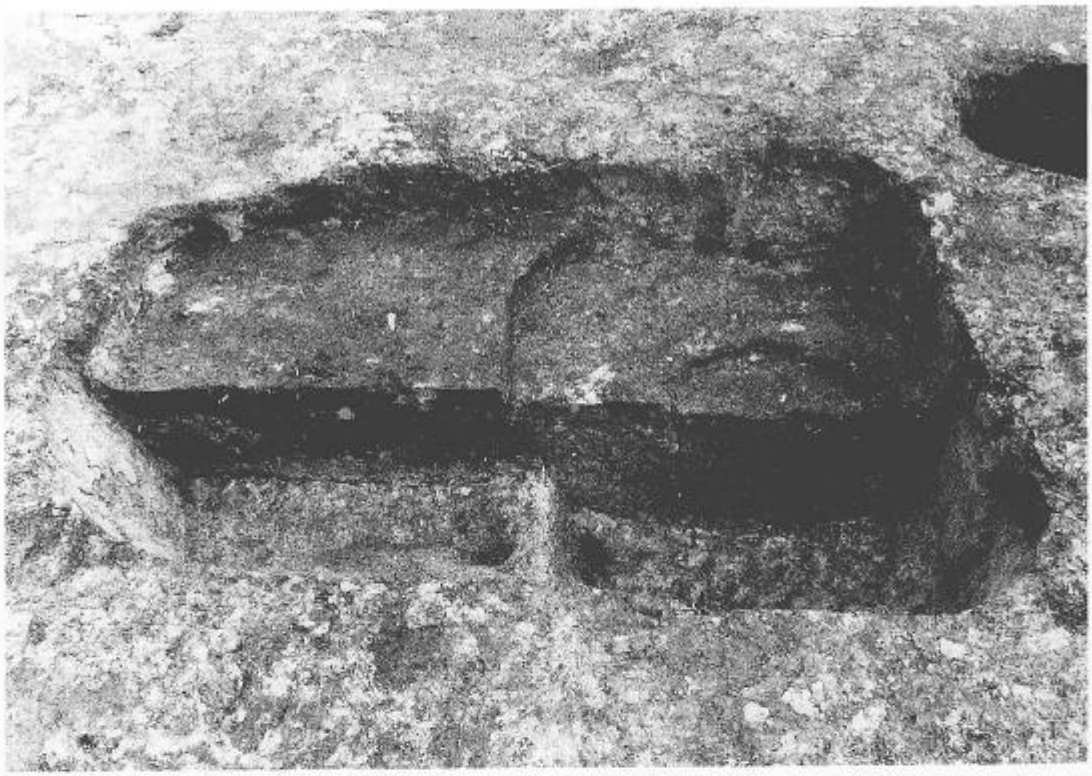

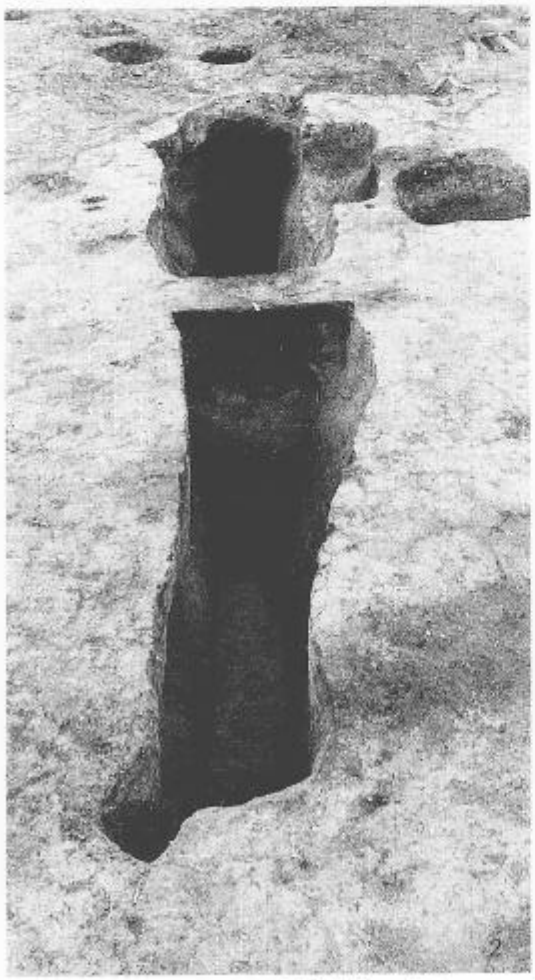

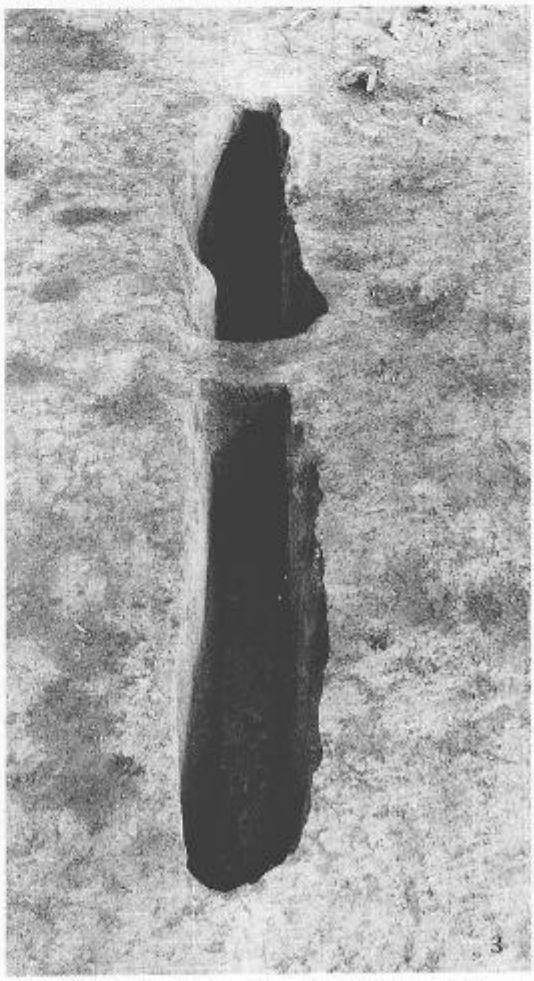

1　ＳＡ1026柱列の掘形断面（北から）　2　ＳＫ（Ｔ）975（南から）　3　ＳＫ（Ｔ）983（南から）

図版22　第91次調査

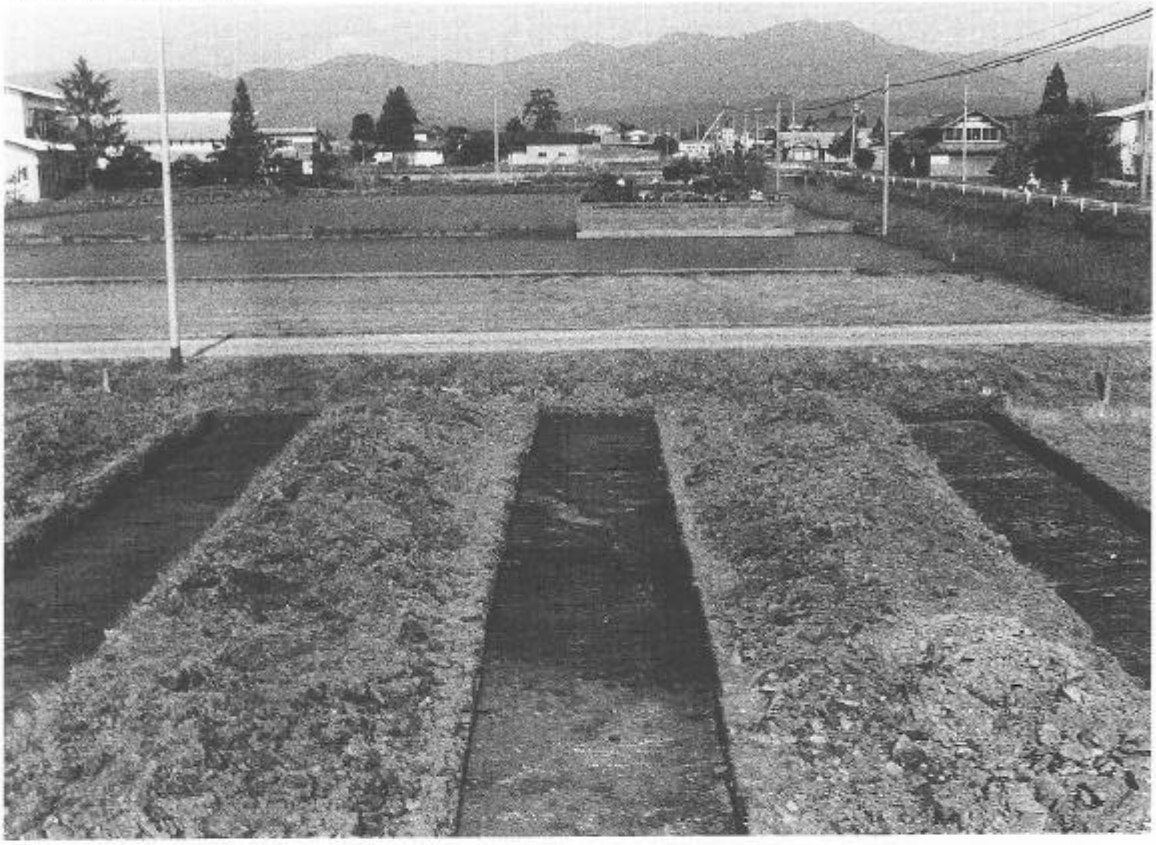

1　A～Cトレンチ（西から）

2　同　　上（南から）

1　Dトレンチ（西から）

2　Fトレンチ（東から）

図版24　第88・90次調査　　遺　　物(1)

1　第88次調査出土土師器杯　2　第90次調査SI934出土須恵器杯　3・4　SI936出土須恵器・土師器杯
5　SI943出土土師器杯　6　SI944出土須恵器杯　7　SD992出土土師器杯　8　SK938出土土師器杯

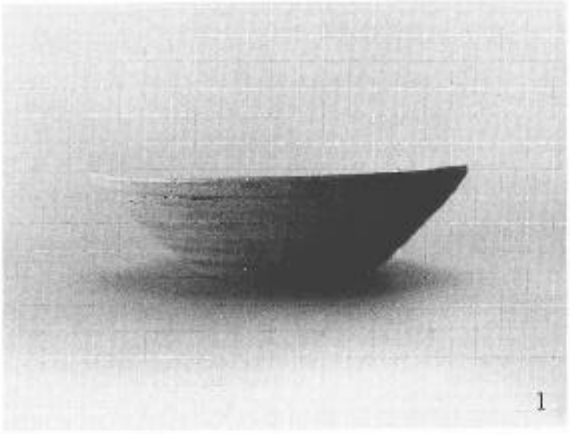

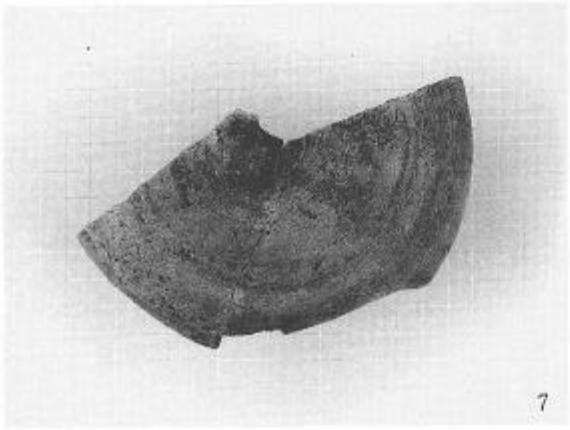

1・2　ＳＫ939出土須恵器・土師器杯
　　3　ＳＫ955出土須恵器杯
　　4　ＳＸ974出土土師器甕
5～7　墨書土器　5は1と同一個体
　　6　ＳＫ957　7　ＳＩ934出土

図版26　第90次調査　　遺　物(3)

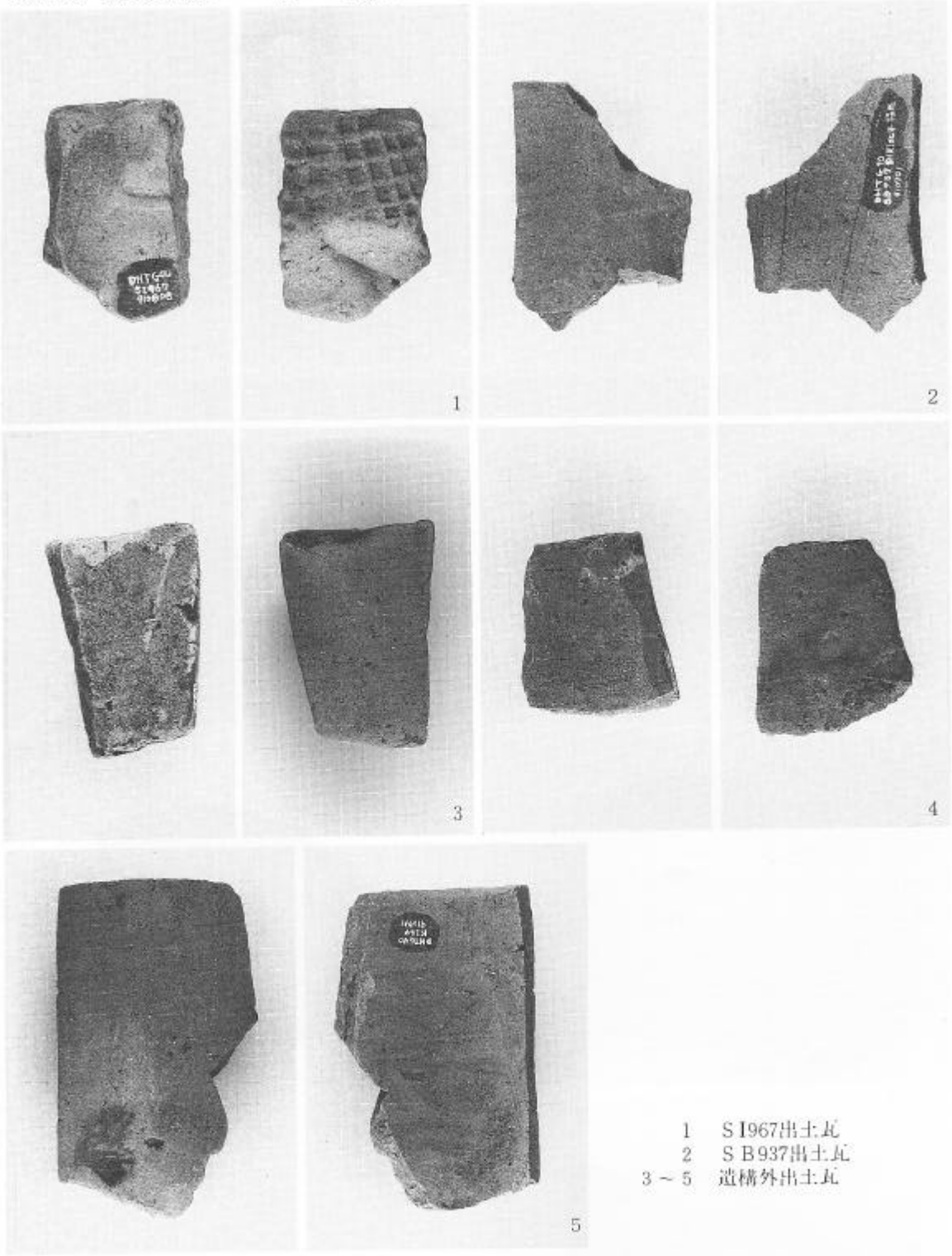

1　S I967出土瓦
2　S B937出土瓦
3～5　遺構外出土瓦

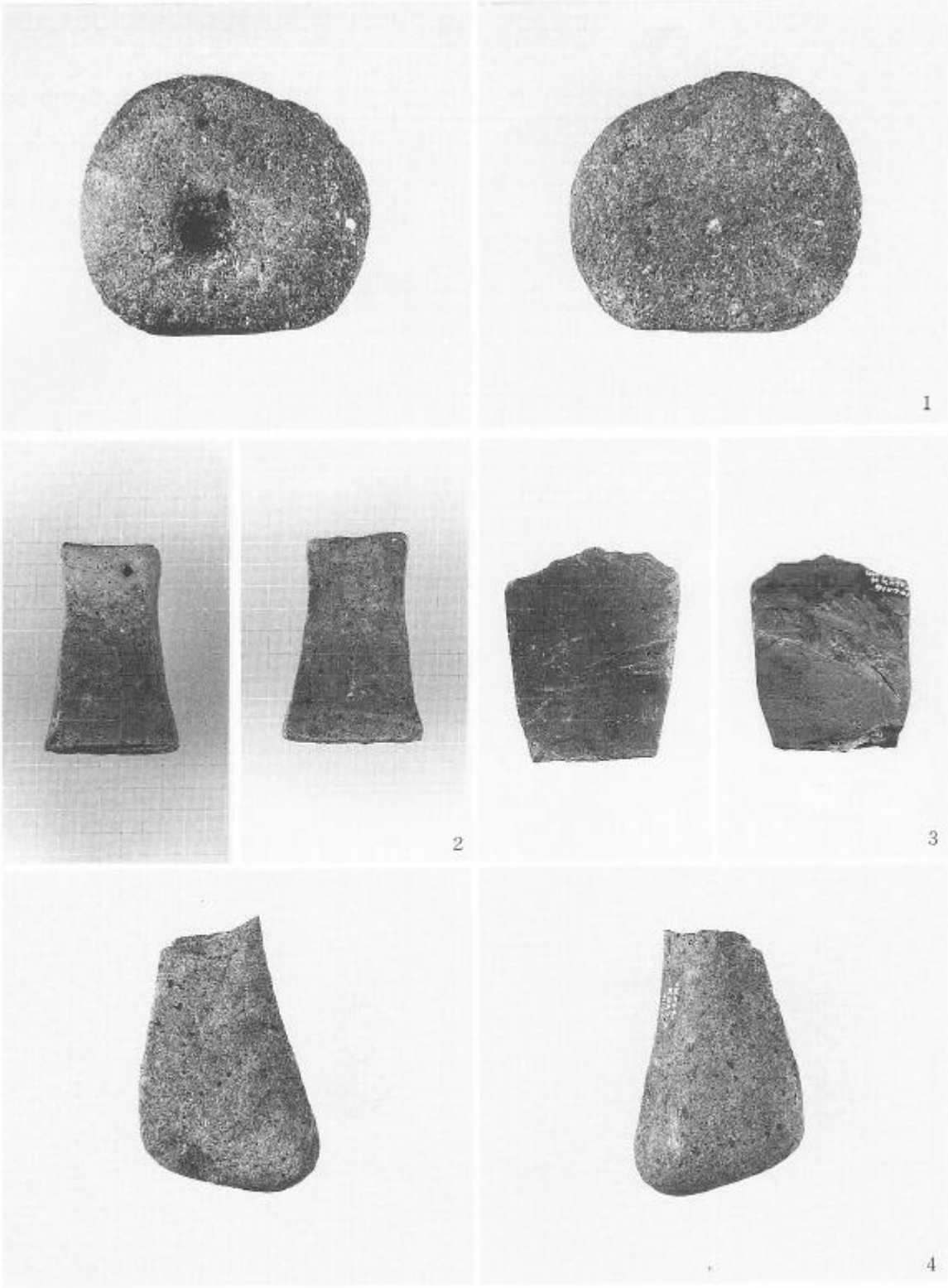

1　S I934出土凹石
2　S I936出土砥石
3・4　遺構外出土砥石